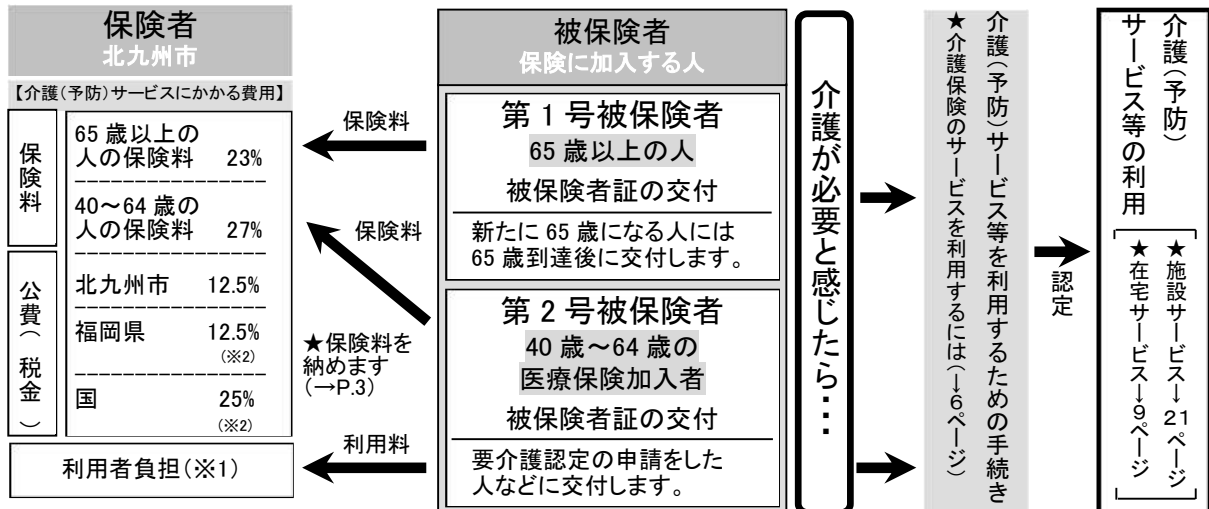


介護保険はこんな制度です

介護保険は 40 歳以上の人が入会し、保険料を納めます。

介護が必要なときは、保険を利用して費用の 1 割～3 割の自己負担で介護（予防）サービス等が受けられます。

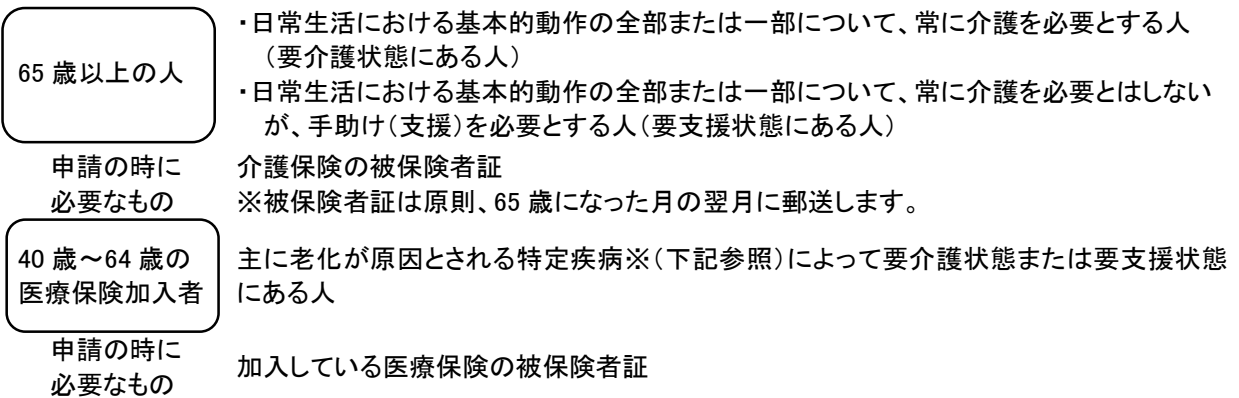
介護保険のしくみ



※1 介護（予防）サービス等にかかる費用は、1 割～3 割を利用者が自己負担し（→P. 25）、残りを保険料と公費（税金）でまかなっています。

※2 施設等の給付の場合は、県が 17.5%、国が 20%

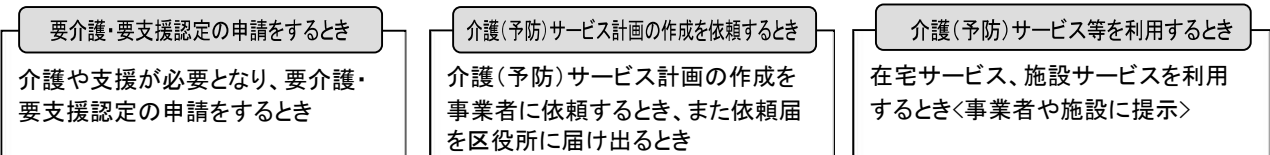
介護サービス等を利用できる人



※特定疾病

- | | | |
|--|-------------------------------|-----------------------------|
| ①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る） | ⑥初老期における認知症 | ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 |
| ②関節リウマチ | ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 | ⑬脳血管疾患 |
| ③筋萎縮性側索硬化症 | ⑧脊髄小脳変性症 | ⑭閉塞性動脈硬化症 |
| ④後縦靭帯骨化症 | ⑨脊柱管狭窄症 | ⑮慢性閉塞性肺疾患 |
| ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 | ⑩早老症 | ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| | ⑪多系統萎縮症 | |

被保険者証はこんなときに使います



介護保険の保険料

介護保険は、加入する全ての人に保険料を納めていただいています。保険料の額と納め方は、年齢や所得などにより異なります。 ※40歳～64歳の人の保険料についてはP.5をご覧ください。

- 介護保険料と国民健康保険などの医療保険料は、別々に納めていただきます。
- 下記の介護保険料は、令和7年度の保険料です。

保険料の決め方（65歳以上の人（第1号被保険者））

65歳以上の人々の保険料は、基準額6,590円（月額）をもとに所得などに応じて分かれています。負担能力に応じたきめ細やかな保険料の負担段階となるよう、全体で15段階となっています。

保険料段階	対象範囲			料率	年間保険料額（月額保険料額）	
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人			基準額 ×0.285	22,530円（月額約1,880円）	
第2段階	本人が 市民税 非課税	世帯全員が 市民税 非課税	本人の前年の 「課税年金収入額 (ア)」と 「その他合計所得 金額(イ)」の合 計金額が右記に該 当する	80.9万円以下	基準額 ×0.435	34,390円（月額約2,870円）
第3段階				120万円超	基準額 ×0.685	54,160円（月額約4,520円）
第4段階				80.9万円以下	基準額 ×0.9	71,160円（月額 5,930円）
第5段階	80.9万円超	基準額	79,070円（月額約6,590円）			
第6段階	本人が 市民税 課税		本人の前年の 「合計所得金額 (ウ)」が右記に 該当する	80万円未満	基準額 ×1.1	86,970円（月額約7,250円）
第7段階				80万円以上 120万円未満	基準額 ×1.15	90,930円（月額約7,580円）
第8段階				120万円以上 160万円未満	基準額 ×1.2	94,880円（月額約7,910円）
第9段階				160万円以上 210万円未満	基準額 ×1.25	98,830円（月額約8,240円）
第10段階				210万円以上 320万円未満	基準額 ×1.5	118,600円（月額約9,890円）
第11段階				320万円以上 420万円未満	基準額 ×1.7	134,410円（月額約11,200円）
第12段階				420万円以上 520万円未満	基準額 ×1.9	150,230円（月額約12,520円）
第13段階				520万円以上 620万円未満	基準額 ×2.1	166,040円（月額約13,840円）
第14段階				620万円以上 720万円未満	基準額 ×2.3	181,860円（月額約15,160円）
第15段階				720万円以上	基準額 ×2.4	189,760円（月額約15,820円）

※世帯は、原則として4月1日現在での住民票上の世帯の状況になります。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年度途中で65歳（第1号被保険者）になられた場合、その年度はそれぞれ、転入日、誕生日の前日の世帯を基準とします。（ア）「課税年金収入額」とは、国民年金や厚生年金など市民税の課税対象となる年金収入額の合計です。遺族年金・障害年金などは含みません。

（イ）「その他の合計所得金額」とは、「合計所得金額」から公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額をいいます。なお、「その他の合計所得金額」がマイナスの場合は、0円として計算します。

（ウ）「合計所得金額」とは、税法上の合計所得金額（前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などを行う前の金額）から、土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいい、マイナスの場合は、0円として計算します。

保険料の納付方法

65歳以上の人の介護保険料の納め方は、法律により、次のように決められています。（納め方を任意で選択することはできません。）

<p>老齢(退職)年金・障害年金・遺族年金のうち 少なくとも1つが年額18万円以上の人</p>	<p>左記以外の人 (老齢福祉年金のみの人を含む)</p>
<p>特別徴収 年金天引き</p> <p>年金の定期支払い時に自動的に天引きされます。 (年6回)</p>	<p>普通徴収 自主納付</p> <p>納付書や口座振替等で納めてください。 (6月～3月の年10期)</p>

第1号被保険者としての保険料は、65歳になった日(65歳の誕生日の前日)の月の分から納めていただきます。

例) 11月1日生まれの人は10月分から、11月2日生まれの人は11月分から納めます。

納付方法が変更されるケース

- (1) 特別徴収の要件を満たす場合であっても、賦課期日(4月1日)後に次に該当する人は、一時的に「普通徴収」となった後、「特別徴収」となります。
- ・65歳になった人、他市町村から転入した人
⇒ 特別徴収の開始(再開)は、おおむね半年から1年後
 - ・保険料額の変更等により特別徴収から普通徴収に変更となった人
⇒ 特別徴収の再開は、最も早い場合で翌年度10月
- (2) 特別徴収で、次のいずれかに該当する人は、年度の途中で「特別徴収」から「普通徴収」に変更となるか、「特別徴収」と「普通徴収」の併用徴収に変更となります。
- ・年度の途中で所得更正等の事由により、負担いただく保険料額が変更(減額又は増額)となった場合
 - ・現況届を出し忘れて年金の給付が止まった場合

保険料に関する案内が届きます

特別徴収の人または

普通徴収で口座振替の人

毎年6月中旬に保険料の金額決定の通知書を送付します。

特別徴収の人は年金から天引きされ、普通徴収の人は指定の金融機関の口座から引き落とされます。

※保険料に関する苦情相談は…

(→苦情・相談があるときは…P.32参照)

普通徴収の人(口座振替の人を除く)

毎年6月中旬に保険料の金額決定の通知書と納付書を送付します。

安心・便利で確実な口座振替をおすすめします。

【口座振替手続に必要なもの】

- 納入通知書
 - 口座の通帳
 - 口座届出印
- 口座のある金融機関の窓口でお申し込みください。

保険料を納めないでいると…

保険料を納期限までに納めないでいると、納付された月及び保険料額に応じて延滞金が加算されるほか、未納が続くと滞納処分（財産差押え等）を受けることがあります。

また、保険料の滞納が続く場合は、滞納期間に応じて、以下のとおり利用した介護（予防）サービスに対する保険給付が制限される場合があります。

1年以上滞納すると…

介護（予防）サービス費用をサービス提供事業者にいったん全額（10割）支払い、後日、利用者負担額を除く費用の払い戻しの申請をすることになります。
[請求先：住所地の区役所保健福祉課介護保険担当]

1年6ヵ月以上滞納すると…

介護（予防）サービス費用の利用者負担額を除く費用の払い戻しの請求をする際、払い戻しが一時停止されます。また、支払いを差し止めていた金額を滞納保険料に充てる場合があります。

2年以上滞納すると…

介護（予防）サービス費用の利用者負担割合が、3割（通常の負担割合が3割の人は4割）に引き上げられます。また、高額介護サービス費（→P.26）の給付および施設等の食費・居住費（滞在費）の負担軽減制度が受けられなくなります。これらの措置の期間は、時効になった保険料額等に応じて決まります。

保険料の負担を軽くする制度

保険料段階が第2段階又は第3段階（世帯全員が市民税非課税）の人のうち、

保険料の支払いが困難で、次の基準全てに該当する人は申請により保険料が軽減されます。

- 前年の世帯全員の年間収入が次の収入基準額以下であること。
1人世帯で年96万円以下・2人世帯で144万円以下など。
（居住用として家賃負担がある場合は、負担分〈限度額有り〉を加算します）
- 世帯全員が居住用以外の土地や家を持っていないこと。
（ただし、居住用のものは固定資産の評価額が2,400万円未満であること）
- 世帯全員の預貯金などの合計額が350万円以下であること。
- 他の世帯の人から扶養されていないこと。

上記の保険料軽減制度以外にも保険料の負担を軽くする制度があります。

- 災害や主たる生計維持者の死亡、失業など特別な理由で、保険料の支払いが困難な人には、申請により保険料を減免したり、支払いを猶予したりする制度があります。
- 決められた保険料（第2段階～第15段階のいずれか）を支払うと、著しく日常生活が困窮するような場合（境界層該当）には、負担を軽くする制度があります。

詳しくは、住所地の区役所保健福祉課介護保険担当までご相談ください。

40歳～64歳の人（第2号被保険者）

医療保険の保険料の中に含まれています。

健康保険・共済保険加入の場合

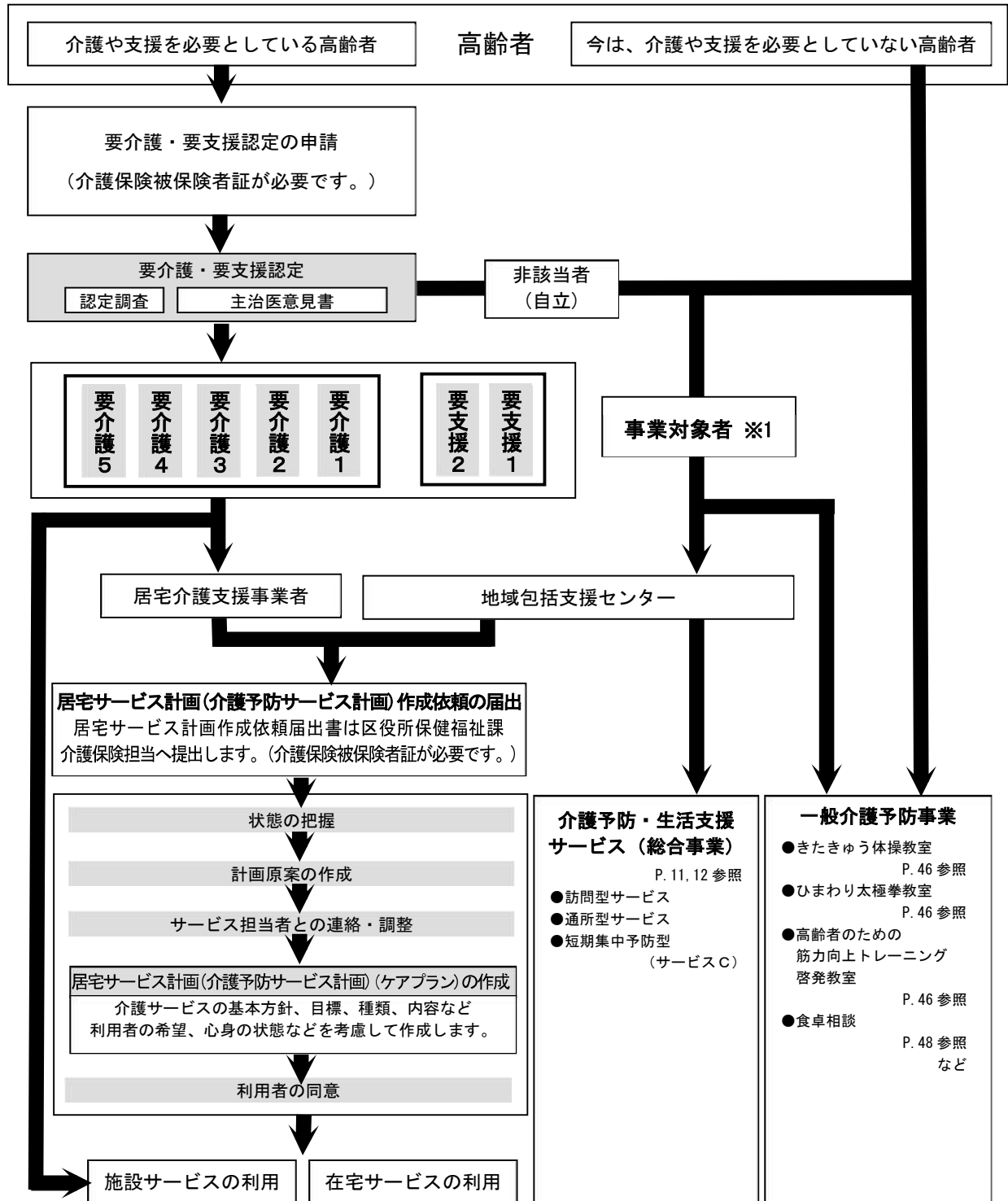
- 加入している医療保険により介護保険料の算定方法が異なります。
詳しくは、加入している医療保険の窓口にお尋ねください。

国民健康保険加入の場合

- 保険料は所得等に応じて異なります。
詳しくは、住所地の区役所国保年金課にお尋ねください。

介護保険のサービスを利用するには

介護保険のサービスを利用するには、介護や支援が必要かどうかを判定する「要介護・要支援認定」を受ける必要があります。申請は、本人や家族のほか、居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）やご利用中の介護保険施設、地域包括支援センターなどにも頼めます。（代行申請）



※1 事業対象者とは、要介護・要支援認定で「非該当」となった場合などで、基本チェックリストに該当し、かつ地域包括支援センター等に介護予防ケアマネジメントの依頼をした者です。

この他、高齢者の在宅生活を支える様々な高齢者福祉サービスがあります。(→P. 45～)

① 要介護・要支援認定の申請

住所地の区役所保健福祉課介護保険担当・出張所で申請書を提出します。

- 申請書：区役所保健福祉課介護保険担当・地域包括支援センター・出張所・地域交流センターにあります。申請は無料です。※市ホームページからもダウンロードできます。
- 提出：要介護・要支援認定等申請書に介護保険被保険者証を添えて提出します。申請の際は、医療保険加入状況（加入している医療保険者名・医療保険者番号・記号・番号・枝番）、主治医（かかりつけ医）の情報（医療機関名・担当医名・連絡先）等の記載が必要となります。
また、第2号被保険者（40歳～64歳の人）が申請するときは、医療保険被保険者証の提示が必要となります。

② 認定調査

認定調査員が訪問し、本人の心身の状態や生活状況などについて、聞き取り調査を行います。（調査の日時は事前にご連絡します）

③ 主治医意見書

北九州市から主治医（かかりつけ医）に心身の状態についての意見書の作成を依頼します。

④ 要介護・要支援認定

申請してから原則として30日以内に認定結果が通知されます。認定された人に認定結果（要介護状態区分等）が記載された介護保険被保険者証が郵送されます。認定結果が非該当となった人は介護保険以外の高齢者福祉サービスなどを利用することができます（→「その他の高齢者福祉サービス」P.45～参照）。※認定結果に不服などがある場合は……（→「苦情・相談があるときは…」P.31参照）

北九州市介護認定審査会・平準化委員会

北九州市では、要介護・要支援認定の公平・公正を保つため、保健・医療・福祉の学識経験者のほかに弁護士などで構成された「平準化委員会」を独自に設置しており、審査判定の適正化を図っています。

⑤ 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）等作成依頼の届出からサービス開始まで

認定されたら、認定結果通知に同封された居宅介護支援事業者の名簿などを参考に、居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）を選びます。選んだ後、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）等作成依頼届出書を区役所保健福祉課介護保険担当へ提出します。その際、介護保険被保険者証が必要です。

- 状態の把握：利用者本人や家族と面接し、問題点や課題を分析します。
- 計画原案の作成：在宅サービスに関する情報を提供します。事業者は利用者が選びます。
- サービス担当者との連絡・調整：介護支援専門員（ケアプラン作成者：ケアマネジャー）を中心にサービス担当者、利用者、家族などで意見交換をします。
- 利用者の同意：計画の内容が希望にあっているかを利用者に確認します。
※居宅介護支援事業者やサービス事業者には、利用者に重要事項説明書を交付することが義務づけられています。サービスの内容や利用料などについて十分に説明を受け、確認してください。
※要支援1・2の人の場合は、ケアプランの作成を地域包括支援センターまたは介護予防支援事業所が担当します。

在宅サービスなどを適切に利用できるよう、居宅介護支援事業者が、本人の希望、心身の状況などを考慮し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者などと連絡調整を行います。要支援1・2の人の場合は、地域包括支援センターまたは介護予防支援事業所がケアプラン作成担当となり、介護予防サービス計画等を作成します。
※ケアプランの作成に利用者負担はありません。



「要介護・要支援認定」の更新の申請をお忘れなく！
更新は代行申請もできます。

「要介護・要支援認定」の有効期間は被保険者証に記載されています。引き続きサービスを受けるには更新の申請が必要です。更新の申請は、有効期間が切れる60日前から行うことができます。

サービス利用の豆知識

介護保険サービスへの疑問や不満をしまい込んではいませんか？

- 介護保険サービスは利用者と事業者との契約です。あなたの希望はきちんと伝えましょう。
- 担当者の変更や事業者自体の変更（契約の解約）も可能です。契約内容を確認しましょう。

介護保険サービス利用料の支払い時に！

～領収書を受け取りましたか？～

- 所得税等の医療費控除の対象になる場合もあります。必ず受け取り、保管しておきましょう。

福祉用具の購入や住宅改修の前に！

～十分に検討しましたか？～

- 購入希望の福祉用具や改修工事の内容は、介護保険の適用になりますか？
対象外の場合は、全額自己負担になります。不明な場合はケアマネジャーや区役所保健福祉課介護保険担当に確認してください。
- 住宅改修を行う場合、工事の内容について事前の確認を受けましたか？
区役所保健福祉課介護保険担当で工事の内容について、着工前に確認を受ける必要があります。
- 福祉用具販売事業者は県や市の指定を受けていますか？
福祉用具を購入する場合は、県や市の指定を受けた福祉用具販売事業者から購入する必要があります。
- 必要性や価格についても考えましたか？
（他の事業者にも価格を問合せみましたか？）
福祉用具の購入は年間(4月～翌年3月)10万円、住宅改修は同一の住居で(1人あたり)原則20万円の限度があります。

○要支援1・2の人が利用できるサービス

在宅サービス

自宅で利用するサービス

※利用料金は一定条件下で算定したものです。目安としてお考えください。

介護予防訪問入浴介護

身体的な理由などから、施設での入浴利用が困難な場合などに、移動入浴車等で自宅を訪問し、浴槽を提供して、入浴の介助を行います。

利用者負担の目安（1回につき）※利用者負担1割の場合

全身入浴	約990円
------	-------

介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院の看護師などが自宅を訪問して、介護予防を目的とし、自宅で療養するためのお世話や診療の補助を行います。

利用者負担の目安（1回につき）※利用者負担1割の場合

訪問看護ステーションの場合	20分未満の場合	約320円
	30分未満の場合	約470円
	30分以上1時間未満の場合	約820円

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、生活機能を向上させるために、リハビリテーションを行います。

利用者負担の目安（1回につき）※利用者負担1割の場合

短期集中リハビリテーション実施加算含む	約520円
---------------------	-------

介護予防居宅療養管理指導

通院が難しい人の自宅に、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

利用者負担の目安（1回につき）※利用者負担1割の場合

医師または歯科医師の場合	約520円
--------------	-------

※P. 26の支給限度額の対象とはなりません。

在宅サービス

施設に通ったり、宿泊して利用するサービス

※利用料金は一定条件下で算定したものです。目安としてお考えください。

※原則として、滞在費や食費は事業者との契約で決まります。

介護予防認知症対応型通所介護 地域密着

認知症の要支援者がデイサービスセンターやグループホームなどに日帰り通って、入浴や食事の介助や機能訓練などの介護予防を目的としたサービスを受けます。

利用者負担の目安（1回につき）※利用者負担1割の場合

7～8 時間の場合	
要支援 1	約 1, 160 円
要支援 2	約 1, 270 円

+

食費

※サービス内容によって料金が異なります。

地域密着型サービスとは

地域密着型サービスは、介護が必要な人が住みなれた地域で生活するためのサービスです。北九州市の被保険者は、市が指定した事業所（原則として北九州市内）のみ利用できます。

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院などに日帰り通って、リハビリテーションを受けるほか、個人の目的に合ったサービス（「栄養状態・口腔機能」の向上）を選択して受けます。

サービスの利用は、1ヶ月単位の定額制となります。

なお、複数のデイケア事業所に通うことはできません。

利用者負担の目安（1ヶ月につき）※利用者負担1割の場合

「栄養状態・口腔機能」の向上サービスを選択した場合	
要支援 1	約 3, 970 円
要支援 2	約 6, 100 円

+

食費	

※サービス内容によって料金が異なります。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームなどに短期間宿泊して、介護予防を目的とした、日常生活の介助や機能訓練を受けます。

利用者負担の目安（1回につき）※利用者負担1割の場合

特別養護老人ホーム併設型で多床室(相部屋)の場合	
要支援 1	約 520 円
要支援 2	約 650 円

+

滞在費
食費

※平成 30 年 4 月から、高齢者と障害児者が同一の事業所においてサービスを共用できる共生型サービスが創設されました。

介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間宿泊して、介護予防を目的とした、日常生活の介助、看護やリハビリテーションなどを受けます。

利用者負担の目安（1回につき）※利用者負担1割の場合

介護老人保健施設併設型で多床室(相部屋)の場合	
要支援 1	約 670 円
要支援 2	約 840 円

+

滞在費
食費

介護予防小規模多機能型居宅介護 地域密着

家庭的な小規模施設で、日帰り通うことを中心に、状況に応じて宿泊したり、自宅に訪問してもらったりしながら、日常生活の介助などを受けます。

利用者負担の目安（1ヶ月につき）※利用者負担1割の場合

要支援 1	約 5, 310 円
要支援 2	約 9, 370 円

+

滞在費
食費

○要支援1・2の人、事業対象者が利用できるサービス

在宅サービス

サービス・活動事業（生活支援型・予防給付型）

※利用料金は一定条件下で算定したものです。目安としてお考えください。

訪問型サービス（生活支援型）

民間企業・NPO法人などの多様な主体が行う掃除・洗濯などの生活援助です。

サービスの利用は、1ヶ月単位の定額制となります。

利用者負担の目安（1ヶ月につき）※利用者負担1割の場合

週に1回程度の利用	約1,160円
週に2回程度の利用	約2,300円
週に3回程度の利用	約3,460円

訪問型サービス（予防給付型）

生活援助だけでなく身体介護も必要な方へのホームヘルプサービスです。

サービスの利用は1ヶ月単位の定額制となります。

（1）入浴・排せつなどの介助[身体介助]

（2）掃除・洗濯などの日常生活上の支援[生活援助]

利用者負担の目安（1ヶ月につき）※利用者負担1割の場合

週に1回程度の利用	約1,470円
週に2回程度の利用	約2,940円
週に3回程度の利用	約4,660円

通所型サービス（生活支援型）

民間企業・NPO法人などの多様な主体が行うデイサービスです。

サービスの利用は、1ヶ月単位の定額制となります。

※半日タイプ（2～3時間程度）です。

利用者負担の目安（1ヶ月につき）※利用者負担1割の場合

事業対象者	約1,780円	+	食費
要支援1			
要支援2	約3,290円		

※サービス内容によって料金が異なります。

通所型サービス（予防給付型）

介護事業者がデイサービスセンター等で食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を行います。

サービスの利用は1ヶ月単位の定額制となります。

利用者負担の目安（1ヶ月につき）※利用者負担1割の場合

事業対象者	約2,650円	+	食費
要支援1			
要支援2	約4,740円		

※サービス内容によって料金が異なります。

短期集中予防型（サービス C）

生活のしづらさの改善や体力回復、転ばない体づくり等を目指すサービスです。

【訪問コース】	【栄養訪問コース】	【訪問・通所連動コース】
<p>リハビリテーション専門職が自宅に訪問、ホームプログラム等を助言します。</p> <p>訪問回数：1人あたり最大5回まで</p> <p>利用者負担：なし</p>	<p>管理栄養士が自宅に訪問、ホームプログラム等を助言します。</p> <p>訪問回数：1人あたり最大5回まで</p> <p>利用者負担：なし</p>	<p>リハビリテーション専門職による家庭訪問や、通所（週1回、計12回）で運動、栄養改善や口腔機能向上に向けたプログラムを行います。</p> <p>1クール：訪問4回程度、及び通所12回</p> <p>利用者負担：4,500円/1クール</p>

○要介護1～5の人が利用できるサービス

在宅サービス

自宅で利用するサービス

※利用料金は一定条件下で算定したものです。目安としてお考えください。

専門家が日常生活の手助けを行います。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、必要に応じて食事のしたく、掃除などの生活援助などを行います。

また、外出が困難な人などには、通院等のために、車の乗り降りを中心とした「通院等乗降介助」を行います。

利用者負担の目安（1回につき）※利用者負担1割の場合

身体介護が中心である場合（20分未満）	約200円
身体介護が中心である場合（30分以上1時間未満）	約470円
生活援助が中心である場合（20分以上45分未満）	約220円
通院等乗降介助 ※要介護の人でも、乗車・降車等で介助が必要ない人は利用できません。	約120円

※平成30年4月から、高齢者と障害児者が同一の事業所においてサービスを共用できる共生型サービスが創設されました。

以下のような場合は介護保険サービスの対象外です。

- ①本人以外の部屋の掃除など、家族のための家事
- ②庭の草むしりなど、ホームヘルパーがやらなくても普通の暮らしに差し支えないもの
- ③大掃除など普段はやらないような家事

専門家が定期的に日常生活の手助けを行います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 地域密着

日中・夜間を通じて、ホームヘルパー、看護師などが定期的に、または通報を受けて随時、自宅を訪問し、介護サービスと看護サービスの一体的な提供を行います。

利用者負担の目安（1ヶ月につき）※利用者負担1割の場合

訪問看護サービスを行う場合	
要介護1	約11,430円
要介護2	約16,830円
要介護3	約24,710円
要介護4	約30,030円
要介護5	約36,000円

夜間帯の日常生活の手助けを行います。

夜間対応型訪問介護 地域密着

夜間にホームヘルパーがおむつ交換などの介助を行うため、定期的に訪問するほか、利用者からの連絡により、必要に応じて訪問し、介助を行います。

利用者負担の目安（オペレーションセンター設置型の場合）※利用者負担1割の場合

基本料金(1ヶ月につき)	約 1,200
定期巡回(1回につき)	約 450円
随時訪問(1人の訪問)(1回に)	約 690円
随時訪問(2人の訪問)(1回に)	約 930円

寝たきりでも家庭で入浴できます。

訪問入浴介護

移動入浴車等で自宅を訪問し、浴槽を提供して、入浴の介助を行います。

利用者負担の目安（1回につき）※利用者負担1割の場合

全身入浴の場合	約 1,440円
---------	----------

看護師のケアを自宅で実施します。

訪問看護

訪問看護ステーションや病院の看護師などが自宅を訪問して、自宅で療養するためのお世話や診療の補助を行います。

利用者負担の目安（1回につき）※利用者負担1割の場合

訪問看護ステーションの場合	
20分未満の場合	約 330円
30分未満の場合	約 490円
30分以上1時間未満の場合	約 850円

自宅での積極的なリハビリを行います。

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、リハビリテーションを行います。

利用者負担の目安（1回につき）※利用者負担1割の場合

短期集中リハビリテーション実施加算含む	約 530円
---------------------	--------

専門家が在宅療養の指導を行います。

居宅療養管理指導

通院が難しい人の自宅に、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が訪問して、療養上の管理や指導を行います。

利用者負担の目安（1回につき）※利用者負担1割の場合

医師または歯科医師の場合	約 520円
--------------	--------

※P.25の支給限度額の対象とはなりません。

在宅サービス

施設に通ったり、宿泊して利用するサービス

※利用料金は一定条件下で算定したものです。目安としてお考えください。
※原則として、滞在費や食費は事業者との契約で決まります。

介護する家族の負担も軽くなります。

通所介護（デイサービス）

特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどに日帰り通って、入浴や食事の介助、機能訓練やレクリエーションなどのサービスを受けます。（※利用定員が19人以上のもの）

利用者負担の目安（1日につき）※利用者負担1割の場合

5～6 時間の場合（通常規模）	
要介護1	約780円
要介護2	約890円
要介護3	約1,000円
要介護4	約1,110円
要介護5	約1,230円

+

食費

※利用時間には送迎時間は含みません。※サービス内容によって料金が異なります。
※平成30年4月から、高齢者と障害児者が同一の事業所においてサービスを共用できる共生型サービスが創設されました。

地域密着型通所介護（デイサービス）

地域密着

小規模なデイサービスセンターに日帰り通って、入浴や食事の介助、機能訓練やレクリエーションなどのサービスを受けます。（※利用定員が18人以下のもの）

利用者負担の目安（1日につき）※利用者負担1割の場合

5～6 時間の場合	
要介護1	約870円
要介護2	約1,000円
要介護3	約1,130円
要介護4	約1,260円
要介護5	約1,390円

+

食費

※利用時間には送迎時間は含みません。※サービス内容によって料金が異なります。

認知症対応型通所介護

地域密着

認知症の要介護者がデイサービスセンターやグループホームなどに日帰り通って、入浴や食事の介助、機能訓練などを受けます。

利用者負担の目安（1日につき）※利用者負担1割の場合

7～8 時間の場合（単独型）	
要介護1	約1,320円
要介護2	約1,450円
要介護3	約1,580円
要介護4	約1,700円
要介護5	約1,830円

+

食費

※利用時間には送迎時間は含みません。※サービス内容によって料金が異なります。

施設に通って積極的なリハビリを

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院などに日帰り通って、入浴や食事の介助などのほか、理学療法士や作業療法士などからリハビリテーションを受けます。

利用者負担の目安（1日につき）※利用者負担1割の場合

6～7時間の場合（通常規模）	
要介護1	約920円
要介護2	約1,070円
要介護3	約1,210円
要介護4	約1,380円
要介護5	約1,550円

+

食費

※利用時間に送迎時間は含みません。※サービス内容によって料金が異なります。

在宅サービス

短期入所サービス

※利用料金は一定条件下で算定したものです。目安としてお考えください。

※原則として、滞在費や食費は事業者との契約で決まります。

少しの間、家庭での介護が困難なときに

短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどに短期間宿泊して、入浴、排せつ、食事などの日常生活の介助や機能訓練などを受けます。

利用者負担の目安（1日につき）※利用者負担1割の場合

特別養護老人ホーム併設型で多床室（相部屋）の場合	
要介護1	約710円
要介護2	約790円
要介護3	約870円
要介護4	約950円
要介護5	約1,030円

+

滞在費 食費

※おむつ代は、介護保険の給付費に含まれます。

※平成30年4月から、高齢者と障害児者が同一の事業所においてサービスを共用できる共生型サービスが創設されました。

少しの間、家庭での介護が困難なときに（医療を中心に）

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間宿泊して、日常生活の介助のほか、リハビリテーションなどを受けます。

利用者負担の目安（1日につき）※利用者負担1割の場合

老人保健施設併設型で多床室（相部屋）の場合	
要介護1	約920円
要介護2	約980円
要介護3	約1,050円
要介護4	約1,100円
要介護5	約1,160円

+

滞在費 食費

※おむつ代は、介護保険の給付費に含まれます。

小規模多機能型居宅介護 **地域密着**

家庭的な小規模施設で、日帰りで通うことを中心に、状況に応じて宿泊したり、自宅に訪問してもらったりしながら、日常生活の介助などを受けます。

利用者負担の目安（1ヶ月につき）※利用者負担1割の場合

要介護1	約14,500円	+	宿泊費 食費
要介護2	約20,200円		
要介護3	約28,200円		
要介護4	約30,900円		
要介護5	約33,800円		

看護小規模多機能型居宅介護 **地域密着**

小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを組み合わせて、介護サービスと看護サービスの一体的な提供を行います。

利用者負担の目安（1ヶ月につき）※利用者負担1割の場合

要介護1	約17,640円	+	宿泊費 食費
要介護2	約23,370円		
要介護3	約31,520円		
要介護4	約35,310円		
要介護5	約39,510円		

○要支援1・2、要介護1～5の人が利用できるサービス

在宅サービス

在宅介護の環境を整えるサービス

自宅での生活を助けます。

福祉用具の貸与

日常生活での自立を助ける、車いすや歩行器などの福祉用具を貸し出します。

利用者負担の目安

利用者負担はそれぞれの用具に応じた費用の1割～3割

貸与される福祉用具

- 車いす
- 車いす付属品
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品（マットレスなど）
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 手すり（取付工事不要）
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（つり具を除く。）
- 自動排泄処理装置
- ◎スロープ
- ◎歩行器
- ◎歩行補助つえ
- ◎スロープ、歩行器、歩行補助つえについては、貸与と購入を選択できます。
- ※要介護度や身体の状態によっては、利用できないものがあります。

ご注意ください

要支援1、要支援2、要介護1の人は、原則として次の品目については利用できません。

〈利用できない品目〉

- ・車いす及び付属品
- ・特殊寝台及び付属品
- ・床ずれ防止用具及び体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト（つり具の部分を除く。）

※ただし、身体の状態によっては、利用できる場合がありますので、ケアマネジャーなどに確認してください。

〈例〉・特殊寝台（電動ベッド）は、寝返りや起き上がりができない人は利用できます。

※自動排泄処理装置については、要介護2及び要介護3の人についても原則として利用できません。

福祉用具の購入を助けます。

福祉用具の購入

入浴や排せつの時に使う、腰掛便座や入浴補助用具などの福祉用具を購入したときに、その費用の一部を支給します。

福祉用具を購入する場合には、県・政令市または中核市の指定を受けた事業所から購入する必要があります。

利用者負担の目安

利用者負担はそれぞれの用具に応じた費用の1割～3割、

購入費の上限は年間（4月～翌3月）10万円（利用者負担は1万円～3万円）

※P.25の支給限度額の対象とはなりません。

購入できる特定福祉用具

- 腰掛便座
- 簡易浴槽
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 移動用リフトのつり具の部分
- 入浴補助用具
- 排泄予測支援機器
- ◎スロープ
- ◎歩行器
- ◎歩行補助つえ
- ◎スロープ、歩行器、歩行補助つえについては、貸与と購入を選択できます。



腰掛便座



入浴補助用具

身体の状態にあわせて家も手直ししましょう。

住宅改修

自宅での転倒などを防ぎ、自立した生活を送りやすくするため、手すりの取付けや段差の解消、便器の取替えなど、住宅内の小規模な改修を行ったときに、その費用の一部を支給します。

利用者負担の目安

利用者負担は、改修にかかった費用の 1割～3割
改修費の上限は、同一の住宅で 20万円 (利用者負担は 2万円～6万円)
※P. 25 の支給限度額の対象とはなりません

対象工事

- 廊下や玄関、浴室やトイレの手すりの取付け
- スロープ設置などの段差の解消
- 滑り防止のための床材の変更
- 引き戸などへの扉の取替え
- 洋式便器などへの便器の取替え など

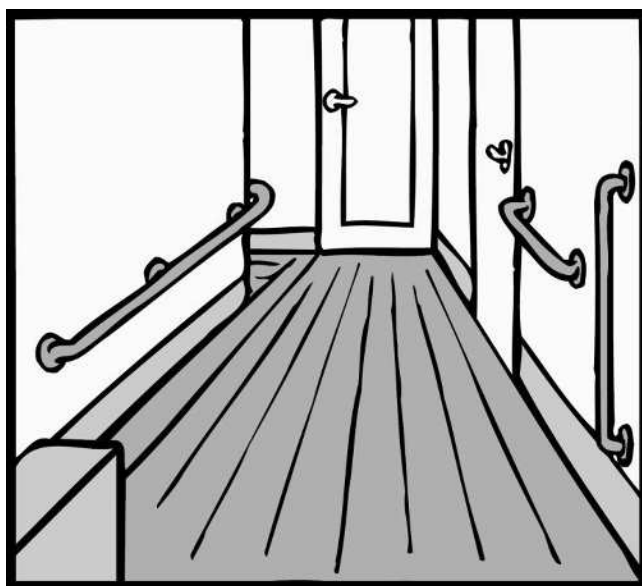
※住宅改修を行う場合は、改修をする前に、住所地の区役所保健福祉課介護保険担当へ届出を行い、事前の確認を受ける必要があります。

※「すこやか住宅改造助成」と併用することも可能です。詳しくは…(→すこやか住宅改造助成 P. 75 参照)

支払方法（福祉用具の購入、住宅改修）

- ①利用者が費用の全額（10割）をいったん事業者支払い、後日、利用者負担額を除く費用の払い戻しを区役所保健福祉課介護保険担当に請求する（償還払い）。
 - ②利用者は費用の利用者負担額を事業者支払い、利用者負担額を除く費用は、事業者が区役所保健福祉課介護保険担当に請求する（受領委任払い）。
- ※受領委任払いによる住宅改修については、市登録事業者の場合に限ります。
以上の2通りがあります。

※福祉用具の購入や住宅改修については、事前に担当のケアマネジャーなどに相談し、介護保険の適用になるかなどについて確認してください。



在宅サービス

その他のサービス

※利用料金は一定条件下で算定したものです。目安としてお考えください。

○要支援 2、要介護 1～5 の人が利用できるサービス

家庭的な環境で共同生活が送れます。

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) **地域密着**

家庭的な環境の中で認知症の症状のある人が少人数で共同生活を送りながら、グループホーム職員である計画作成担当者（ケアマネジャー）が作成した計画に沿って、日常生活の介助や機能訓練などを受けます。

※日常生活費として理美容代、おむつ代や入居者の希望により身の回り品として日常生活に必要なものを利用する場合の費用は、自己負担となります。

※家賃・食費は事業者との契約で決まります。※北九州市の被保険者以外の人は入所できません。

※介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援 1 の人は利用できません。

利用者負担の目安（1 ヶ月につき）※利用者負担 1 割の場合

1 ユニットのの場合		+	家賃 食費	+	日常 生活費
要支援 2	約 29,210 円				
要介護 1	約 29,470 円				
要介護 2	約 30,750 円				
要介護 3	約 31,570 円				
要介護 4	約 32,180 円				
要介護 5	約 32,820 円				

※要支援 1 の人は利用できません。※P. 25 の支給限度額の対象とはなりません。

問合せ	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業者 (認知症高齢者のグループホーム) 一覧	(P. 33～参照)
-----	---	------------

○要支援 1・2、要介護 1～5 の人が利用できるサービス

有料老人ホームなどでの介護も介護保険で

(介護予防) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅)

有料老人ホームやケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅に入居していて要介護認定を受けた人が、職員である計画作成担当者（ケアマネジャー）が作成した計画に沿って、日常生活の介助や機能訓練などを受けます。

※日常生活費として理美容代、おむつ代や入居者の希望により身の回り品として日常生活に必要なものを利用する場合の費用は、自己負担となります。

※居住費・食費は事業者との契約で決まります。

利用者負担の目安（1 ヶ月につき）※利用者負担 1 割の場合

要支援 1	約 7,000 円	+	居住費 食費	+	日常 生活費
要支援 2	約 11,400 円				
要介護 1	約 19,600 円				
要介護 2	約 21,900 円				
要介護 3	約 24,300 円				
要介護 4	約 26,500 円				
要介護 5	約 28,800 円				

※P. 25 の支給限度額の対象とはなりません。

問合せ	(介護予防) 特定施設入居者生活介護事業者 (有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅) 一覧	(P. 37～参照)
-----	---	------------

○要介護3～5の人が利用できるサービス

※要介護1～2で以下の特例要件①～④のいずれかに該当する人も利用できます。

- 【特例要件】
- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
 - ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
 - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
 - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

施設サービス

施設入所サービス（1）

※利用料金は一定条件下で算定したものです。目安としてお考えください。

施設サービスを利用する場合は、要介護度や施設の形態によって費用が異なります。

※施設は、日常生活費として理美容代や入所者・入院患者の希望により身の回り品として日常生活に必要なものを利用する場合の費用は、自己負担となります。

※居住費・食費は施設との契約で決まります（所得の段階に応じて負担を軽くする制度があります）。

在宅での介護が困難な人へ

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、在宅での介護が困難な人が入所し、日常生活の介助や機能訓練などを受けます。

問合せ	指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)一覧	(P. 39、40 参照)
-----	-----------------------------	------------------

指定地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム） 地域密着

定員29人以下の特別養護老人ホームで、日常生活の介助や機能訓練などを受けます。

問合せ	指定地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特別養護老人ホーム)一覧	(P. 41 参照)
-----	-------------------------------------	------------

※ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び 地域密着型介護老人福祉施設の入所申込方法について

入所を希望される人は第一希望の施設に直接申し込んでください。その際、同時に第三希望まで申し込みが可能です。

各施設は、入所申込者本人の状態などを勘案して6ヵ月毎に見直しを行い、優先順位を決定しています。

詳細は、第一希望の施設にお問合せください。

なお、地域密着型介護老人福祉施設は、北九州市の被保険者以外の人は入所できません。

利用者負担の目安（1ヶ月につき）※利用者負担1割の場合

	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 多床室(相部屋)の場合	地域密着型 介護老人福祉施設 ユニット型個室の場合		
要介護1	約20,900円	約25,360円	+	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">居住費 食費</div>
要介護2	約23,300円	約27,790円		
要介護3	約25,800円	約30,370円		
要介護4	約28,200円	約32,870円		
要介護5	約30,600円	約35,270円		
			+	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">日常 生活費</div>

○要介護1～5の人が利用できるサービス

施設サービス

施設入所サービス（2）

※利用料金は一定条件下で算定したものです。目安としてお考えください。

施設サービスを利用する場合は、要介護度や施設の形態によって費用が異なります。

※施設は、日常生活費として理美容代や入所者・入院患者の希望により身の回り品として日常生活に必要なものを利用する場合の費用は、自己負担となります。

※居住費・食費は施設との契約で決まります（所得の段階に応じて負担を軽くする制度があります）。

リハビリや介護に重点を置いたケアが必要な人へ

介護老人保健施設（老人保健施設）

リハビリテーションなどを必要とする人が入所し、日常生活の世話も含めた介助や機能訓練などを受けて、家庭への復帰を目指します。

利用者負担の目安（1ヶ月につき）※利用者負担1割の場合

【要介護者に対する介護・看護職員の配置3：1の場合】

多床室(相部屋)の場合		+	居住費 食費	+	日常 生活費
要介護1	約26,800円				
要介護2	約28,400円				
要介護3	約30,500円				
要介護4	約32,300円				
要介護5	約33,900円				

問合せ	介護老人保健施設(老人保健施設)一覧	(P. 42 参照)
-----	--------------------	------------

長期の療養と介護が必要な人へ

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の世話(介護)が必要な人が入所し、医学的管理のもとでの看護や介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活の世話などを受けます。

利用者負担の目安（1ヶ月につき）※利用者負担1割の場合

【要介護者に対する看護職員6：1、介護職員4：1の場合】

多床室(相部屋)の場合		+	居住費 食費	+	日常 生活費
要介護1	約26,500円				
要介護2	約30,000円				
要介護3	約37,500円				
要介護4	約40,600円				
要介護5	約43,500円				

問合せ	介護医療院一覧	(P. 43 参照)
-----	---------	------------

契約書を取りかわしましょう

介護保険サービスを利用するには事業者との契約が必要です。

契約上でのトラブル防止のため契約は書面で行ってください。介護保険サービスをめぐるトラブルを未然に防ぎ、安心してサービスを受けられるように、北九州市では「介護サービス利用標準契約書」を作成して、無料でダウンロードできるようにしています。参考にして、事業者から十分な説明を受けてください。

○北九州市ホームページでPDFデータをダウンロードすることができます。

http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0418.html

(契約書イメージ)

契約時には、重要事項の説明を十分に受けましょう。

契約に際しては、サービスの内容や「1割～3割の負担額」「実費負担額（日常生活に要する費用）」などの利用料について、重要事項説明書を受け取り、十分に説明を受けて、同意することが必要です。キャンセル料などについても確認しましょう。

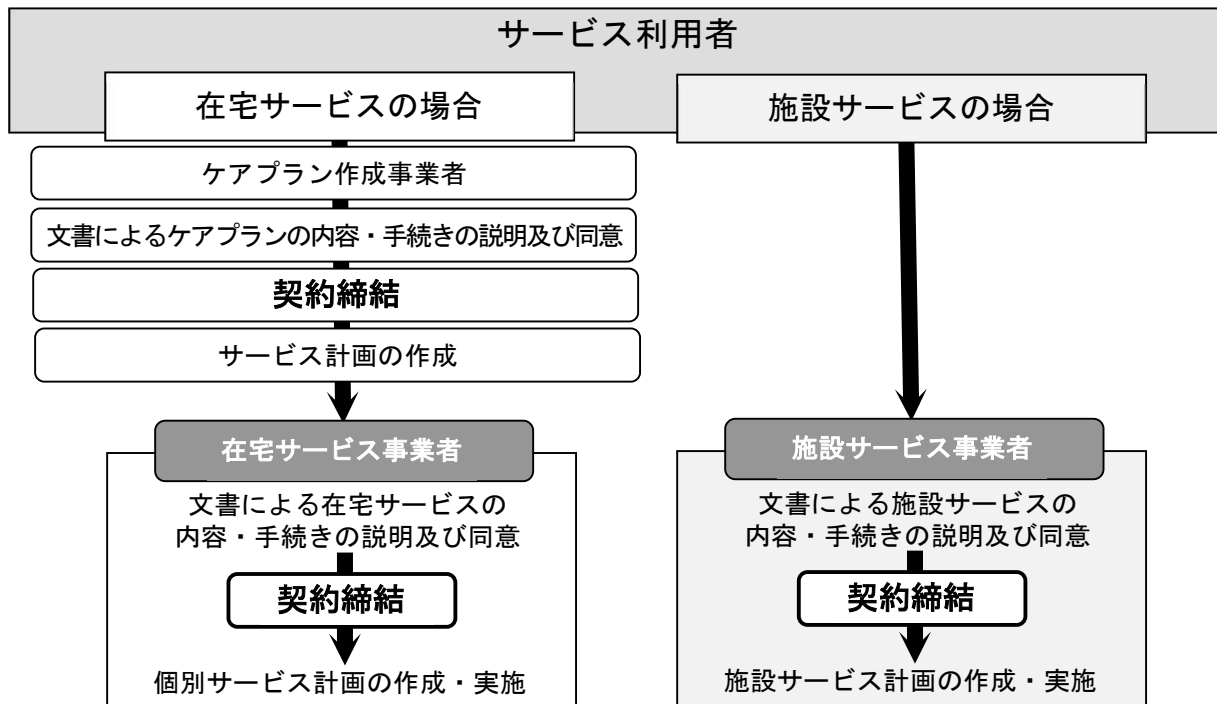
問合せ

保健福祉局介護保険課

電話 582-2771

契約締結の手続き

契約時の署名や捺印はサービスの内容などをよく説明してもらい、十分納得してから行いましょう。
契約のことで分からないことはそのままにせず事業者に聞きましょう。



契約時のチェック事項

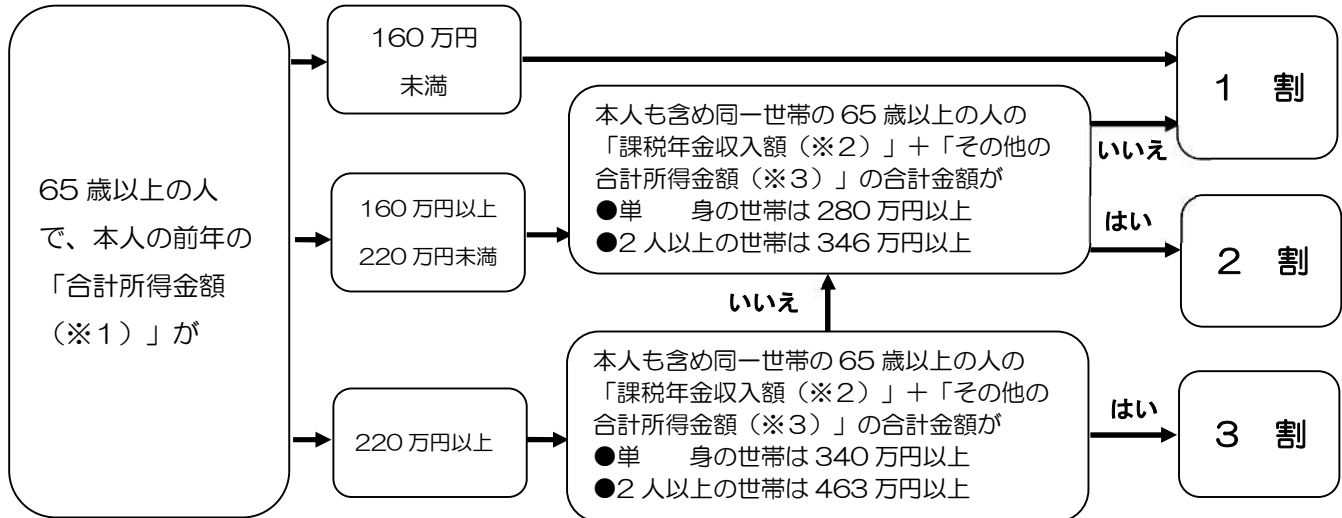
契約時の署名や捺印はサービスの内容などをよく説明してもらい、十分納得してから行いましょう。
契約のことで分からないことはそのままにせず事業者に聞きましょう。

- 重要な事項に関する説明書の交付を受けて、説明に納得できましたか？
- サービスの内容は、よく分かりましたか？
 - あなたの状況にあった内容ですか？
 - サービスを利用する回数や曜日は、はっきりしていますか？
 - サービスの内容が変更できるようになっていますか？
 - サービスを受けた記録等を見たり、写しを交付したりしてくれるようになっていますか？
- 料金の仕組みを分かりやすく説明してくれましたか？
 - サービスの負担額は、介護保険の対象となるものと対象外のものとを明確にされていますか？
 - 体調不良などの理由で利用中止（キャンセル）した場合の取り決めがありますか？
- サービス提供における事故の対応等についての記載がありますか？
 - けがや体調の急変があった場合などの対応方法の定めがありますか？
 - 利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合の賠償についての定めがありますか？
- 業務上知り得た利用者及び家族の秘密や個人情報を正しく保持し、適正に利用することについて説明をうけましたか？
- 解約する場合、利用者に不合理な内容になっていませんか？
- 契約を終了する場合には、必要に応じて他の機関に適切な情報提供を行う等、利用者へ必要な援助を行うことが記載されていますか？
- 苦情や相談をしても、利用者へ不利益とならないよう対応することが記載されていますか？

介護費用の一部を自己負担します

介護保険サービスについて、下記に示す割合にかかる費用を自己負担します。

介護保険サービスを利用される際は、負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を被保険者証とあわせてサービス事業所等に提示してください。



- ・※1の「合計所得金額」とは、税法上の合計所得金額（前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などを行う前の金額）から、公的年金等控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいいます。なお、「合計所得金額」がマイナスの場合は、0円として計算します。
- ・※2※3の「課税年金収入額」、「その他の合計所得金額」については、3頁の（ア）（イ）を参照して下さい。
- ・所得の変更や同一世帯の65歳以上の人の増減により利用者負担割合が変更となる場合があります。
- ・40歳～64歳までの人の利用者負担割合は、所得にかかわらず1割です。
- ・住宅改修費・福祉用具購入費は、いずれも領収書記載日時点の利用者負担割合が適用されます。

◆1カ月のサービスの利用料の目安◆

介護保険は、サービス計画に基づいたサービスに対して給付され、利用者は、その費用の1割～3割を負担します。ただし、1カ月の給付額には、要介護度によって上限（支給限度額）が定められており、超えた部分については全額自己負担（10割）となります。なお、日常生活に要する費用など、全額自己負担のものもありますので、契約の際に「重要事項説明書」を受け取り、確認しましょう。

在宅サービスの1カ月の支給限度額

【在宅での介護サービスを利用できる上限額】

※在宅サービスを利用する場合、要介護度に応じて利用できる金額に上限があります。

区分	支給限度額(1カ月の利用者負担分の目安)	区分	支給限度額(1カ月の利用者負担分の目安)
要支援1	約5万320円(約5032円)	要支援2	約10万5310円(約1万531円)
要介護1	約16万7650円(約1万6765円)	要介護2	約19万7050円(約1万9705円)
要介護3	約27万480円(約2万7048円)	要介護4	約30万9380円(約3万938円)
要介護5	約36万2170円(約3万6217円)		

※上記の目安は、利用者負担1割の場合です。

※居宅療養管理指導、福祉用具購入費・住宅改修費の支給は支給限度額の範囲外です。

※支給限度額内でサービスを利用した場合は1割～3割の負担となり、支給限度額を超えた場合、超えた分は全額自己負担となります。

※サービス事業所によっては、上記の金額に処遇改善加算等が加えられる場合があります。

施設サービスの1カ月の費用の目安

施設サービスの費用は、要介護度（要支援を除く）や施設形態、施設の人員体制などで異なります。

施設サービス費用の1割～3割と食費・居住費を負担します。

※おむつ代は、施設サービス費用の中に含まれています。

※施設によっては、日常生活費を負担していただく場合があります。

※施設によっては、サービス費用に処遇改善加算が加えられる場合があります。

利用者負担を軽くする制度

高額介護（予防）サービス費

介護保険サービスを利用し、1か月の利用者負担額（食費・居住費（滞在費）は除く）が下記に示す上限額を超えると、申請により超えた金額を払い戻す制度があります。
ただし、世帯に複数のサービス利用者がある場合は、上限額の適用が異なります。

対象者		利用者負担上限額 (月額)
生活保護受給者		15,000円（個人）
世帯全員が市民税非課税		24,600円（世帯）
市民税課税世帯	・ 高齢福祉年金受給者 ・ 本人の前年の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」の合計金額が80.9万円以下の人	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
	同一世帯内に前年の課税所得が380万円未満 (年収が約770万円未満)の65歳以上がいる世帯の人	44,400円（世帯）
	同一世帯内に前年の課税所得が380万円以上690万円未満 (年収が約770万円以上約1,160万円未満)の65歳以上がいる世帯の人	93,000円（世帯）
	同一世帯内に前年の課税所得が690万円以上 (年収が約1,160万円以上)の65歳以上がいる世帯の人	140,100円（世帯）

- ※ 「世帯」とは、住民票上の世帯で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。
- ※ 「課税年金収入額」及び「その他の合計の合計所得金額」については3頁の(ア) (イ)を参照してください。
- ※ 福祉用具購入費や住宅改修費、施設での食費・居住費や日常生活費、介護保険給付以外のサービス（全額自己負担で利用したサービスなど）は高額介護（予防）サービス費の対象外です。
- ※ 上限額を超えた金額を一時的に立て替える貸付制度もあります。
- ※ 総合事業によるサービス（指定事業者によるサービスのみ）についても、高額（予防）介護サービス費に相当する事業があります。

高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険と介護保険の両方を利用して年間（8月から翌年7月）の自己負担額の合計が一定の限度額を超えた場合、申請により超えた額が払い戻されます。

【自己負担限度額(世帯の年間限度額)】

所得区分（後期高齢者医療加入者及び70～74歳）	後期高齢者医療制度+介護保険	国民健康保険+介護保険	所得区分（70歳未満）		国民健康保険+介護保険
①低所得者	低所得Ⅰ(※2)	19万円	オ	市民税非課税世帯	34万円
	低所得Ⅱ(※3)	31万円			
②一般（①③以外の人）	56万円	56万円	エ	判定所得(※1)210万円以下	60万円
③現役並み所得者	課税所得145万円以上(現役並みⅠ)	67万円	ウ	判定所得210万円超600万円以下	67万円
	課税所得380万円以上(現役並みⅡ)	141万円	イ	判定所得600万円超901万円以下	141万円
	課税所得690万円以上(現役並みⅢ)	212万円	ア	判定所得901万円超	212万円

※ 総合事業によるサービス（指定事業者によるサービスのみ）についても、高額医療合算介護（予防）サービス費に相当する事業があります。

※1 判定所得は、同一世帯の被保険者全ての基礎控除後の総所得金額等の合算額。

※2 低所得Ⅰとは、同一世帯の世帯主および国保被保険者が市民税非課税でかつ各種収入から必要経費・控除（年金収入は80万円）を差し引いた所得がすべて0円となる世帯の方にあたります。

※3 低所得Ⅱとは、同一世帯の世帯主および国保被保険者が市民税非課税世帯の方にあたります。

問合せ	住所地の区役所保健福祉課介護保険担当	裏表紙参照
-----	--------------------	-------

食費・居住費(滞在費)の負担を軽くする制度

市民税世帯非課税等で介護保険施設・ショートステイを利用している人の食費・居住費(滞在費)は、申請により下記の額に軽減されます。

利用者 負担段階	対象者	預貯金等資産要件 (夫婦の場合)	負担限度額(1ヵ月あたり)	
			居住費	食費
第1段階	・生活保護受給者等 ・市民税世帯非課税(世帯分離している配偶者を含む)で、老齢福祉年金受給者	1,000万円以下 (2,000万円以下)	0円～ 約2万7,000円	約1万円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税(別世帯にいる配偶者を含む)で、本人の前年の「公的年金等収入額(非課税年金を含む)」と「その他の合計所得金額」の合計金額が80.9万円以下の人	650万円以下 (1,650万円以下)	約1万3,000円～ 約2万7,000円	約1万2,000円 ～ 約1万9,000円
第3段階 ①	・世帯全員が市民税非課税(別世帯にいる配偶者を含む)で、本人の前年の「公的年金等収入額(非課税年金を含む)」と「その他の合計所得金額」の合計金額が80.9万円超120万円以下の人	550万円以下 (1,550万円以下)	約1万3,000円～ 約4万2,000円	約2万1,000円 ～ 約3万1,000円
第3段階 ②	・世帯全員が市民税非課税(別世帯にいる配偶者を含む)で、本人の前年の「公的年金等収入額(非課税年金を含む)」と「その他の合計所得金額」の合計金額が120万円超の人	500万円以下 (1,500万円以下)	約1万3,000円～ 約4万2,000円	約4万1,000円 ～ 約4万2,000円

※「その他の合計所得金額」については、3頁の(イ)を参照してください。

※居住費(滞在費)の負担限度額は、居室の種類[多床室(相部屋)～ユニット型個室]によって異なります。食費は施設利用・ショートステイ利用で異なります。

※上記以外の方は、施設との契約で定めた額を支払います。

課税世帯における特例減額措置

●市民税世帯課税の高齢者夫婦等で、一方が施設に入所したような場合に、在宅で生活される配偶者等の収入が一定額以下となる場合などには、申請により、食費・居住費(滞在費)の負担を軽減する制度があります。(一定の要件を満たす必要があります。) ※ただしショートステイについては適用されません。

社会福祉法人による利用者負担の軽減

介護サービスの提供を行う社会福祉法人(当該事業を行う申し出を行ったものに限る)が、低所得者で特に生計が困難な人に対して、利用者負担の軽減を行います。

対象となる施設とサービス

○対象施設：社会福祉法人のうち、軽減を行う旨を市に申し出た法人
実施登録法人90法人(令和7年4月1日現在)

※社会福祉法人利用者負担軽減制度実施法人一覧(P.28)参照

○対象となるサービス：その法人が行う以下の介護保険サービス〔食費、居住費(滞在費)、宿泊費も含む〕

- ・介護老人福祉施設
- ・認知症対応型通所介護
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・短期入所生活介護
- ・地域密着型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・訪問介護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・総合事業のうち、予防給付型の訪問・通所型サービス

軽減の対象者および軽減内容

対象者	利用者負担軽減割合
老齢福祉年金受給者で一定の要件を満たす人	50%
収入が年150万円以下の人で一定の要件を満たす人	25%

※生活保護受給者は、個室の居住費(滞在費)のみ対象で、全額軽減されます。

問合せ	住所地の区役所保健福祉課介護保険担当	裏表紙参照
-----	--------------------	-------

社会福祉法人利用者負担軽減制度実施法人一覧（令和7年4月1日現在）

No.	区	法人名	住所	電話番号	訪問介護	通所介護	短期入所生活介護	介護老人福祉施設
1	門司	敬老会	大字畑 335	481-5161		○	○	○
2		北九州市門司民生事業協会	大字畑 1808 番地 6	342-9866		○	○	○
3		陽光会	大字田野浦 1024 番地 6	331-3181		○	○	○
4	小倉北	南風会	南丘一丁目 7-24	591-2434		○	○	○
5		一樹会	片野三丁目 13-15	952-1855		○	○	○
6		愛香会	鑄物師町 9-21	571-7000	○	○	○	○
7		兼恵園	大手町 17-15	582-0100	○	○	○	○
8		ライフ北九州	大手町 15-1	562-8388	○	○		
9		薫会	萩崎町 1-32	952-1188	○	○	○	○
10		風花会	江南町 2-20	951-4165		○	○	○
11		幸祥会	中井五丁目 17-5	561-1120		○		
12		小倉新栄会	弁天町 8-26	583-4646	○	○		○
13		広寿会	熊本三丁目 12-9	952-8341	○	○	○	○
14		鷹羽会	貴船町 9-5	592-3561		○		
15		正勇会	中井一丁目 7-14	562-2000		○	○	○
16		千里会	片野四丁目 23-2	932-5160				○
17		英会	須賀町 14-14	331-4301				○
18	小倉南	八心会	曾根北町 4-31	474-0100				○
19		菅生会	大字春吉 463-1	452-1351			○	○
20		貴船会	北方四丁目 3-21	964-2766	○	○		
21		敬寿会	大字新道寺 1085-1	453-1222		○	○	○
22		豊和会	沼緑町二丁目 9-1	471-5111	○	○	○	○
23		慈恩会	沼本町四丁目 2-60	475-7021		○		
24		宏隆会	大字横代 380-2	962-5050	○	○	○	○
25		春秋会	曾根新田北三丁目 2-1	474-2288	○	○	○	○
26		双葉会	長行東三丁目 13-17	451-5865		○	○	○
27		北九州市小倉社会事業協会	徳力四丁目 13-1	962-7066	○			
28		松寿会	高野四丁目 12-11	453-1100		○	○	○
29		恵和会	守恒本町一丁目 3-1	962-1008				○
30		容風会	大字長野 455-35	471-1030	○	○	○	○
31		若松	若松ライフ研究所	藤ノ木二丁目 1-22	752-5370		○	○
32	孝徳会		大字安屋 3310-3	741-0055	○	○	○	○
33	敬愛会		西畑町 9-73	752-3777	○	○	○	○
34	八健会		西園町 9-21	752-3555	○	○		
35	広緑会		童子丸二丁目 2-23	701-0170		○	○	○
36	希耀會		大字乙丸 1651-12	742-1188		○	○	○
37	八幡東	ふらて福祉会	山路松尾町 13-25	653-1711	○	○		
38		年長者の里	大蔵三丁目 2-1	652-3939	○	○	○	○
39		北九州市福祉事業団	中央二丁目 1-1	682-0001			○	○
40		誠光会	藤見町 3-1	663-2030		○	○	○
41		善興会	前田二丁目 16-8	661-0077		○	○	○
42	八幡西	西日本至福会	塔野三丁目 16-1	612-5320			○	○
43		薫風会	大字本城 3378-1	695-7000		○	○	○
44		倫尚会	馬場山東一丁目 3-22	617-5773	○	○	○	○
45		本城会	藤原四丁目 15-33	601-7760	○	○	○	○
46		援助会	青山二丁目 1-1	631-6311			○	○

	区	法人名	住所	電話番号	訪問介護	通所介護	短期入所 生活介護	介護老人 福祉施設
47	八幡西	北九州福祉会	大字則松 103	602-5011	○	○	○	○
48		ひさの里	棕枝二丁目 11-1	619-1171	○	○	○	○
49		せいうん会	楠北三丁目 5-15	619-2100	○	○	○	
50		香月老人ホーム	楠橋上方一丁目 11-1	617-1970	○	○		
51		もやい聖友会	森下町 27-38	631-2100			○	○
52		無何有の郷	大字畑 696-12	616-7130				○
53		福岡マリア会	船越三丁目 1-13	614-2103		○		○
54		健美会	香月西二丁目 9-3	617-1515			○	○
55	戸畑	いわき福祉会	新川町 3-33	883-3133	○	○	○	○
56		北九州市戸畑民生事業協会	中原西二丁目 2-21	881-7303	○	○	○	○
57		福音会	千防一丁目 1-6	873-5115			○	○
58		北九州市手をつなぐ育成会	沖台二丁目 4-8	884-1500	○			
59	市外	悠生会	福岡県大野城市中二丁目 5-5	092-504-1000		○	○	○
60		仁風会	福岡県春日市塚原台三丁目 129	092-595-6060				○
61		日本赤十字社福岡県支部	福岡市南区大楠三丁目 1-1	092-523-1171		○	○	○
62		若杉会	福岡県築上郡築上町大字上ノ河内 1048	0930-56-5331	○	○	○	○
63		グリーンコープ	福岡市博多区博多駅前一丁目 5-1	092-482-7796	○	○		
64		福祉松快園	福岡県遠賀郡水巻町吉田南二丁目 9-1	093-201-8800	○	○	○	○
65		白熊会	福岡市城南区別府七丁目 66-3	092-831-8562			○	○
66		恵徳会	福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵 112-3	092-933-1600		○		○
67		山口県済生会	山口県下関市貴船町三丁目 4-1	0832-23-0261	○	○	○	○
68		ふたば会	福岡県三井郡大刀洗町大字高樋 1245 番地 1	0942-77-0877				○
69		さわやか会	山口県下関市長府黒門南町 6-55	083-246-1003				○
70		緑風会	福岡県築上郡吉富町大字楡生 181 番地 2	0979-23-6111	○	○	○	○
71		サミック	福岡県田川郡赤村赤 4538 番地 2	0947-48-9200				○
72		福智会	福岡県田川郡福智町弁城 4193 番地 28	0947-22-1434			○	○
73		鷹羽会	福岡県田川郡大任町大字今任原 3485-1	0947-63-3966				○
74		つつみ会	福岡県遠賀郡岡垣町鍋田二丁目 1-5	093-283-0952			○	○
75		岡垣睦福祉会	福岡県遠賀郡岡垣町大字手野 401 番地 1	093-281-4088		○	○	○
76		朝老園	福岡県朝倉郡筑前町朝日 586	092-926-1171			○	○
77		天馬福祉会	福岡県田川郡糸田町 1704 番地	0947-26-2288				○
78		春鶯会	福岡県田川郡香原町大字中津原字百畝 1113 番 12	0947-32-5555				○
79		敬養会	福岡県早良区東入部 2 丁目 16 番 17 号	092-803-2080				○
80		松原福祉会	福岡県田川市大字川宮字高尾 1710 番地の 4	0947-42-0368			○	○
81		宮田親和会	福岡県宮若市長井鶴 324-6	0949-32-9860				○
82		小竹御徳会	福岡県鞍手郡小竹町大安御徳 1696-5	0949-62-0036				○
83		弥光会	福岡県田川郡川崎町大字田原 91-9	0947-73-9003			○	○
84		幸星会	福岡県福岡市早良区次郎丸 4 丁目 7-8	092-407-8378			○	○
85		怡土福祉会	福岡県福岡市西区大字徳永 1065-1	092-807-7576			○	○
86		初花会	福岡県築上郡吉富町大字別府 655 番地 1	0979-22-0203			○	○
87		鈴の音会	福岡県直方市頓野臼杵 627 番地 1	0949-26-2083			○	○
88		つくも会	福岡県直方市大字上新入 2116-7	0949-25-0165			○	○
89		政芳会	福岡県田川郡福智町伊方 4138	0947-23-2747				○

利用料の支払いでお困りの人へ

- 災害など特別な理由で、利用料の支払いが困難な人には、負担を軽くする制度があります。
- 決められた利用料や保険料を支払うと、著しく日常生活が困窮するような場合（境界層該当）には、負担を軽くする制度があります。

ホームヘルプサービス利用者負担の軽減

障害福祉施策によるホームヘルプサービス事業においては、所得に応じた費用負担となっていたことから、当該ホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害のある人であって、介護保険制度の適用を受けることになった人について、利用者負担の軽減措置を行う。

※総合事業によるサービス開始後、総合事業のうち、予防給付型の訪問型サービスについても、利用者負担の軽減措置を行う。

利用者の負担割合

制度移行措置対象者	0%
-----------	----

対象となる人

障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている人で、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当する人

- ① 65歳の年齢到達前の1年の間に市の障害福祉施策でホームヘルプサービスを利用していた障害のある人で、介護保険の適用となった人
- ② 特定疾病により要介護・要支援の状態となった40歳から64歳までの人

※平成20年6月30日まで経過措置対象として軽減を受けていた人は、経過措置終了に伴い、平成20年7月1日からは、軽減対象外となっています。

利用方法

- 「利用者負担額減額認定証」を訪問介護（ホームヘルプサービス）事業者に提示していただくと、利用料が軽減されます。
- 住所地の区役所保健福祉課介護保険担当に申請してください。

介護サービスの内容などにより、介護保険の給付対象となる費用の自己負担額や居住費（滞在費）・食費の負担額が、所得税の医療費控除の対象になる場合があります。詳しくは税務署へお問合せください。

問合せ	住所地の区役所保健福祉課介護保険担当	裏表紙参照
-----	--------------------	-------

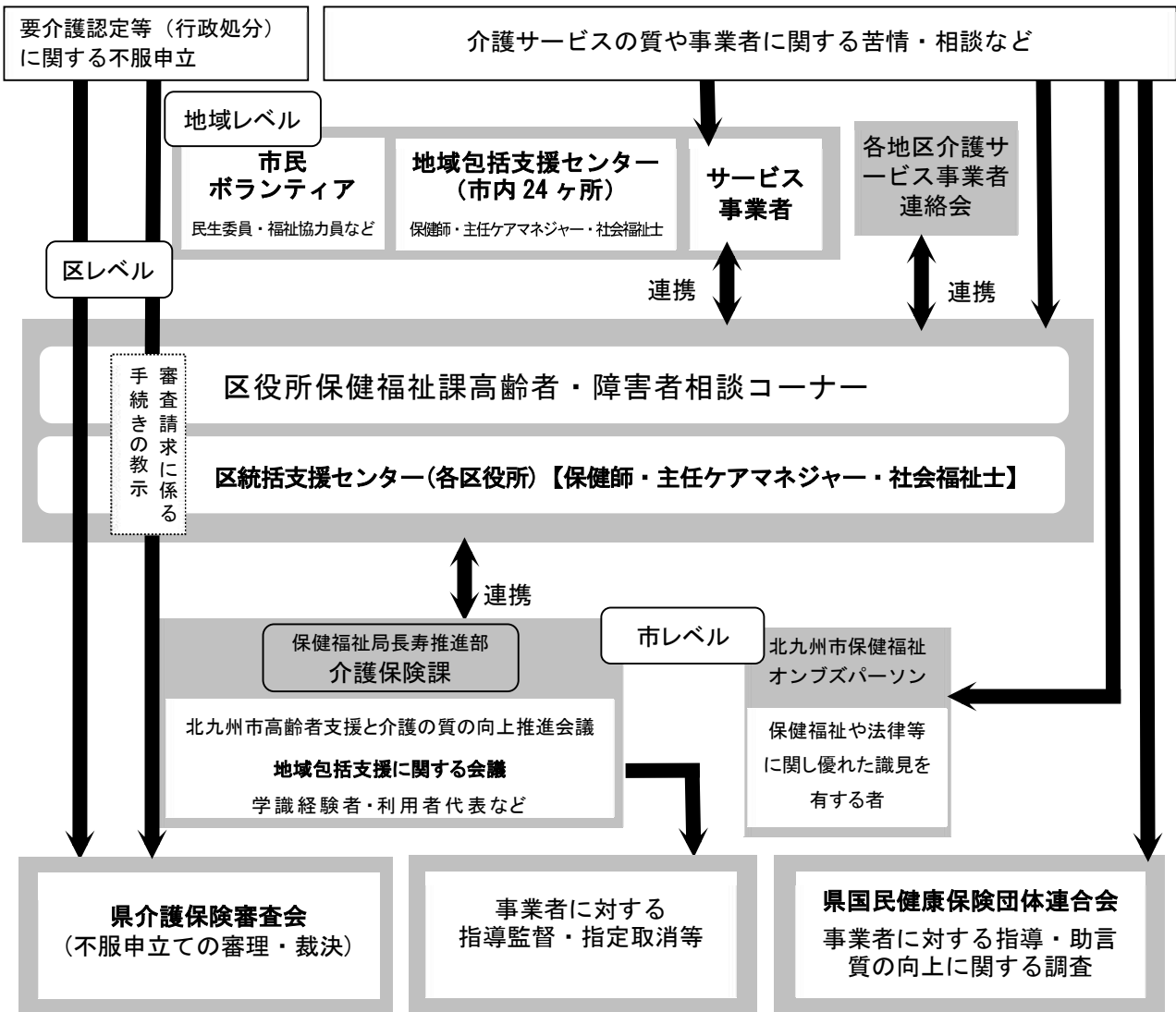
苦情・相談があるときは…

住所地の区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー もしくは地域包括支援センターへ！

- 認定結果や保険料の決定などに不服がある場合、結果を知った日の翌日から「3ヶ月」以内に福岡県が設置する「介護保険審査会」に文書又は口頭で審査請求をすることができますが、まずはご相談ください。必要な手続きなどをご案内します。
- 事業者に対する苦情処理機関は、介護保険では区役所の窓口以外にも「福岡県国民健康保険団体連合会」が行っていますが、まずはご相談下さい。詳しくお話を伺い、必要な手続きなどをご案内します。

介護保険に関する苦情・相談対応の仕組み

介護保険に関する市民からの苦情・相談



問合せ	住所地の区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー、 地域包括支援センター	P. 102・裏表紙参照
-----	--	--------------

介護サービス事業者 問合せ先一覧

ここでは、グループホームなどの居住系サービスや介護保険施設などをご案内します。

- （介護予防）認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者のグループホーム） P. 33
- （介護予防）特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅） P. 37
- 介護保険施設
 - 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） P. 39
 - 指定地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム） P. 41
 - 介護老人保健施設（老人保健施設） P. 42
 - 介護医療院 P. 43

※居宅介護支援事業者の一覧については、各区役所保健福祉課介護保険担当で配布しています。

北九州市ホームページにて介護保険事業者情報を閲覧することができます。

北九州市のホームページにて、市内の介護保険サービス事業者を検索及び各介護保険サービス事業者の詳細情報を閲覧することが出来ます。

ホームページアドレス

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0416.html

問合せ	保健福祉局介護保険課	582-2771
-----	------------	----------

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業者 (認知症高齢者のグループホーム) 一覧

在宅サービス <サービスの内容→P. 20 参照>

No	施設名	定員	所在地	電話番号	FAX
門司区					
1	グループホーム 土屋北九州	9	稲積一丁目 12 番 27 号	050-1724-0022	050-6883-7672
2	グループホーム 友愛	9	青葉台 6 番 1 号	371-1208	371-1205
3	グループホーム 彩光苑	18	矢筈町 6 番 18 号	372-9333	372-9334
4	グループホーム なごみ吉志	9	吉志一丁目 8 番 42 号	481-8833	481-8834
5	グループホーム たいよう	9	大字大積 1174 番地の 1	342-3300	342-3301
6	グループホーム 四季の郷	9	吉志七丁目 24 番 30 号	481-8802	481-8804
7	グループホーム 谷町	9	谷町一丁目 1 番 2 号	321-3723	321-3669
8	グループホーム みどりのき	18	大久保一丁目 9 番 2 号	321-8800	321-8881
9	グループホーム ひかりの丘	18	上藤松三丁目 2 番 1 号	382-2010	382-5150
10	グループホーム きずな	18	吉志一丁目 41 番 1 号	483-1501	483-1502
11	グループホーム ひかりの道	18	奥田五丁目 1 番 18 号	372-2005	372-2006
12	グループホーム かいせい	18	錦町 4 番 26 号	331-7722	331-7660
13	グループホーム 潮風	18	新開 13 番 14 号	322-1110	322-1112
14	グループホーム リラ	18	小森江三丁目 3 番 26 号	382-1187	382-1178
15	グループホーム えん	18	田野浦二丁目 9 番 33 号	322-5116	322-5100
16	グループホーム 好日苑 大里の郷	18	大里戸ノ上四丁目 1 番 40 号	391-2266	391-2230
17	グループホーム きしの森	18	吉志七丁目 20 番 28 号	481-4933	481-4934
小倉北区					
18	グループホーム 秋桜	18	足原一丁目 5 番 25 号	521-6162	981-3893
19	グループホーム さくらんぼ	9	上富野三丁目 17 番 1 号	541-0314	541-0360
20	グループホーム ねむの郷	18	清水五丁目 11 番 35 号	562-3520	562-3870
21	グループホーム 花みずき	9	篠崎一丁目 9 番 6 号	592-3605	592-3621
22	グループホーム 馬借	18	馬借一丁目 6 番 40 号	551-0803	551-7610
23	グループホーム 琴音	18	真鶴一丁目 12 番 10 号	562-5750	562-5755
24	グループホーム 笑和	18	泉台二丁目 7 番 19 号	651-5965	651-5965
25	グループホーム かがやき	16	神岳二丁目 10 番 14 号	513-8887	513-8878
26	グループホーム リズム	18	熊谷二丁目 1 番 15 号	571-0640	571-0650
27	グループホーム たんぼぼの家	9	中井五丁目 6 番 28 号	571-1833	571-1834
28	グループホーム あんずの郷	18	真鶴二丁目 3 番 25 号	562-8700	562-8701
29	グループホーム 高峰	9	高峰町 3 番 3 号	562-1115	562-1155
30	ふれあいの家 貴船	18	貴船町 18 番 13 号	951-8820	951-8808
31	グループホーム ソレイユの丘	9	中井一丁目 7 番 14 号	562-2300	562-2002
32	ふれあいの家 到津	9	下到津二丁目 1 番 3 号	562-9559	562-9550
33	ふれあいの家 さくら草	9	白銀二丁目 2 番 16 号	932-6565	932-6566
34	グループホーム いこいの里宇佐町	9	宇佐町一丁目 9 番 36 号	513-1266	513-1267

令和 7 年 4 月 1 日現在

No	施設名	定員	所在地	電話番号	FAX
小倉北区					
35	ニチイケアセンター 北九州神幸	18	神幸町3番29号	551-2881	551-2882
36	ふれあいの家 黄金	18	黄金一丁目9番12号	922-5182	922-5183
37	グループホーム おむすび苑	18	赤坂一丁目7番18号	533-0631	533-0637
38	グループホーム 都の杜	18	都一丁目12番12号	967-8326	967-8336
39	グループホーム 三萩野	18	白銀二丁目11番4号	932-1228	932-1189
40	グループホーム ひだまり	18	片野四丁目23番2号	932-5160	932-5125
41	グループホーム ソレイユ北小倉	18	西港町30番52号	561-3300	561-2700
42	グループホーム 桜ハウス	18	上富野四丁目12番42号	541-1105	541-1134
43	グループホーム たのしい家小倉北	18	中井五丁目3番11号	562-0521	583-1821
44	グループホーム かすみ草	18	霧ヶ丘三丁目16番4号	932-6060	932-6061
小倉南区					
45	グループホーム のんきさん・おたがいさま	18	沼本町二丁目8番37号	474-7727	474-7728
46	グループホーム いそねの里	18	中曽根東二丁目16番36号	475-5583	475-5624
47	グループホーム 光生園	9	葛原高松二丁目14番12号	473-0062	472-6344
48	グループホーム さくら	27	朽網西一丁目6番6号	475-0063	475-8076
49	グループホーム みどり	18	上吉田三丁目16番1号	471-3711	471-1661
50	グループホーム なかよし	9	東水町6番7号	953-0650	953-0658
51	グループホーム かおる苑	18	沼緑町一丁目11番21号	471-8215	473-9151
52	グループホーム 美咲ヶ丘	18	大字新道寺1085番地の1	453-1222	453-3373
53	グループホーム はなまる	18	中曽根一丁目4番10号	475-9800	475-9801
54	なごみ 春ヶ丘	9	春ヶ丘5番1号	931-5961	931-5961
55	グループホーム 憩いの家	9	大字木下757番地の5	453-1310	453-1310
56	グループホーム あかつき園	9	石田町3番20号	965-4080	965-4088
57	グループホーム ドレミ	18	中曽根東四丁目14番6号	474-4122	474-4121
58	グループホーム ベル・エポック	9	葛原東三丁目14番50号	473-5611	473-8932
59	グループホーム みちくさ	18	重住二丁目4番20号	931-1050	931-1051
60	グループホーム はーとふるくさみ	18	朽網西三丁目5番2号	471-5911	471-5911
61	小倉南ケアセンター 和が家	18	津田一丁目5番16号	474-2118	474-2119
62	グループホーム サニーホーム	9	長野本町四丁目1933	474-1220	474-1220
63	グループホーム ひかり	18	長野東町11番16号	474-7888	474-6305
64	グループホーム 第2ふれあい家族	18	長行西二丁目2番17号	451-2888	451-2888
65	グループホーム 高野	18	高野五丁目11番1号	451-3611	451-3545
66	医療法人かん養生クリニック グループホームこもれび	9	蟻田若園三丁目4番10号	951-6979	951-6979
67	グループホーム 双葉荘	9	高野三丁目11番1号	451-2851	451-2826
68	医療法人かん養生クリニック グループホームこもれびⅡ	18	蟻田若園三丁目4番9号	922-3879	922-3879
69	グループホーム 吉兵衛どんの里	18	徳吉南三丁目16番17号	453-3515	453-3517
70	グループホーム ふたばのその	18	徳吉西一丁目20番15号	453-2817	453-2820

令和7年4月1日現在

No	施設名	定員	所在地	電話番号	FAX
小倉南区					
71	グループホーム メロディ	18	上貫三丁目3番25号	474-2558	474-2559
72	グループホーム 北九州シティホーム南館	9	沼緑町一丁目11番19号	471-8565	471-8571
73	グループホーム 好日苑 徳力の郷	18	南方三丁目5番6号	964-2233	964-2234
74	グループホーム モンテラッセ	18	蒲生二丁目4番11号	967-0816	967-0817
75	グループホーム ひまわりヒルズ	18	曾根北町4番31号	474-0100	474-0188
76	グループホーム ハッピー若園	18	若園一丁目6番16号	967-8666	967-8667
77	愛の家グループホーム北九州曾根	27	東貫一丁目13番63号	967-0622	967-0625
若松区					
78	ひびき荘 グループホーム	9	大字安屋3310番地の3	741-0055	741-6770
79	グループホーム 大正館	18	花野路一丁目2番5号	742-7070	742-7077
80	グループホーム けやきの杜	27	西小石町17番27号	751-1020	751-5111
81	グループホーム 玄海の森	18	大字有毛2933番地の6	742-5567	742-6500
82	グループホーム いこい	18	畑谷町6番18号	751-3233	751-3268
83	グループホーム すずらんの家	27	大字畠田25番1号	772-1200	772-1201
84	グループホーム わかくさ	18	本町一丁目8番3号	771-1765	771-6511
85	グループホーム ひびきの虹色館	18	ひびきの南一丁目2番3号	695-7788	695-2116
86	グループホーム ふき	18	大字有毛1765番地	742-7100	742-7099
87	グループホーム ベイサイドわかまつ	18	浜町一丁目19番1号	752-1800	752-1700
88	グループホーム いきいき桜苑	9	青葉台西六丁目2番10号	482-8705	482-8715
八幡東区					
89	ふれあいの家 清和苑	18	清田二丁目12番7号	654-7010	654-7011
90	グループホーム 八幡	18	大蔵三丁目2番1号	652-6800	652-2530
91	グループホーム 牧水の丘	9	東鉄町5番20号	652-6688	652-6688
92	グループホーム 森の家	27	山路松尾町13番25号	652-6601	653-3450
93	グループホーム 牧水の丘Ⅱ	9	東鉄町5番1号	652-2020	652-2020
94	グループホーム 高見	9	高見五丁目2番1号	651-1275	651-1275
95	グループホーム 大蔵	18	大蔵三丁目2番1号	652-3305	652-3606
96	グループホーム 山王	18	山王一丁目15番1号	883-9741	883-9590
97	グループホーム ビートルズ	18	白川町7番43号	663-8880	663-8881
98	ふれあいの家 祝町	18	祝町二丁目13番5号	654-9970	654-9979
99	ニチイケアセンター東田	18	東田一丁目3番11号	662-0505	662-0506
100	グループホーム ピアノ	18	昭和三丁目1番27号	654-1128	654-1155
八幡西区					
101	グループホーム やまびこ	18	町上津役東三丁目10番16号	614-2910	613-8921
102	グループホーム 螢の郷	18	香月西三丁目10番17号	618-8893	618-9070
103	グループホーム 倫尚園	18	馬場山東三丁目11番1号	619-0230	619-0231
104	八幡西ケアセンター 和が家	18	御開三丁目9番53号	601-3503	601-3506
105	グループホーム 華里	18	八枝三丁目12番10号	692-5558	692-5587
106	グループホーム ひろき苑	18	本城四丁目7番46号	603-8770	603-8770
107	グループホーム 星ヶ丘	7	星ヶ丘三丁目5番21号	617-4808	617-4888
108	福の里グループホーム 結	18	楠橋上方二丁目18番37号	619-2970	619-2971
109	グループホーム きらめき本城	18	本城一丁目20番20号	695-0033	695-0035

令和7年4月1日現在

No	施設名	定員	所在地	電話番号	FAX
八幡西区					
110	グループホーム ころろ	9	木屋瀬二丁目7番8号	619-1430	619-1431
111	あおぞらの里 グループホーム 黒崎	9	東鳴水三丁目6番1号	645-1612	642-1571
112	グループホーム もやい	18	竹末一丁目10番15号	644-2257	644-2258
113	グループホーム グローバルケアⅡ	9	中の原一丁目4番7号	612-6007	612-6127
114	グループホーム ひだまり	18	浅川一丁目25番6号	695-1315	695-1311
115	グループホーム 愛	18	鷹の巣一丁目7番7号	622-8098	622-8099
116	グループホーム この葉	9	三ツ頭二丁目15番10号	691-8858	691-8859
117	愛好の里グループホーム 青春・明苑	9	馬場山東一丁目26番20号	618-7831	618-7831
118	グリーンリーフ 星ヶ丘	18	星ヶ丘六丁目1番37号	618-7726	618-7762
119	グループホーム のぞみ	18	陣原三丁目25番1号	621-1007	621-0774
120	グループホーム 黒崎	18	東王子町7番8号	621-2612	631-1820
121	グループホーム いなほ園	18	町上津役東二丁目21番44号	612-1500	613-8921
122	いきいき良花居	9	東折尾町16番10号	692-5605	692-5601
123	ニチイケアセンター 下上津役	18	下上津役二丁目11番21号	614-5201	614-5202
124	グループホーム 蓬萊	18	森下町27番38号	631-2007	631-2288
125	グリーンリーフ 瀬板	18	則松東二丁目1番12号	695-6422	695-6550
126	サポートセンター本城グループホーム	18	本城東六丁目1番16号	692-8811	692-8822
127	グループホーム わかば	18	香月西二丁目9番3号	617-1515	617-2515
128	グループホーム きらめき 上の原	18	上の原二丁目17番11号	613-8866	613-8877
129	きたふくグループホーム「自悠の郷」幸神	9	幸神二丁目6番5号	642-9500	642-9501
130	グループホーム かすがの杜	18	八千代町9番30号	644-3888	616-1667
131	さわやかグループホームせいのう	18	清納二丁目11番13号	662-8100	662-8102
132	グループホーム 聖ヨゼフの園	18	鷹見台一丁目4番17号	603-8110	603-8112
133	グループホーム ほたるのまち	18	上上津役五丁目8番1号	613-1170	613-1173
戸畑区					
134	グループホーム 金刀比羅	27	金比羅町4番29号	873-8731	873-8732
135	グループホーム ほうらい小芝	16	小芝一丁目6番10号	871-8200	871-8201
136	グループホーム 新池	9	新池三丁目3番19号	871-4341	647-0546
137	いこいの里 中原	18	中原西二丁目7番8号	873-3151	873-3156
138	グループホーム わらい	18	新川町5番6号	881-4451	881-4070
139	グループホーム とばた	18	千防一丁目1番6号	873-5115	873-5121
140	認知症対応型共同生活介護プロムナードとばた	18	金比羅町4番40号	873-3050	873-3051
141	さわやかグループホームなかばる	18	中原西三丁目8番12号	873-7755	873-7766
142	グループホーム 戸畑夜宮	27	夜宮三丁目3番14号	616-9930	616-9931

令和7年4月1日現在

(介護予防)特定施設入居者生活介護事業者 (有料老人ホーム・ケアハウス・サービス付き高齢者向け住宅) 一覧

在宅サービス <サービスの内容→P. 20 参照>

No	施設名	定員	所在地	電話番号	FAX
門司区					
1	(有料) 高砂苑	92	黒川西二丁目 6 番 2 号	341-2233	341-2266
2	(ケア) 好日苑	50	大里戸ノ上四丁目 1 番 40 号	391-2277	391-2278
3	(有料) ラ・ナシカふじまつ	54	藤松一丁目 10 番 25 号	382-6011	382-6033
4	(有料) きしの森	32	吉志七丁目 20 番 31 号	481-7172	481-7174
5	(有料) さわやか和布刈館	95	大久保一丁目 9 番 15 号	322-5700	322-5701
6	(有料) S J R 別院	60	柳原町 11 番 30 号	382-0170	382-0171
7	(有料) さわやか新門司館	93	大字畑 1543 番地 1	481-8600	481-8200
小倉北区					
8	(ケア) 小倉	50	片野新町一丁目 1 番 14 号	952-5222	952-5238
9	(有料) 桜倶楽部	41	須賀町 1 番 26 号	541-1123	541-1124
10	(有料) 到津の森	70	上到津四丁目 16 番 5 号	651-1113	651-1140
11	(有料) たいしん かていな赤坂	55	赤坂一丁目 2 番 32 号	533-2025	533-2064
12	(有料) リンデンバウム日明	46	日明二丁目 13 番 4 号	562-0335	562-0306
13	(有料) 小文字の郷	52	大島一丁目 7 番 15 号	541-2188	541-2199
14	(有料) シルバーホーム 南丘きょうわ苑	59	南丘二丁目 1 番 11 号	592-7800	592-7878
15	(有料) なかい和楽園	59	中井二丁目 4 番 36 号	561-1765	592-3465
16	(サ高住) パレス三萩野	65	白銀二丁目 1 1 番 4 号	932-0211	932-0233
17	(有料) ラ・ナシカ こくら	80	東篠崎三丁目 2 番 22 号	952-1155	952-1225
小倉南区					
18	(ケア) ふれあい	50	沼本町四丁目 4 番 21 号	475-7021	475-7023
19	(ケア) ことぶき	50	北方四丁目 3 番 21 号	964-2766	964-2768
20	(有料) さわやか螢風館	93	長野東町 11 番 15 号	474-6300	474-6305
21	(有料) 花みずき	19	徳力四丁目 21 番 14 号	961-3636	965-3066
22	(有料) ほうらい葛原	29	葛原五丁目 2 番 21 号	475-0038	475-0527
23	(ケア) 恵和園	40	北方三丁目 7 番 6 号	932-8822	932-1233
24	(有料) オーケストラ	100	上貫三丁目 3 番 24 号	474-1183	474-3883
25	(有料) 芝津の郷	60	大字貫 1866 番地 2	471-5790	471-8151
26	(有料) わらべの里	49	大字志井 1459 番地 6	453-3355	453-1616
27	(有料) ラフィーネ	65	上葛原二丁目 21 番 11 号	952-1230	952-1231
28	(有料) あべやま	65	湯川四丁目 21 番 25 号	932-2270	932-2272
29	(サ高住) むまみどり	80	沼緑町四丁目 22 番 1 号	474-5688	474-1371

令和 7 年 4 月 1 日現在

No	施設名	定員	所在地	電話番号	FAX
若松区					
30	(有料) さわやか花美館	58	高須東三丁目4番30号	742-7771	742-7772
31	(有料) さわやか海響館	65	浜町一丁目11番13号	752-1110	752-1112
32	(有料) 大正館	24	花野路一丁目2番5号	742-7070	742-7077
33	(有料) さわやかシーサイド くきのうみ	80	くきのうみ中央2番1号	752-5400	752-5401
八幡東区					
34	(有料) ヴィラノーヴァ大谷	225	天神町2番41号	661-3665	661-3121
35	(ケア) 恵迪館	20	山路松尾町13番25号	653-1711	653-3450
八幡西区					
36	(有料) クレアール	75	町上津役東二丁目2番13号	614-2660	614-2670
37	(有料) ひかり	60	則松東二丁目5番10号	695-6855	695-6856
38	(有料) さわやか鳴水館	87	東鳴水五丁目7番6号	644-0010	644-0015
39	(有料) ひだまりI号館	27	浅川一丁目25番5号	695-1321	695-1311
40	(有料) パレス穴生	65	鉄竜一丁目1番10号	644-7773	644-7790
41	(有料) パークサイドコート	45	下上津役一丁目8番1号	613-8931	613-8932
42	(有料) さわやかレークサイド 中の原	75	中の原二丁目19番2号	613-8881	613-8886
43	(有料) 生活支援ホーム本城	40	御開二丁目5番16号	602-8808	602-8838
44	(有料) のぞみ	72	陣原三丁目25番1号	621-0770	621-0774
45	(有料) 南王子さくら館	70	南王子町2番15号	631-2000	631-2005
46	(有料) こうじゃくの杜	65	上上津役五丁目15番27号	613-6661	613-6671
戸畑区					
47	(有料) さわやかパークサイド 新川	61	新川町2番13号	861-0500	861-0530
48	(ケア) らいふ戸畑	40	新池一丁目5番4号	881-1741	881-1742
49	(ケア) とばた	40	千防一丁目1番6号	873-5115	873-5121

令和7年4月1日現在

指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)一覧

施設サービス <サービスの内容→P.21 参照>

No	施設名	定員	所在地	電話番号	FAX
門司区					
1	陽光園	110	大字田野浦 1024 番地 6	331-3181	331-3182
2	松和園	74	大字畑 335 番地	481-5161	481-6191
3	かざし園	55	南本町 3 番 3 号	391-5080	391-5091
4	清松園	75	大字畑 1960 番地	481-2465	481-2407
5	豊寿園	100	大字畑 1808 番地 5	481-1121	481-5678
6	松和園 (ユニット)	30	大字畑 335 番地	481-5161	481-6191
7	サポートセンター門司	120	松原一丁目 3 番 8 号	382-1117	382-1118
8	陽光園 (ユニット)	40	大字田野浦 1024 番地 6	331-3181	331-3182
9	すみれそう	84	風師四丁目 12 番 31 号	331-4301	331-4303
小倉北区					
10	シルバー・サン・ホーム	88	大手町 17 番 15 号	582-0100	583-5588
11	北九州シティホーム	79	萩崎町 1 番 32 号	952-1188	952-1077
12	ヘルシーハイム	70	南丘一丁目 7 番 24 号	591-2434	591-3486
13	足原のぞみ苑	80	熊本三丁目 12 番 9 号	952-8341	952-8668
14	愛香苑	54	鑄物師町 9 番 21 号	571-7000	571-7001
15	ハートフル片野	107	片野三丁目 13 番 15 号	952-1855	952-1857
16	かざはな園	70	江南町 2 番 20 号	951-4165	951-4169
17	ソレイユ中井	94	中井一丁目 7 番 14 号	562-2000	562-2002
18	ゆーとぴあ宇佐町	100	宇佐町二丁目 5 番 1 号	511-8100	511-8101
19	新栄きよみずの杜	120	弁天町 6 番 13 号	571-5501	571-5541
20	ソレイユ浅野	100	浅野三丁目 1 番 25 号	533-6633	533-6634
21	ひだまりテラス	83	東篠崎三丁目 2 番 28 号	922-0222	922-0223
小倉南区					
22	あだち園	108	沼緑町二丁目 9 番 1 号	471-5111	471-5170
23	春吉園	50	大字春吉 463 番地 1	452-1351	452-1352
24	舞ヶ丘明静苑	70	大字横代 380 番地 2	962-5050	962-2493
25	美咲ヶ丘	74	大字新道寺 1085 番地 1	453-1222	453-1132
26	好日苑	70	曾根新田北三丁目 2 番 1 号	474-2288	474-2277
27	双葉苑	54	長行東三丁目 13 番 17 号	451-5865	451-5866
28	おきななの杜	70	大字長野 455 番地 35	471-1030	471-0694
29	こくらの郷	70	高野四丁目 12 番 11 号	453-1100	453-1150
30	宏和苑	100	守恒本町二丁目 19 番 2 号	961-5008	961-5118
31	ひまわり	100	曾根北町 4 番 31 号	474-0100	474-0188

令和 7 年 4 月 1 日現在

No	施設名	定員	所在地	電話番号	FAX
若松区					
32	あますみ園	41	大字大鳥居 64 番地 1	741-1001	741-1087
33	ひびき荘	70	大字安屋 3310 番地 3	741-0055	741-6770
34	ライフポート若松	74	藤ノ木二丁目 1 番 22 号	752-5370	752-5375
35	あじさい	58	西畑町 9 番 73 号	752-3777	752-3778
36	ケアイン西天神	80	西天神町 4 番 33 号	701-0170	701-0180
37	花乃路	100	大字乙丸 1651 番地 12	742-1188	742-1177
38	あやめ苑	100	中畑町 10 番 16 号	752-1100	752-2200
39	ケアイン大鳥居	30	大字大鳥居 64 番地 1	741-1001	741-1087
八幡東区					
40	花の王善興園	154	花尾町 2 番 14 号	661-0077	681-2529
41	大蔵園	70	大蔵三丁目 2 番 1 号	652-6492	652-6495
42	誠光園	60	藤見町 3 番 1 号	663-2030	663-2032
八幡西区					
43	倫尚園	96	馬場山東一丁目 3 番 22 号	617-5773	618-8455
44	サン・グリーンホーム	40	大字則松 103 番地	602-5011	602-5813
45	サンライズ北九州	100	塔野三丁目 16 番 1 号	612-5320	612-5267
46	聖ヨゼフの園	50	青山二丁目 1 番 1 号	631-6363	645-2039
47	もみじ苑	74	藤原四丁目 15 番 33 号	601-7760	601-7768
48	第三善興園	120	大字小嶺 721 番地 1	614-6555	614-6556
49	風の家	140	大字本城 3378 番地 1	695-7000	695-7800
50	ふじの木園	70	棕枝二丁目 11 番 20 号	619-1171	619-2118
51	なごみのさと	120	大字木屋瀬 590 番地 1	618-7816	618-7817
52	杜の家	100	大字畑 696 番地 12	616-7130	616-7185
53	銀杏庵 穴生倶楽部	120	鉄王二丁目 2 番 36 号	631-2100	631-7080
54	グランヴィラ大平	100	船越三丁目 1 番 13 号	614-2103	614-2133
55	なごみの郷	80	大字楠橋 3837 番地 1	618-7531	618-7532
56	サングリーンアネモス	30	大字則松 103 番地	602-5011	602-5813
57	第二わかば	84	香月中央一丁目 3 番 1 号	617-2600	617-2610
戸畑区					
58	さわみ園	75	沢見二丁目 5 番 2 号	881-2066	881-2067
59	戸畑大谷園	70	西大谷一丁目 6 番 22 号	883-0622	883-0666
60	やすらぎの郷牧山	78	新川町 3 番 33 号	883-3133	883-1333
61	とばた	70	千防一丁目 1 番 6 号	873-5115	873-5121

令和 7 年 4 月 1 日現在

指定地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特別養護老人ホーム) 一覧

施設サービス <サービスの内容→P. 21 参照>

No	施設名	定員	所在地	電話番号	FAX
門司区					
1	ひかりの丘	29	上藤松三丁目2番1号	382-3111	382-5151
2	好日苑 大里の郷	29	大里戸ノ上四丁目1番40号	391-2266	391-2230
小倉北区					
3	三萩野	29	白銀二丁目11番4号	932-1177	932-1189
4	ひだまり	29	片野四丁目23番2号	932-5160	932-5125
5	ソレイユ北小倉	29	西港町30番52号	561-3300	561-2700
6	足原のぞみ苑ユニット	20	熊本三丁目12番9号	952-8341	952-8668
7	北九州シティホーム絆館	21	萩崎町1番32号	952-1188	952-1077
小倉南区					
8	第二双葉苑	29	高野三丁目11番1号	451-2801	451-2826
9	ふたばのその	29	徳吉西一丁目20番15号	453-2818	453-2820
10	北九州シティホーム南館	29	沼緑町一丁目11番19号	471-8565	471-8571
11	とくりき春吉園	29	徳力団地2番10号	383-8440	383-8449
若松区					
12	ひびきのもり	29	深町一丁目15番8号	752-2600	752-2610
13	ひびきの虹色館	29	ひびきの南一丁目2番3号	695-7788	695-2116
14	にしぞの	29	西園町9番5号	752-2500	752-2505
八幡東区					
15	誠光園アネックス	29	藤見町3番2号	663-2030	663-2032
八幡西区					
16	第二倫尚園	29	馬場山東三丁目11番1号	619-0230	619-0231
17	ケアプラザ倶楽部雪月花	29	森下町27番38号	645-2700	631-2288
18	わかば	29	香月西二丁目9番3号	617-1515	617-2515
19	サポートセンター本城	29	本城東六丁目1番16号	692-8811	692-8822
20	愛敬苑	29	上上津役五丁目8番1号	613-1170	613-1173
21	杜の家別館	29	大字畑696番地12	616-7130	616-7185
戸畑区					
22	ルグネットとばた	29	丸町一丁目2番38号	881-8200	881-8201
23	プロムナードとばた	29	金比羅町4番40号	873-3050	873-3051

令和7年4月1日現在

介護老人保健施設(老人保健施設)一覧

施設サービス <サービスの内容→P. 22 参照>

No	施設名	定員	所在地	電話番号	FAX
門司区					
1	春幸苑	80	春日町 12 番 8 号	341-0011	341-0010
2	清友荘	37	白野江二丁目 12 番 39 号	341-1165	341-1374
3	松恒園	100	吉志五丁目 5 番 10 号	481-6548	481-7238
4	フレンドリー松ヶ江	52	大字畑 355 番地	481-6308	481-7069
小倉北区					
5	伸寿苑	120	篠崎一丁目 5 番 1 号	591-9050	581-1302
6	エバーグリーン	60	大畠二丁目 6 番 48 号	522-4101	533-7588
7	エメロード三萩野	80	東篠崎一丁目 9 番 3 号	932-1277	932-1288
8	みやこ	100	都二丁目 13 番 8 号	652-3714	652-3746
9	桜丘	50	上富野三丁目 17 番 1 号	541-0300	541-0360
10	ハーモニー	50	熊谷二丁目 1 番 4 号	571-1441	571-1444
小倉南区					
11	さくら苑	100	朽網西一丁目 6 番 6 号	475-3311	475-8076
12	博慈苑	100	大字堀越 358 番地	961-8920	961-6221
13	小倉南ヴィラガーデン	80	葛原東二丁目 14 番 2 号	473-1011	473-7722
14	小倉南ヴィラガーデン(ユニット)	20	葛原東二丁目 14 番 2 号	473-1011	473-7722
15	わかくさ	100	沼本町四丁目 2 番 19 号	475-2001	473-6868
16	あけぼの苑	85	大字湯川 139 番地 21	475-6000	475-8820
17	シルバーケア若園	50	若園三丁目 2 番 7 号	952-5581	952-5670
若松区					
18	グリーン・ヒル若松	100	小敷ひびきの一丁目10番1号	742-0033	742-8918
19	グリーンライフ	55	童子丸二丁目 7 番 7 号	701-0807	791-6535
20	シルバーケア玄海	100	大字有毛 2924 番地	742-2555	742-2552
21	けやき	56	西畑町 9 番 72 号	751-1888	751-8881
八幡東区					
22	正寿園	100	大蔵三丁目 2 番 1 号	652-3911	652-2399
23	済生会くれたけ荘	100	中尾一丁目 22 番 18 号	653-1121	653-1131
24	やすらぎ	90	槻田一丁目 16 番 12 号	653-1112	653-1120
八幡西区					
25	サンフラワーズ北九州	100	塔野三丁目 16 番 2 号	612-5285	612-9191
26	ナーシングセンター八幡	100	里中三丁目 12 番 12 号	691-3366	691-8839
27	翡翠苑	100	森下町 27 番 43 号	622-0333	622-7070
28	サングレース	100	大字則松 103 番地 1	693-1666	603-0507
29	しんわ苑	100	楠橋南二丁目 19 番 6 号	619-1800	618-3728
30	ひまわり	100	町上津役東三丁目 17 番 10 号	614-1753	614-1754
31	宗寿苑	60	友田二丁目 4 番 1 号	602-6670	602-6672
32	香月の杜	50	香月西三丁目 10 番 20 号	618-7337	618-7331
戸畑区					
33	牧山いわき苑	95	牧山一丁目 1 番 1 号	871-3991	871-3996
34	あやめの里	100	小芝二丁目 4 番 18 号	871-5902	871-5904

令和 7 年 4 月 1 日現在

介護医療院一覧

施設サービス <サービスの内容→P. 22 参照>

No	施設名	所在地	電話番号	FAX
門司区				
1	鳥巣病院介護医療院	吉志五丁目 5 番 10 号	481-1831	481-6282
2	春日病院介護医療院	春日町 22 番 19 号	341-1416	341-2431
3	介護医療院光寿荘	大字田野浦 1018 番地 1	331-0800	331-0801
4	介護医療院植田外科	東門司一丁目 10 番 20 号	321-2852	332-1188
小倉北区				
5	新栄会病院介護医療院	弁天町 12 番 11 号	571-0086	571-0033
6	小倉中井病院介護医療院	中井五丁目 11 番 8 号	581-0181	581-0184
小倉南区				
7	介護医療院さくら	朽網西一丁目 17 番 13 号	472-8000	383-0681
8	医療法人東谷医院介護医療院	大字新道寺 129 番地 4	451-1331	451-0671
9	北九州湯川病院介護医療院	湯川五丁目 10 番 10 号	923-8833	923-8834
八幡東区				
10	北九州八幡東病院介護医療院	東田一丁目 4 番 3 号	661-5915	661-5945
八幡西区				
11	医療法人末廣医院 介護医療院	香月中央三丁目 2 番 15 号	617-1212	617-0056

令和 7 年 4 月 1 日現在

介護保険事業者のみなさまへ

北九州市では、市民が安心して介護サービスを利用できるよう、サービスの質の向上など介護保険事業者の支援のため、様々な施策を実施しています。積極的に参加し、よりよいサービスの提供を心がけることが利用者からの信頼につながります。

介護保険事業者連絡会

介護サービス事業者がサービスに関する情報交換やサービスの質の確保を図るために設立されています。

区	名称・事務局	電話番号	FAX
門司	門司区介護サービス事業者連絡会 【(有)在宅ナースセンターはんずあい 訪問看護ステーションはんずあい】	512-0507	512-0508
小倉北・南	小倉介護サービス事業者連絡会 【(社)北九州市小倉医師会介護サービス 総合センター】	932-7130	932-7117
若松	若松区介護サービス事業者協議会 【(社)北九州市若松区医師会】	761-5367	751-3933
八幡東・西	八幡介護サービス事業者連絡会 【医療法人ふらて会 在宅支援センター】	651-2281	653-0655
戸畑	戸畑区介護サービス事業者連絡会 【(社)北九州市戸畑区医師会】	871-6326	871-1611

その他の高齢者福祉サービス

健康づくり・介護予防

高齢者地域交流支援通所事業

主として要介護状態等となるおそれが高い高齢者を対象に、運動・栄養・口腔ケア・いきがい活動等の総合的なプログラムにより、できるだけ自立した状態が続くよう、市民センターで介護予防・自立支援の普及・啓発を行います。

サービスの内容

- 介護予防プログラム、食事会、レクリエーション、健康チェックなど
- 【実施場所】 市民センター（市内で50か所〈P.104参照〉）
- 【利用時間】 昼食をはさんで3時間程度（9時30分から12時）
※ただし、市民センターにより時間帯が変わることがあります
- 【利用回数】 週2回

サービスを利用できる人

- 要介護認定で非該当と判定された人、または要介護認定を受けていない人で要介護状態等となるおそれが高い人
- 65歳以上の人で、閉じこもりがちなどひとり暮らしの人 等

費用（自己負担額）

- 原材料費等の実費を負担していただきます。

利用方法

- 小倉北区・小倉南区在住の方は、地域包括支援センターへお申し込みください。
- そのほかの区在住の方は、各区役所高齢者・障害者相談係へお申し込みください。
- 身体状況や家族の状況などを検討した上で、利用の可否及び場所の決定を行います。

問合せ	小倉北区・小倉南区在住の方：地域包括支援センター そのほかの区在住の方：各区役所高齢者・障害者相談係	P.102・裏表紙参照
-----	---	-------------

サロンで健康づくり

地域団体等からの依頼に応じて、グループが自主的に健康づくり・介護予防の活動を継続して実践できるよう、専門職（理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士など）を派遣します。

サービスの内容

- 開催場所：地域活動の場に出向きます
- 実施内容：フレイル予防、認知症予防の講話、筋力アップや転倒予防の運動、口腔ケアや噛む力を高めるためのお口の元気体操、低栄養予防の講話や簡単料理の紹介など。

サービスを利用できる人

- おおむね65歳以上の人で構成されたグループ等（5名以上）

費用（自己負担額）

- 無料

利用方法

- 原則、派遣を希望する2か月前までに、認知症支援・介護予防センターにお申し込みください。

ひまわり太極拳教室

高齢者の運動機能の低下を予防するとともに、運動習慣の普及・啓発を図るため、介護予防を目的に開発したオリジナル「ひまわりタイチー(介護予防太極拳)」を取り入れた介護予防教室を開催します。
※グループ等(5名以上)を対象にした体験会も無料で開催しています。

サービスの内容

- 開催回数：全4回(週1回)
- 実施内容：北九州市オリジナルの介護予防太極拳「ひまわり太極拳(タイチー)」を中心に介護予防を学びます。

サービスを利用できる人

- 健康上問題のない高齢者等

費用(自己負担額)

- 無料

利用方法

○開催日時、開催場所、申込方法については市政だより、HP等でお知らせします。体験会は希望する原則2か月前までに、認知症支援・介護予防センターまでお申し込みください。

きたきゅう体操教室

高齢者を中心とした市民の健康づくり及び介護予防を目的に北九州市が開発した「きたきゅう体操」を取り入れた介護予防教室を開催します。
※グループ等(5名以上)を対象にした体験会も無料で開催しています。

サービスの内容

- 開催回数：全4回(週1回)
- 実施内容：北九州市オリジナルの介護予防体操「きたきゅう体操」を中心に介護予防を学びます。

サービスを利用できる人

- 健康上問題のない高齢者等

費用(自己負担額)

- 無料

利用方法

○開催日時、開催場所、申込方法については市政だより、HP等でお知らせします。体験会は希望する原則2か月前までに、認知症支援・介護予防センターまでお申し込みください。

問合せ	保健福祉局 認知症支援・介護予防センター	電話 522-8765
-----	----------------------	-------------

高齢者のための筋力向上トレーニング啓発教室

自宅でも継続して運動に取り組めるよう、筋力トレーニングの方法等を指導します。

サービスの内容

- 開催回数：全11回・週1回
- 開催場所：市内のスポーツクラブ等(市内15ヶ所)
- 実施内容：マシン等を使わず、自宅でできるストレッチや筋力トレーニングを指導

サービスを利用できる人

- 65歳以上の人

費用(自己負担額)

- 無料

利用方法

○開催日時、申込方法については、市政だより、HP等でお知らせします。

公園で運動教室

健康遊具を活用した介護予防教室を開催します。
※グループ等（5名以上）を対象にした出前教室も無料で開催しています。

サービスの内容

- 開催回数：全2回（週1回）
- 開催場所：市内健康遊具の設置されている公園
- 実施内容：公園に設置している健康遊具の使用方法等について指導

サービスを利用できる人

- 健康上問題のない高齢者等

費用（自己負担額）

- 無料

利用方法

○開催日時、申込方法については市政だより、HP等でお知らせします。出前教室は希望する原則2か月前までに、認知症支援・介護予防センターまでお申し込みください。

健口（けんこう）ストレッチ講座

いつまでも健康で生き生きと過ごすために、地域グループに歯科衛生士を派遣し、口腔機能（食べる、話す、表情を豊かにする）を維持、向上させるための実技指導等を行います。

サービスの内容

- 口腔機能向上に関する歯科衛生士の講話や実技指導
 - ・お口の様々な働き（食べる、話す、笑う等）について
 - ・お口や舌の動きをよくする体操（健口体操）をしましょう
 - ・口腔ケア（歯や入れ歯の手入れ等）で肺炎を予防しましょう
 - ・入れ歯との上手なつき合い方等

サービスを利用できる人

- おおむね65歳以上の人で構成されたグループ等（5名以上）

費用（自己負担額）

- 無料（会場は、申込者でご準備ください。）

利用方法

○派遣を希望する原則2か月前までに認知症支援・介護予防センターまでお申し込みください。

問合せ	保健福祉局 認知症支援・介護予防センター	電話 522-8765
-----	----------------------	-------------

頭と体のいきいきトレーニング教室

フレイルや認知機能低下の予防に効果的な運動・学習・創作活動等を組み合わせた教室を開催します。

サービスの内容

- 開催回数：全10回（週1回）
- 実施内容：脳トレ学習や運動、介護予防に関する講話等を行います。

サービスを利用できる人

- 65歳以上の人

費用（自己負担額）

- 無料

利用方法

○開催日時、開催場所、申込方法については市政だより、HP等でお知らせします。

問合せ	保健福祉局 認知症支援・介護予防センター	電話 522-8765
-----	----------------------	-------------

ふれあい昼食交流会

地域で活躍している北九州市食生活改善推進員協議会の事業として、一人暮らしや夫婦のみの世帯の高齢者に、食事を通じたふれあいのひとときを提供します。

サービスの内容

昼食の提供	管理栄養士が作成した高齢者向けの献立です。 手作りのおいしい昼食です。
健康に関する講話	健康と食事に関する講話、当日の献立の説明
レクリエーション	音楽、折り紙、ゲーム、踊り など

○開催場所：市民センターなどの身近な場所で開催します。

※送迎のサービスはありません。

○開催回数：おおむね月1回(開催日は各会場で異なります。)

○開催時間：午前11時～午後1時までの間(各会場により異なります。)

サービスを利用できる人

○ひとり暮らしや夫婦のみの世帯の65歳以上の人

費用(自己負担額)

○食材費として500円を負担していただきます。

利用方法

○各区役所保健福祉課地域保健係にお問合せください。

食卓相談

介護予防や生活習慣病予防などの食生活に関する個別相談を行います。

サービスの内容

○各区役所において、おおむね毎月開催。予約制(1人30分～1時間程度)。

○食事のバランス、必要量などについて管理栄養士が相談に応じます。

サービスを利用できる人

○おおむね65歳以上の人

費用(自己負担額)

○無料

利用方法

○各区役所保健福祉課地域保健係にお申し込みください。

シニア食育講座

高齢者がいつまでも「食」を楽しみ、自立した生活が送れるように、地域グループに管理栄養士等を派遣し、食育に関する講話や実習等を取り入れた講座を開催します。

サービスの内容

○ご希望のテーマに応じた講話や調理実習を行います。

サービスを利用できる人

○おおむね65歳以上の人で構成されたグループ等

費用(自己負担額)

○講師の派遣は無料。
会場使用料と調理に必要な経費はご負担ください。

利用方法

○各区役所保健福祉課地域保健係にお申し込みください。

問合せ

各区役所保健福祉課地域保健係

裏表紙参照

健康診査

生活習慣病発症予防および重症化予防、がん等の早期発見、早期治療をはかるため、特定健診、その他各種検診を実施しています。

検診名	対象者	費用 (自己負担額)	内容	場所	日時
特定健診	40歳～74歳で国民健康保険加入の人 ※5月に受診券を送付しています。	無料	問診、身体計測、 血圧測定、脂質検査、 肝機能検査、血糖検査、 尿・腎機能検査など ※医師が必要と認めた場合は詳細健診（貧血・心電図・眼底検査）を実施	区役所、 市民センターなど	市政だよりなどで お知らせします (要予約)
			ステッカーのある医療機関	随時 (診療時間内)	
基本健診	生活保護世帯に属する 40歳以上の人 ※受診券が必要です。	無料	問診、身体計測、 血圧測定、脂質検査、 肝機能検査、血糖検査、 尿・腎機能検査など ※医師が必要と認めた場合は詳細健診（貧血・心電図・眼底検査）を実施	区役所、 市民センターなど	市政だよりなどで お知らせします (要予約)
			ステッカーのある医療機関	随時 (診療時間内)	
胃がん検診	35歳以上の人	35～39歳 1,000円 40歳以上 900円	問診、 胃部エックス線検査	区役所、 市民センターなど	市政だよりなどで お知らせします (要予約)
	40～49歳の人	1,000円	問診、 胃部エックス線検査	ステッカーのある医療機関	随時 (診療時間内: 要予約)
	50歳以上の人		①問診、胃部エックス線検査 ②問診、胃内視鏡検査 ※①または②いずれか選択		
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	1,000円	問診、視診、 細胞診、内診	ステッカーのある医療機関	随時 (診療時間内)
乳がん検診	40歳以上の女性	1,000円	問診、 マンモグラフィ	区役所、 市民センターなど	市政だよりなどで お知らせします (要予約)
				ステッカーのある医療機関	随時 (診療時間内: 要予約)
大腸がん検診	40歳以上の人	500円	問診、 便の潜血反応検査	区役所、 市民センターなど	市政だよりなどで お知らせします (要予約)
				ステッカーのある医療機関	随時 (診療時間内)
結核・ 肺がん検診	40歳以上の人	無料 喀痰検査 900円	胸部エックス線撮影 ※必要に応じて 喀痰の検査	区役所、 市民センターなど	市政だよりなどで お知らせします (要予約)
前立腺がん検診	50歳以上の男性	1,000円	PSA検査(血液検査)	区役所、 市民センターなど	市政だよりなどで お知らせします (要予約)
				ステッカーのある医療機関	随時 (診療時間内)
骨粗しょう 症検診	18歳以上の人	500円	問診、 骨密度測定	区役所、 市民センターなど	市政だよりなどで お知らせします (要予約)
肝炎 ウイルス 検査	年齢に関わらず、過去に受診したことがない人	無料	B型及びC型 肝炎ウイルス 検査	区役所、 市民センターなど	市政だよりなどで お知らせします (要予約)
				ステッカーのある医療機関	随時 (診療時間内)

歯周病 (歯周疾患) 検診	30・40・50・60 歳 の人	500 円	問診、現在歯・喪失歯の状 況、歯肉の状況、口腔清掃状 態、その他(粘膜・歯列咬 合・顎関節等)	ステッカーの ある歯科医療機関	随時 (診療時間内)
	70 歳の人	無料			

- 受診料は、令和7年度のものです。
- 受診回数は、1年度に1回です。(胃がん検診の内視鏡検査及び乳がん検診は、2年度に1回です)
- 50歳以上の人で、今年度、胃部エックス線検査を受けた方は、翌年度は胃部エックス線検査か胃内視鏡検査を受けられます。
- 50歳以上の人で、今年度、胃内視鏡検査を受けた方は、翌々年度に胃部エックス線検査か胃内視鏡検査を受けられます。(翌年度は胃部エックス線検査も受けられません。)
- 70歳以上の方は、無料です。年齢を証明できるもの(マイナ保険証など)を持参して下さい。
- 後期高齢者医療制度の被保険者で65～69歳の方は、無料です。マイナ保険証や資格確認書などを持参してください。
- 70歳未満の市民税非課税世帯の方は、無料です。事前に各区役所の保健福祉課で手続きのうえ、無料受診券をもらってください。
- 生活保護世帯の方は、無料です。事前に各区役所の保護課で手続きのうえ、無料受診券をもらってください。(70歳以上の方は不要ですが、基本健診を受診する場合は必要です。)
- 検診方法や対象年齢、受診間隔は今後変更されることがあります。
- 75歳以上を対象とした「後期高齢者健康診査」については、福岡県後期高齢者医療広域連合(092651-3111)へお問合せください。
- 歯周病(歯周疾患)検診は、市が交付する歯周病検診受診券(ハガキ)が必要です。
- 区役所、市民センターなどで行われる集団検診は予約が必要です。詳しくは、各区役所保健福祉課地域保健係もしくは保健福祉局健康推進課にお問い合わせください。

保健指導

特定健診・各種がん検診を受診された方には、検査結果により保健指導のご案内や、保健師、栄養士等の専門職が電話、訪問をすることがあります。

- 保健指導に係る料金 無料

健康教育・健康相談

生活習慣病や健康に関する正しい知識を普及し、壮年期からの健康を保持増進するため、医師、保健師、栄養士等による各種健康教室を開催しています。また、個別の相談に応じた指導や助言も行っています。

サービスの内容

健康教育	○健康の保持増進に関する一般的な健康教室 ○メタボリックシンドロームや生活習慣病予防のための健康教室など
健康相談	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。健康に関する一般的な相談や病態に応じた各種の相談に応じます。また、電話による相談にも応じます。

- 実施場所： 各区役所の保健福祉課、各市民センター等

サービスを利用できる人

- おおむね40歳以上の人

費用(自己負担額)

- 無料

利用方法

- 各区役所保健福祉課地域保健係にお尋ねください。

問合せ	各区役所保健福祉課地域保健係	裏表紙参照
-----	----------------	-------

介護支援ボランティア事業

高齢者の社会参加や地域貢献を奨励・支援し、健康増進や生きがいづくりにつなげるため、高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、その活動実績を評価してポイント化し、ポイントを換金又は寄付することができる事業です。

事業の内容

○介護保険施設等でのボランティア活動1回につき、「笑顔まんかいポイント手帳」に200ポイントを貯めることができ、貯まったポイントは換金又は寄付することができます。

(1ポイント1円 年間上限5000ポイント)

※活動場所は、あらかじめ市に受入施設として申し出た介護保険施設・事業所等。

【介護支援ボランティアの対象となる活動】

- ・レクリエーション(趣味活動)等の補助
- ・入所者、利用者に対する芸能等の披露
- ・入所者、利用者の話し相手
- ・行事の手伝い
- ・食事介助の補助(お茶だし、配膳、下膳など)
- ・サービス利用者が利用する場所の掃除や衣類整理の補助
- ・散歩、館内移動、送迎の補助
- ・その他施設職員と共に行う補助的な活動

事業に参加できる人

○満年齢が65歳以上の北九州市民(介護保険の第1号被保険者)

※ただし、事前に市が指定する研修を受講し、介護支援ボランティアとしての登録が必要。

費用(自己負担額)

○無料

事業への参加方法など

○北九州市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センターへご相談ください。

問合せ	北九州市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター	電話 881-6500
-----	-----------------------------	-------------

「笑顔まんかいポイント手帳」イメージ

在宅生活を支えるサービス

おむつ給付サービス

失禁等のため常時おむつを使用することが必要な在宅の寝たきりおよび認知症高齢者等に対して、おむつなどの給付を行います。

サービスの内容

- 給付用品：紙おむつ、尿取りパッド、介護用シート
- 給付方法：利用者の自宅に毎月配達します。

サービスを利用できる人

- 北九州市の介護保険被保険者（北九州市内居住に限る）のうち、要介護認定訪問調査で「排尿」又は「排便」が見守り以上でかつ、原則「要介護3」以上と認められた市民税非課税世帯の人であって、失禁状態等のため常時在宅でおむつを必要とする人
- ※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホームに入所中は利用できません。
- ※医療機関に入院中の人は利用できません。在宅で利用中の人が短期的に入院した場合には、下記のすべてに該当する場合は利用することが可能です。
 - (1) 自宅に復帰できる見込みがあること
 - (2) 原則として、自宅で給付用品を受け取ることができること
 - (3) 入院している医療機関が給付用品の持込みを許可していること

費用(自己負担額)

- 助成対象限度額内で利用した額の1割を負担していただきます。助成対象限度額を超えて利用した額は自己負担です。
- ※生活保護世帯については、助成対象限度額内について自己負担はありませんが、助成対象限度額を超えて利用した額は自己負担です。
- 費用は、サービスを利用したときに直接事業者にお支払いいただきます。

利用方法

- お住まいの区の区役所高齢者・障害者相談係にお申し込みください。身体状況などを検討した上で利用の決定を行い、事業者に配達を依頼します。

訪問給食サービス

栄養管理・改善が必要なひとり暮らしの高齢者や重度障害のある人等に対し、安否の確認を行うとともに、バランスのとれた食事を届けることによって、自立の支援をするサービスです。

サービスの内容

- 配食：週5日以内、1日1食（昼食または夕食）
- 配食曜日：月～金曜日

サービスを利用できる人

- 栄養管理・改善が必要であると判定された、65歳以上の単身世帯又は重度障害者の単身世帯

費用(自己負担額)

- 1食あたり550円以内を負担していただきます。

利用方法

- 各区役所高齢者・障害者相談係にお申し込みください。身体状況や家族の状況などを検討した上で、利用の決定を行い、市が委託している団体にサービスを依頼します。

問合せ	各区役所高齢者・障害者相談係	裏表紙参照
-----	----------------	-------

日常生活用具給付

ひとり暮らし高齢者等に対して、火災警報器などの日常生活用具を給付します。この給付サービスは、介護保険の福祉用具貸与の対象にならない用具を対象としています。

サービスの内容

対象用具	火災警報器	自動消火器	電磁調理器
性能	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせるもの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火できるもの	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用できるもの

サービスを利用できる人

対象用具	火災警報器	自動消火器	電磁調理器
利用者	前年所得税非課税世帯のおおむね 65 歳以上の寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者		心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なおおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者

費用(自己負担額)

対象用具	火災警報器	自動消火器	電磁調理器
公費負担上限額	7,700 円	21,800 円	13,400 円
自己負担額	公費負担上限額を超える金額	公費負担上限額を超える金額	・前年所得税額に応じた自己負担額 ※1 ・品目の価格が上記の自己負担額と公費負担上限額を加算した額を超える場合、超える金額を追加負担

※1 電磁調理器の前年所得税額に応じた自己負担額（1～6月申請は前々年所得税額）

生計中心者の前年所得税額	自己負担額
非課税世帯（生活保護世帯含む）	公費負担上限額（13,400 円）を超える金額
5,000 円以下	16,300 円 ※16,300 円を超える金額について、13,400 円まで公費で負担します。
5,001 円以上	全額自己負担

利用方法

- 各区役所高齢者・障害者相談係にお申し込みください。
身体状況や家族の状況などを検討した上で利用の決定を行い、その後、用具の設置を行います。

家族介護慰労金支給

重度の介護を要する高齢者等を、介護保険サービスを利用せずにいま現在在宅で介護している家族に対し慰労金を支給します。

サービスの内容

- 慰労金として、年額 10 万円を支給します。

サービスを利用できる人

- 次の要件を全て満たす高齢者等を、いま現在在宅で介護している同一世帯の家族（別居でも市内に住民登録があり、かつ市民税非課税世帯に属する配偶者及び3親等内の親族を含む）
- (1) 市内に住民登録されており、かつ介護保険の要介護認定で「要介護4」又は「要介護5」と認定され、それらの状態が1年以上継続している
 - (2) (1)の期間中、7日以内のショートステイの利用を除き、介護保険のサービスを全く利用していない（ただし、医療機関に90日以上入院していたため介護保険のサービスを利用できなかった期間は、(1)の期間から除く）
 - (3) (1)の期間中、市民税非課税世帯に属している

利用方法

- 介護を要する高齢者等がお住まいの区の区役所高齢者・障害者相談係にお申し込みください。
身体状況や家族の状況などを確認した上で支給の決定を行い、その後、慰労金を支給します。

問合せ	各区役所高齢者・障害者相談係	裏表紙参照
-----	----------------	-------

訪問理美容サービス

理髪店・美容院に行くことができない在宅の寝たきり高齢者等に対して、理容師・美容師が各家庭を訪問し、理容・美容サービスを行います。

サービスの内容

内 容	市が委託する団体（理容組合・美容組合）若しくは、市が委託する事業所の理容師又は美容師がご家庭を訪問し、次の理容・美容サービスを行います。 * 理容サービス…調髪のみ * 美容サービス…カット・ブロー
サービスの回数	最大年 6 回まで

サービスを利用できる人

○要支援・要介護の認定を受けた人で、在宅で寝たきり等のため理髪店又は美容院に行って理容・美容サービスを受けることが困難な人

※介護保険施設・養護老人ホームに入所、又は病院に入院している人は利用できません。

費用(自己負担額)

○以下の料金を負担していただきます。

理容サービス：3,500円　美容サービス：3,500円

※料金は、サービスを利用したときに直接、理容師・美容師にお支払いいただきます。

※市は理容師・美容師に、訪問のための出張・移動費用（1回当たり2,000円）を補助しています。

利用方法

○各区役所高齢者・障害者相談係にお申し込みください。

身体状況などを検討した上で、利用の決定を行い、利用者には、利用のしおりと利用券を渡します。

利用にあたっては、利用者が直接、希望のサービス実施団体に連絡してください。

問合せ	各区役所高齢者・障害者相談係	裏表紙参照
-----	----------------	-------

あんしん通報システム

急な発作の恐れがある高齢者などのお宅に、緊急ボタンや火災センサーを設置して、火災や救急事案が発生した際に消防隊や救急隊が迅速な対応を行うとともに、地域の協力員等と連携を図り、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

「あんしん通報システム」では、24 時間 365 日健康相談等が可能となるほか、警備員による駆けつけや鍵の預かりサービスを実施します。

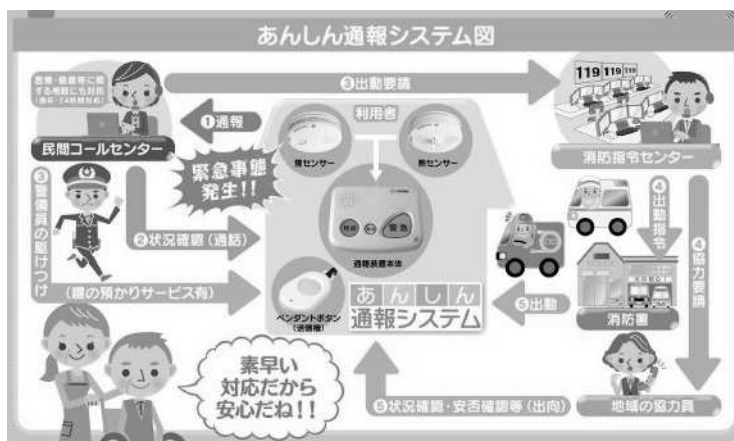
サービスの内容

○高齢者などのお宅に火災センサーやペンダント型ボタンと連動した緊急通報装置を設置します。火災や救急事案が発生した場合は、緊急ボタンやペンダント型ボタンを押したり、火災センサーが煙や熱を感知したりすることで 24 時間体制の民間のコールセンター（警備会社）に通報が届き、警備員の駆け付けとともに消防・救急隊が出動し、火災や救急事案に迅速かつ適切に対応します。

○通報装置本体の相談ボタンによって、24 時間体制の民間のコールセンターにいつでも無料で健康相談等ができます。相談には、医療や介護の専門スタッフが対応します。

【あんしん通報システムの内容】

- 通報装置本体
(相談ボタンつき)
- ペンダント送信機
- センサー（煙、熱）



サービスを利用できる人

○おおむね 65 歳以上の高齢者のみからなる世帯の人で、急な発作の恐れがあるなど、健康上注意が必要な人

○「重度の身体障害がある人(障害程度 1・2 級の人)のみからなる世帯の人」又は「高齢者及び身体障害のある人(重度含む)と同居している重度の身体障害がある人」で、緊急事態を自力で回避することができない人

※電話機(回線)の設置は、本人負担です。

※電話回線は原則、アナログ回線となります。ただし、光回線等を利用されている場合でも一定の条件を満たせば利用できます(光回線等は停電時、不通になります)。

※携帯電話でのご利用はできません。

費用(自己負担額)

○課税の状況等に応じて、次のとおり負担をしていただきます。

世帯区分(生計中心者の課税状況)	月額利用料
・ 生計中心者が市民税非課税の世帯 ・ 生活保護受給者等	無料
上記以外の人	1,705円(消費税含む)

※機器点検時(48 時間に 1 回)に発生する通話料(1 回 10 円程度)や、緊急通報時の通話料等は、利用者の負担となります。

利用方法

○地域包括支援センターにお申し込みください。

身体状況や家族の状況などを検討した上で、利用の決定を行い、その後、機器の設置等を行います。

問合せ	各地域包括支援センター、各区役所高齢者・障害者相談係	P.102・裏表紙参照
-----	----------------------------	-------------

高齢者見守りサポーター派遣

介護疲れでリフレッシュしたいときや買物で外出したいときなど、認知症高齢者等に関する知識を持つサポーターがお宅へ訪問し、高齢者の見守りや話し相手をします。

サービスの内容

○利用時間：午前9時から午後8時まで ※1日の利用につき6時間まで（分割可）

サービスを利用できる人

○認知症等により見守りが必要な高齢者を在宅で介護している家族等
※この事業の高齢者には40歳以上の初老期における認知症による要介護と認定された人を含みます。

費用（自己負担額）

○利用者負担額については、随時お問い合わせください。

利用方法

○各地域包括支援センターもしくは各区役所高齢者・障害者相談係へご相談ください。

問合せ	小倉北区→各地域包括支援センター 門司区・小倉南区・若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区 →各区役所高齢者・障害者相談係	P. 102 参照
-----	---	-----------

介護マーク交付事業

外出先で介護していることを示す「介護マーク」を希望者に交付します。

サービスの内容

○外出先で介護していることを示す「介護マーク」を希望者に交付します。

サービスを利用できる人

○在宅で認知症高齢者等を介護している家族又は親族

交付場所

○窓口交付の場合
各地域包括支援センター、各区役所高齢者・障害者相談係
○データをダウンロードする場合
北九州市「介護マーク交付事業」ホームページ

利用方法

○交付場所にて交付します。北九州「介護マーク交付事業」ホームページからデータをダウンロードすることも可能です。



問合せ	各地域包括支援センター、各区役所高齢者・障害者相談係	P. 102・裏表紙参照
-----	----------------------------	--------------

「とびうめ@きたきゅう」への登録について

「とびうめ@きたきゅう」は、登録された方が受けた医療・介護・健診の情報の一部をネットワークを通じて、医療機関等で共有（福岡県医師会が運用する「とびうめネット」を活用）することにより、適切で迅速な医療の提供とスムーズな入退院支援を情報面から支える取組です。

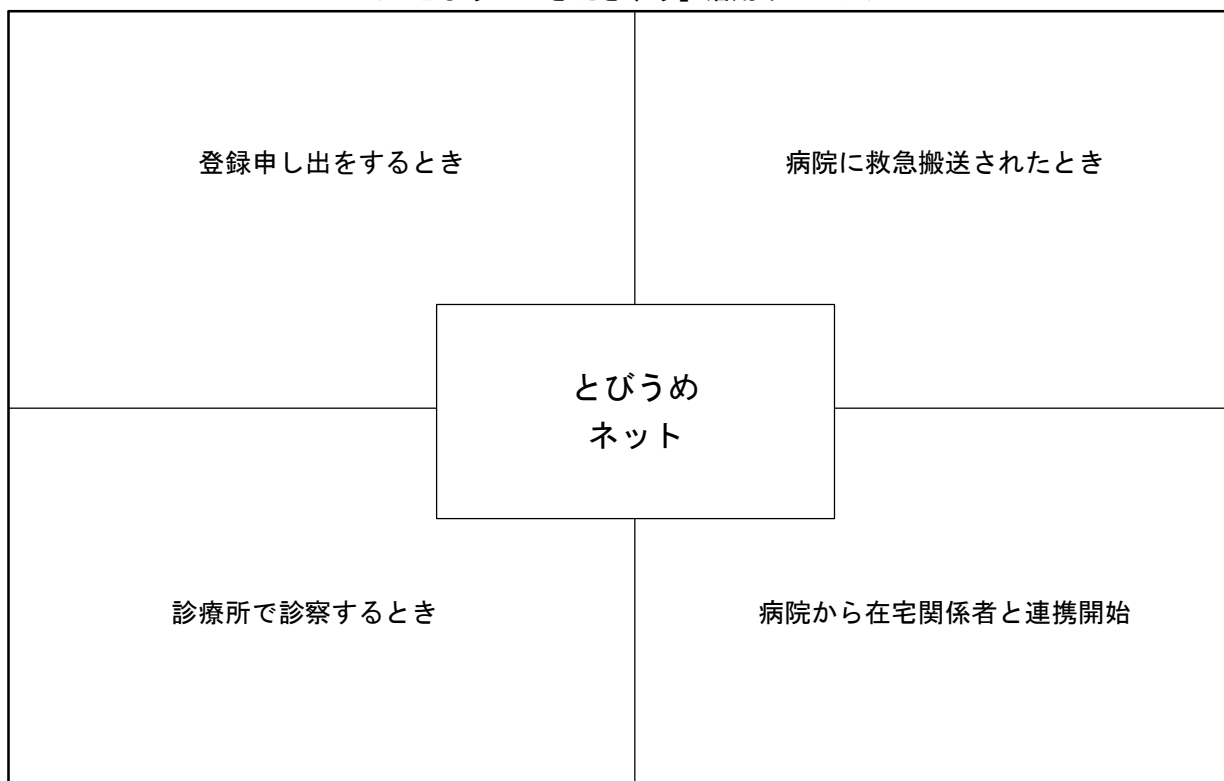
概要

- 「とびうめ@きたきゅう」では、登録された方の医療・介護・健診の情報が「とびうめ@きたきゅう」に参加する医療機関等で24時間いつでも確認できます。その結果、例えば、緊急時に登録された方の医療・介護・健診の情報が医療機関等にきちんと伝わることにより、適切で迅速な治療につながり、また、病院、かかりつけ医、ケアマネジャー等が早くから連携することで、退院に向けての丁寧なサポートを受けられることが可能となります。
 - 「とびうめ@きたきゅう」で共有される情報
 - ① 氏名・住所・生年月日・性別・緊急時の連絡先
 - ② 今まで診察を受けた医療機関名、処方されたお薬などの情報
 - ③ 要介護度やケアマネジャーの事業所などの介護情報
 - ④ 特定健診（メタボ健診）などの情報
 - ⑤ その他、円滑な医療・介護サービスのために共有が必要な情報
- ※一度登録された医療・介護・健診の情報は基本的に自動で更新されます。



★詳細はこちら

<「とびうめ@きたきゅう」活用イメージ>



対象者

○北九州市民の方全員（持病の有無や、年齢は関係ありません）

費用（自己負担額）

○無料

登録申出書の受取、提出ができる場所

○各区役所の介護保険担当窓口・地域包括支援センター、社会福祉協議会、市民センター、かかりつけ医、居宅介護支援事業所、各在宅医療・介護連携支援センターなど

問合せ	保健福祉局地域医療課	電話 582-2678
-----	------------	-------------

ふれあい収集

ごみステーションに家庭ごみ等を出すことが困難なひとり暮らしの高齢者等を対象に、玄関先でのごみ収集「ふれあい収集」を行います。

サービスの内容

○ごみステーションに家庭ごみ等を出すことが困難なひとり暮らしの高齢者等を対象に、週1回、ご自宅の玄関前など指定された場所に出されたごみを収集します。

サービスを利用できる人

○家庭から出るごみを自ら排出することが困難で、親族や地域住民、ボランティア等による協力が得られず、次の各号で構成される世帯。

- (1) 介護保険の要介護2以上の認定を受けている者
- (2) 障害福祉サービスの受給認定を受けている者
- (3) その他、環境局長が認める者

同様の福祉サービスを受けることが困難な世帯かつ以下に該当する者

1. 申請者と同居している者が入院等により不在となり一時的に要件に該当する者
2. 要介護2相当以上の状態（歩行困難が目安）で介護保険の申請手続き中の者、及び、障害福祉サービスの受給認定の手続きを申請中の者
3. ごみステーションが急傾斜地等にあり、ごみ出しが困難な者

※同居の方がいる場合は、同居者も(1)または(2)に該当する必要があります。

※親族や地域の方、又はボランティア等により、ごみ出しの協力が得られる場合は対象となりません。

※(3)に該当する場合は、申込前に環境局業務課にご相談ください。

※市の職員が申込者のお宅へ訪問し、現状等についてお伺いしたうえで、決定します。

ごみ出しでお困りの方はご相談ください。

利用方法

○「申込書」にご記入のうえ、「提出書類」を添付して、環境局業務課、又は住所地の区役所保健福祉課窓口へご提出ください。後日、訪問調査の上、収集を決定します。

問合せ	環境局業務課	電話 582-2180
-----	--------	-------------

粗大ごみ持ち出しサービス

粗大ごみを収集場所まで持ち出すことが困難な場合に、収集作業員が粗大ごみを家の中から持ち出します。

サービスの内容

○粗大ごみを収集場所まで持ち出すことが困難な場合、高齢者等で構成される世帯を対象に、粗大ごみ収集日に収集作業員が粗大ごみを家の中から持ち出します。

サービスを利用できる人

○高齢者（満65歳以上）、障害のある人（身体、知的、精神）、傷病者、年少者（満16歳未満）、妊産婦（妊婦または産後8週間まで）のみで構成される世帯

費用

○粗大ごみの手数料に加えて1個あたり500円の手数料が必要です。

（持ち出しの手数料の納付は、「粗大ごみ納付券500円」を使用してください。）

粗大ごみ手数料	持ち出し手数料	支払合計
300円	+500円 ⇒	800円
500円	+500円 ⇒	1,000円
700円	+500円 ⇒	1,200円
1,000円	+500円 ⇒	1,500円

利用方法

○粗大ごみ受付センターに電話又はFAXで申し込んでください。

電話：093-513-3005 / FAX：093-531-5390（聴覚障害者専用）

受付時間：月曜日～土曜日 9:00～17:00

（収集日の前日まで、祝日も受け付けます。）

問合せ	環境局業務課	電話 582-2180
-----	--------	-------------

いろいろな相談窓口

認知症・若年性認知症介護家族交流会

認知症の人を介護している家族が集まり、ともに考え励まし合い、認知症や介護について学びあうための交流会です。

サービスの内容

- 認知症についてのミニ講話や参加者同士の交流などを実施。
- 相談対応：NPO法人 老いを支える北九州家族の会

費用(自己負担額)

- 無料

利用方法

○開催日時、場所、申込方法については、市政だより・HP等でお知らせいたします。

問合せ	NPO法人 老いを支える北九州家族の会	電話 882-5599
-----	---------------------	-------------

認知症・介護家族コールセンター

ご本人や家族などが抱える不安や悩みなどを、認知症介護の経験者に電話相談できます。
(いっしょに なやむ)

○電話番号 0120 - 142 - 786 (または 093 - 522 - 0150)

サービスの内容

- 受付時間：月曜日～金曜日(祝・休日、年末年始は休み) 10:00～15:00
- 相談対応：NPO法人 老いを支える北九州家族の会

費用(自己負担額)

- 無料

問合せ	保健福祉局 認知症支援・介護予防センター	電話 522-8765
-----	----------------------	-------------

高齢者・障害者あんしん法律相談

支援が必要な高齢者、障害のある人及びその家族が抱える、「借地・借家」「相続」「借金」「金銭管理」「近隣とのトラブル」など、民事・刑事上の法律に関わる問題について、福岡県弁護士会北九州部会による法律相談を行い、必要に応じて、法律分野の相談窓口を案内します。

サービスの内容

- 窓口相談
 - ①日 時……毎月第2木曜日 13:00～17:00
 - ②場 所……各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー
 - ③相談対応……弁護士、保健福祉課職員
 - ④相談時間……1人につき30分～1時間
- 出前相談 必要に応じて実施します。
「常時介護が必要であり、家を空けられない」「心身機能の低下等で転倒の危険性が高い」「障害があり外出できない」など高齢者・障害者相談コーナーにおいて訪問が必要と判断した場合については、弁護士との同行による出前法律相談を行います。

サービスを利用できる人

- おおむね65歳以上の支援が必要な高齢者及びその家族
- 障害のある人及びその家族
- 支援が必要な高齢者等とのトラブルに巻き込まれている近隣住民

費用(自己負担額)

- 無料

利用方法

○各区役所高齢者・障害者相談係にお申し込みください。(相談の3日前まで)

問合せ	各区役所高齢者・障害者相談係	裏表紙参照
-----	----------------	-------

高齢者等住宅相談

介護を必要とする高齢者や障害のある人等の住まいの改良に関する一般的な相談や、高齢者仕様の住宅建築等への改造に関する専門的な相談を行い、これらの人々の在宅生活を支援します。

サービスの内容

- 開催日時：月曜日～金曜日 随時(電話予約制)
- 開催場所：各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係
- 実施内容：建築士などが相談を行います。
- 訪問相談：必要な場合には、専門のチームが訪問し、手書きの図面などを作成して改造に関する具体的なアドバイスを行います。
※専門のチーム……○建築士 ○理学療法士または作業療法士 など

サービスを利用できる人

- 上記の相談を希望する人

費用(自己負担額)

- 無料

利用方法

○各区役所高齢者・障害者相談係にお申し込みください。

問合せ	各区役所高齢者・障害者相談係	裏表紙参照
-----	----------------	-------

介護保険相談

介護保険サービスに関する苦情については、利用者及び事業者の当事者間で解決されるべきものですが、各区役所の介護保険担当などでも必要な助言を行っています。当事者間で解決を図ることが困難な事例などについては、学識経験者、利用者代表からなる「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」を設置し、その意見を踏まえ対応します。

問合せ

各区役所保健福祉課 介護保険担当

裏表紙参照

ヤングケアラー相談支援窓口

ヤングケアラー(※)の早期発見・支援のため、ヤングケアラーやその家族、関係機関からの相談に対応し、必要に応じて学校と連携した支援や、公的サービス(介護保険サービス、障害福祉サービス等)の案内等を行います。

※家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

サービスの内容

- サービスを利用できる人 ヤングケアラーやその家族、関係機関
- 対応者：社会福祉士などの資格を持ったコーディネーター
- 設置場所：北九州市ヤングケアラー相談支援窓口
(北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた2階)
- 利用方法 電話、メール等
- 電話 093-482-6577 FAX 093-482-6578
- メールアドレス young_carer@kitafj.or.jp
- 相談時間：火曜日～土曜日 10:30～18:30
(日曜日、月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日も)、祝日、年末年始は休み)

費用(自己負担額)

- 無料(通話料、通信料は除く)

仕事と介護の両立「介護離職防止」に向けた取り組み

介護について事前に正しい知識を身につけられるよう情報提供を行い、仕事と介護の両立を支援する取り組みをしています。

○仕事と介護の両立の実現に向けて

介護と仕事の両立出来る社会の実現を目指した厚生労働省の取り組みについて紹介します。

- ・ 仕事と介護の両立 ～介護離職を防ぐために～ 【厚生労働省 HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/index.html

- ・ 介護休業制度の活用 【厚生労働省 HP】

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/kaigo/



○介護に関連する制度等について

介護保険制度やその他介護に関連する情報について紹介します。

- ・ 介護保険で利用できるサービスについて 【市 HP】

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01_0312.html

- ・ 介護保険以外の在宅サービスについて 【市 HP】

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01_0315.html

- ・ 高齢者の総合相談窓口『地域包括支援センター』について 【市 HP】

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0951.html

認知症の人や、判断能力が不十分な人へのサービス

認知症行方不明者等 SOS ネットワークシステムへの登録

認知症などで所在不明となった高齢者等を協力機関と連携し、早期発見・早期保護を図ります。

サービスの内容

○認知症の高齢者等の身体的特徴や写真などの情報をあらかじめ登録しておくことで、万一、行方不明となった場合に、警察と行政機関や交通機関、地域ネットワークの協力機関等と連携し、行方不明の情報提供・情報共有を行い、早期発見・早期保護を図る仕組みです。

サービスを利用できる人

○行方不明になる可能性がある認知症の人の
・家族 ・成年後見人（保佐人、補助人） ・主たる介護者（身寄りがない場合）

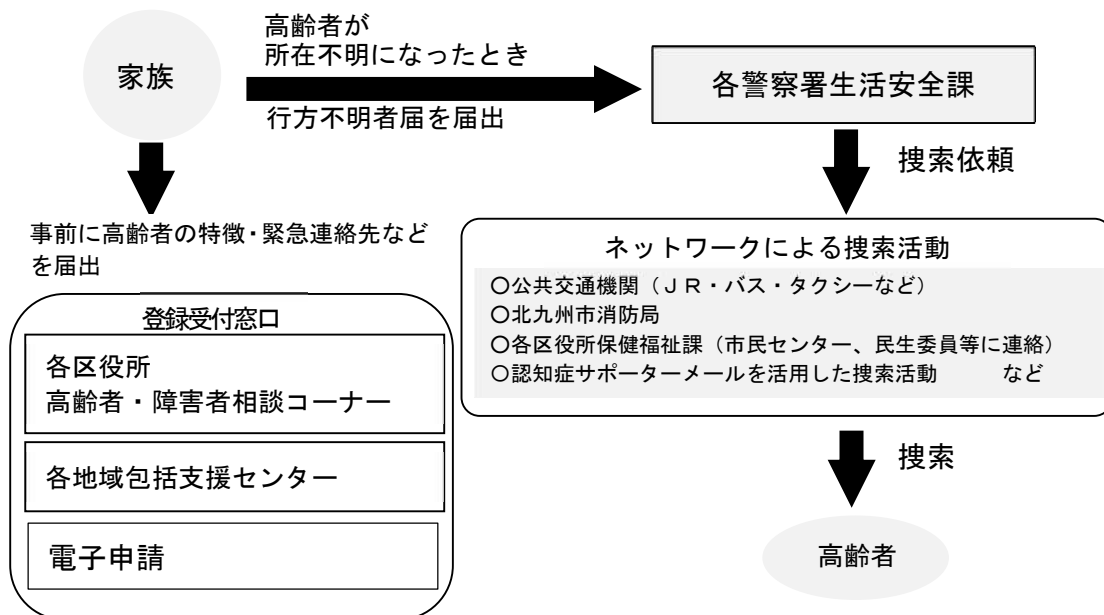
費用(自己負担額)

○無料

利用方法

○以下の URL から、インターネットよりお申込みいただくか、高齢者・障害者相談係または地域包括支援センターにお申込みください。

<https://kitakyushu-city01.form.kintoneapp.com/public/01-173-1-sos-network>



問合せ

各区役所高齢者・障害者相談係、各地域包括支援センター

P.102・裏表紙参照

認知症高齢者等位置探索サービス

GPS 専用端末を使用した位置情報探索システムにより、認知症高齢者等の安全確保を図ります。

サービスの内容

○認知症の高齢者等が GPS 専用端末を持っておくことで、万一、所在不明になった時に、家族などが位置情報を探索できるサービスです。

サービスを利用できる人

○介護保険の要介護認定において要介護者または要支援者と認められた認知症の人で、行方不明になる可能性がある人を介護している家族

※介護保険施設、養護老人ホームなどに入所、又は病院に入院している人の家族は利用できません。

費用(自己負担額)

○利用者負担額や探索料金の詳細については、随時お問い合わせください。

利用方法

○高齢者・障害者相談係または地域包括支援センターにお申込みください。本人や家族の状況などを検討した上で、利用の決定を行います。

<探索イメージ>

- ① 探索を依頼
↓
- ② 電波による探索作業
↓
- ③ 位置情報のお知らせ
↓
- ④ 情報に基づいて探索を行う

※オペレーターを介さず、インターネットでご家族が位置情報を検索することも可能です

問合せ

各区役所高齢者・障害者相談係、各地域包括支援センター

P.102・裏表紙参照

北九州市見守りシール

二次元コードラベルを利用したシステムで、認知症等による行方不明者の発見から保護、帰宅までを安全にサポートするものです。

サービスの内容

○認知症などで行方不明になった際、衣服等に貼った二次元コードが読み取られると、保護者へ瞬時に発見通知メールが届きます。発見者は、二次元コードを読み取ると、ニックネームや注意すべきことなど対応方法がわかります。



サービスを利用できる人

○介護保険法における要支援者・要介護者に該当する方を介護している家族など

(注) サービスご利用の際は伝言板のやり取りができる、スマートフォン等が必要になります。

(注) 市内にお住いの在宅の方がシール貼り付けの対象になります。

(注) 介護保険施設、養護老人ホームに入所、又は病院に入院している方が対象の場合は利用できません。

費用(自己負担額)

○無料(耐洗ラベル40枚、蓄光シール10枚)

(注) シールの追加や再発行は、有料

利用方法

○以下の URL から北九州市電子申請システムにログインの上、インターネットよりお申込みいただくか、お問合せください。

<https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/mimamori>



問合せ	保健福祉局 認知症支援・介護予防課	電話 582-2063
-----	-------------------	-------------

認知症等身元不明者一時保護事業

認知症などで保護された高齢者等が身元不明の場合に、特別養護老人ホーム等で一時的に保護し、高齢者等の安全の確保を図ります。

サービスの内容

○特別養護老人ホーム等で身元不明の高齢者等を一時的に保護します。保護期間は原則 7 日間。支援体制が整うまで 30 日を限度として延長可能。

サービスを利用できる人

- 北九州市内で保護された高齢者等のうち、
- ・身元が不明な者
 - ・単身で帰宅することが困難な者
 - ・家族等が遠方に居住しているなど、引き取りまでに時間を要する者

費用

○利用者負担額については、随時お問い合わせください。

一時保護施設

○特別養護老人ホーム等

問合せ	保健福祉局 認知症支援・介護予防課	電話 582-2063
-----	-------------------	-------------

ものわすれ外来

認知症についての不安や心配がある人が気軽に相談・受診できる認知症サポート医のいる医療機関です。様々な診療科があるため、本人にとって受診しやすいところを選ぶことができます。

サービスの内容

○「ものわすれ外来」協力医療機関で、認知症やその周辺疾患に詳しい医師が診察し、相談を受けます。必要により、専門の医療機関の紹介を行い、社会資源の利用を一緒に考えます。

サービスを利用できる人

○「最近ものわすれがひどくなった」「自分は大丈夫だろうか」と心配や不安のある人、あるいは、周囲からすすめられた人など、どなたでも気軽に受診できます。

費用(自己負担額)

○医療保険等による自己負担額

利用方法

○それぞれの診療機関の体制上、予約や紹介状が必要なところがありますので、必ず事前に医療機関に電話で確認のうえ受診してください。

○かかりつけ医のある人は、できるだけかかりつけ医からの紹介状を持って受診することをお勧めします。紹介状があることで、検査や診断、医師同士の連携が滞りなく進むのに役立ちます。

※『「ものわすれ外来」一覧』はホームページからご確認いただくか、お問合せください。



問合せ	保健福祉局 認知症支援・介護予防センター	電話 522-8765
-----	----------------------	-------------

認知症疾患医療センター〔地域型・連携型〕

認知症の専門医療機関として、認知症についての医療福祉相談を行う電話相談窓口を設置しています。初診前相談や医療機関紹介も行っています。

サービスの内容

- 認知症に関する専門医療相談や医療機関への紹介を行います。
- 鑑別診断とそれに基づく初期対応、合併症、行動・心理症状への初期診断・治療を行います。
- 「地域型」は入院対応を行う場合もあります。
- 「連携型」は、状況に応じて往診を実施する場合もあります。
- 認知症医療に関する情報発信をします。
- 介護等関係機関との連絡調整を行うとともに、介護サービス情報の提供と相談に関する対応を行います。

サービスを利用できる人

- 「最近ものわすれがひどくなった」と心配な人、かかりつけ医やものわすれ外来から紹介された人、地域包括支援センターから受診を勧められた人等
- 医療、介護、福祉関係者等

費用(自己負担額)

- 相談については無料
- 診療については医療保険等による自己負担額

利用方法

- 診療は予約制です。かかりつけ医等からの紹介による場合は、できるだけ、かかりつけ医からの紹介状をもって受診してください。
- 相談員への相談は、原則として予約制です。

相談窓口

〔地域型〕

- 小倉蒲生病院
小倉南区蒲生 5 - 5 - 1 (電話 963-6541)
- 産業医科大学病院
八幡西区医生ヶ丘 1 - 1 (外来予約 電話 691-7666 専門電話相談 電話 603-1611(内線 5246))

〔連携型〕

- たつのおとしごクリニック
八幡東区大蔵 3 - 2 - 1(電話 652-5210)
- 三原デイケア+クリニック りぼん・りぼん
小倉北区宇佐町 1 - 9 - 30(電話 513-2565)
- かん養生クリニック
小倉南区湯川新町 3 - 7 - 1 (電話 931-1101)

問合せ	保健福祉局 認知症支援・介護予防課	電話 582-2063
-----	-------------------	-------------

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

日常的な金銭管理や財産管理について、自己の判断で適切に行うことが困難である高齢者や障害のある人などに、生活支援員が金銭管理や福祉サービスの手続援助等のサービスを行います。

サービスの内容

○【相談時間】月曜日～金曜日 8:30～17:00

財産保管サービス	次のものをお預かりし、金融機関の貸金庫に安全に保管します。 ○定期性預貯金証書 ○有価証券(株券、債券等) ○証書(保険証書、不動産権利証書、契約書、遺言書)など
金銭管理サービス	日常的な金銭管理が難しい方に、金銭に関わるもののお手伝いをします。 ○日常生活に必要な預貯金の出し入れと本人への現金の受け渡し ○公共料金、家賃等の支払など
生活支援サービス	地域で自立し、安定した生活ができるように支援します。 ○定期訪問による見守り(声かけ、安否確認) ○福祉サービスの利用援助 ○福祉サービス等の利用状況の確認

サービスを利用できる人

○日常的な金銭管理や財産管理について、自己の判断で適切に行うことが困難である人のうち、次の全てに該当する人

- ①北九州市にお住まいであること
- ②認知症や成年である知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人
- ③この事業の利用に関する契約を締結する能力と利用の意思があると認められること
- ④親族等からの日常的な援助が望めないこと

※本事業の契約にあたっては、死亡解約となった際にお預かりしている財産を引取っていただく「保管財産引取人」を指定していただきます。

費用(自己負担額) ※費用(自己負担額)は改定となる場合があります。

○財産保管サービス

年額3,000円(生活保護受給者(世帯に属する人)は無料)

○金銭管理、生活支援サービス

1回1,000円(月4回まで)(生活保護受給者(世帯に属する人)は無料)

※金銭管理サービスに伴う、振込手数料等は利用者負担です。

金銭管理サービスと生活支援サービスは、同時に行います。

利用方法

○北九州市社会福祉協議会 権利擁護・市民後見センターにお申し込みください。お申し込みいただくと権利擁護・市民後見センターの専門員がお宅を訪問し、契約に必要な調査を行います。

○各区役所の高齢者・障害者相談コーナー(高齢者・障害者相談係)(裏表紙参照)、地域包括支援センターなどでもご相談に応じます。

問合せ	北九州市社会福祉協議会 権利擁護・市民後見センター「らいと」 (北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた3F)	電話 882-4914
-----	--	-------------

成年後見制度利用支援

判断能力が不十分な認知症高齢者等の権利や財産を守る「成年後見制度」の利用に係る相談に応じます。また、身寄りがない場合など当事者による法定後見制度利用の申立てが期待できない場合には、市長が審判の申立てを行います。

成年後見制度の概要

○成年後見制度とは、認知症などによる精神上的の障害が理由で判断能力が不十分な人(本人)に対し、成年後見人等を選任し、本人の意思を尊重しながら法的に援助する制度です。

○成年後見制度には、次の2つの種類があります。

- ①判断能力が不十分になる前に、将来自分の判断能力が不十分になった際に援助してもらおう後見人を前もって指定し、援助してもらおう内容についても前もって具体的に決めておく「任意後見制度」(制度の詳細は、公証役場にお尋ねください)

②判断能力が不十分になってから、家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等が選任される「法定後見制度」

・法定後見制度は、本人の判断能力に応じて、次のように3つに区分されます。

区分	本人の判断能力	援助者
後見	ほとんどない	成年後見人
保佐	著しく不十分	保佐人
補助	不十分	補助人

・法定後見制度を利用するためには、家庭裁判所に申立てが必要です。

申立てができる人は、本人や配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長などです。

成年後見人等の申立てに係る費用及び後見人等への報酬の助成について

○認知症や障害のある人で判断能力が不十分であり、一定の要件に該当する方に対し、成年後見制度の利用を支援するため申立てに係る費用や後見人等への報酬を助成しています。

【対象及び対象要件】

助成対象者	本人、親族及び市長が申立てを行った生活困窮者等
助成内容	本人、親族及び市長が申立てを行った審判請求費用及び後見人等報酬
後見人等報酬への助成の例外	(1) 被後見人の配偶者、直系血族及び四親等内の親族が選任された場合 (2) 市民後見人候補者名簿に記載されている者が選任された場合

「生活困窮者等」は、下記のいずれかに該当する人になります。

- (1) 生活保護受給者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者
- (3) その他、経済状況が前2号に準ずると認められる人
例：単身の場合、年間の収入見込みが150万円以下で、資産が350万円以下の人等

【助成の上限額について】

- (1) 後見等開始の審判請求費用・・・全額を助成
- (2) 後見人等の報酬費用
(施設入所中の場合) 月額18,000円以内
(その他在宅の場合等) 月額28,000円以内。

成年後見制度の利用に係る相談

○成年後見制度の利用に係る相談及び本人・親族申立てにかかる助成申請の相談

北九州市成年後見支援センター 電話 8 8 2 - 9 1 2 3

(北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた3F)

※相談は原則無料です。

○成年後見制度の申立て手続に係る相談

福岡家庭裁判所小倉支部家裁受付センター 電話 5 6 1 - 3 4 3 1

(北九州市小倉北区金田一丁目4-1)

※相談は無料です

問合せ	各地域包括支援センター、各区役所高齢者・障害者相談係	P.102・裏表紙参照
-----	----------------------------	-------------

北九州市成年後見支援センター（中核機関）

北九州市成年後見支援センターは、権利擁護に関わる地域連携ネットワークの中核機関として弁護士や司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、行政書士、税理士などの専門家が連携して、成年後見制度の利用を促進し、高齢の人や障害のある人が安心して暮らせるよう、成年後見制度に関する相談・支援を行います。

サービスの内容

○【相談時間】月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝・休日、年末年始は除く）

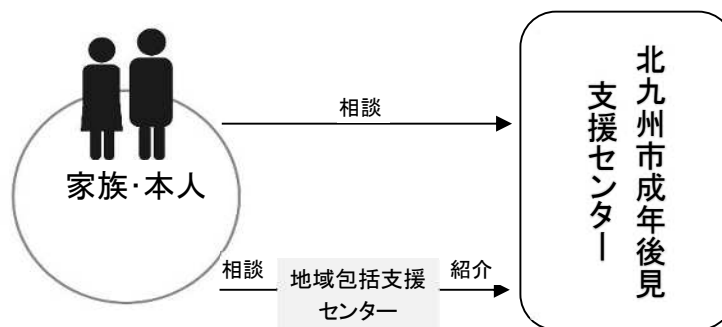
広報・啓発	成年後見制度周知・啓発のため、チラシの配布や出前講演などを行います。
制度の説明	<p>成年後見制度に関するさまざまな相談を受け付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○将来、判断能力が低下したときの財産管理や介護サービスについて ○認知症の家族が悪質業者にだまされ、高額な商品を買ったとき ○障害のある子どもの両親がいなくなった後のこと ○成年後見の手続きの方法を知りたい ○手続きの方法や必要書類、制度利用の対象についての説明 ○後見人等の業務に関する相談

費用（自己負担額）

相談は原則として無料です。

利用方法

北九州市成年後見支援センターにご連絡ください。



問合せ	北九州市成年後見支援センター (北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 3F)	電話 882-9123
-----	--	-------------

住まいに関するサービス

すこやか住宅改造助成

介護を必要とする高齢者や障害のある人等が居住している住宅を、身体状況に配慮した仕様(段差解消等で「すこやか仕様」と言います)に改造する場合に、その費用の全部または一部を助成します。

助成の対象となる人

○介護保険の要介護認定で、要介護者または要支援者と認められた人のいる世帯のうち、その人の日常動作の状態から改造が必要と認められた世帯(所得要件があります)

※障害のある人の場合は次のとおりとなります。

介護保険で要介護者または要支援者と認められた人のいる世帯を除く、次のいずれかに該当する世帯

☆重度身体障害者(身障手帳1、2級)及び下肢・体幹機能障害又は乳幼児以前非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する身体障害者手帳3級の者のいる世帯

☆重度知的障害者(療育手帳A)のいる世帯

☆重度精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級)のいる世帯

☆難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある人のいる世帯

助成の対象となる工事

○次の工事が対象となります。

① 介護保険の対象となる工事(→次ページ参照)のうち、すこやか仕様に該当するもの

② ①以外の、玄関、廊下、階段、洗面所、浴室、便所、台所、居室など、介護を必要とする人が利用する部分に関する改造工事で、市が必要と認めるもの

助成額

○助成対象となるのは、介護保険対象工事で介護保険の支給限度額(自己負担分を含め20万円)を超える部分と、市が認めた改造工事費用の合計額ですが、助成限度額は30万円です。

○助成額は、助成限度額と実際の工事額を比較し、低い額に一定の助成率を乗じて得た額です。

※助成率は、生計中心者の税額等により異なります。詳しくは、下記までお問合せください。

○助成は原則として1住宅につき1回とします。

利用方法

○各区役所高齢者・障害者相談係にお申し込みください。

申し込みを受けた後、各区役所より、建築士、作業療法士または理学療法士などが身体や家の状況を調査に行きます。その結果を検討した上で助成の決定を行い、その後、工事を行うこととなります。

問合せ

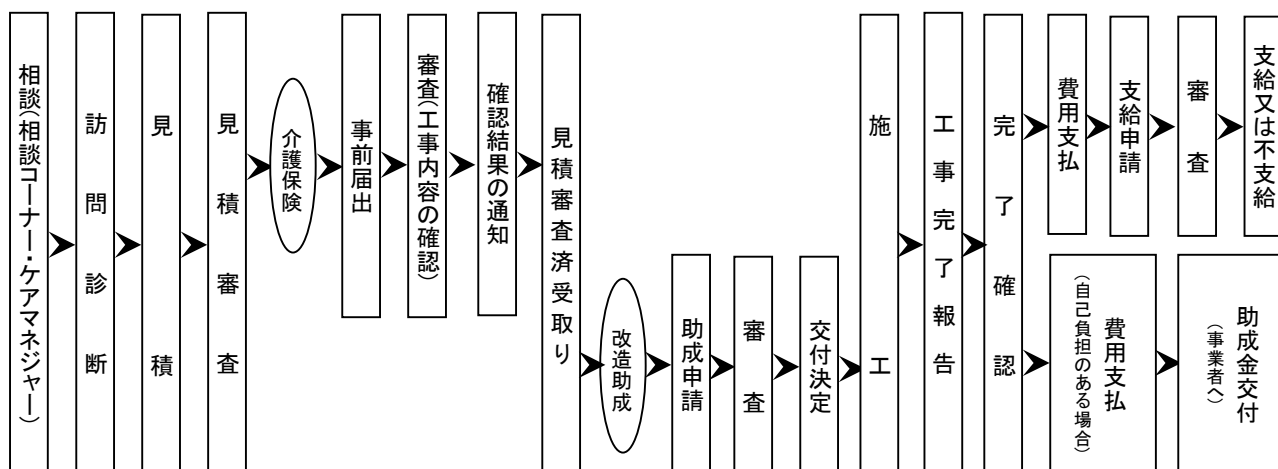
各区役所高齢者・障害者相談係

裏表紙参照

(参考) 介護保険とすこやか住宅改造助成の比較

	介護保険(住宅改修費)	すこやか住宅改造助成
対象者	要支援・要介護の認定を受けた人	左記の人が属する世帯で、生計中心者の前年所得税額が7万円以下の世帯
所得制限	なし	あり(前年所得税額7万円以下) ※1～6月申請は前々年所得税額
支給(助成)限度額	20万円(1割～3割)の自己負担あり)	30万円 ※助成額は、助成限度額と実際の工事額の低い額に前年所得税年額に応じて75%または100%の助成率を乗じて得た額
対象工事	○廊下や階段などの手すり設置 ○段差の解消 ○滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ○引き戸等への扉の取替え ○洋式便器等への便器の取替え ○その他前記の工事に付帯して必要となる住宅改修	○左記の工事のうち、すこやか仕様に該当するもの (介護保険の支給限度額を超える場合) ○市が必要と認める左記以外の工事
給付手順	償還払いと受領委任払いの2通りがあります。 (→支払方法(福祉用具の購入、住宅改修)P.19)	工事着工前に訪問診断、助成申請及び決定を行い、工事完了後に検査を行い事業者へ交付します。

(参考) 介護保険とすこやか住宅改造助成を併用する場合の事務フロー



高齢者のための市営住宅

高齢者向け市営住宅（シルバーハウジング）に入居する高齢者に対し、その住宅に併設または隣接・近接する通所介護事業等を運営する社会福祉法人等から生活援助員を派遣して、各種サービスの提供を行い入居者の在宅生活の支援を行います。

① 高齢者向け市営住宅（シルバーハウジング）

住宅の内容

- 高齢者の安全を考えて、住宅内の床段差をなくす等バリアフリー仕様になっています。
- 生活相談や安否確認を行う生活援助員を派遣しています。
- 緊急通報装置（浴室、便所、寝室）や、安否確認システム（在室の場合に一定時間水を使用しないと通報等）を設置しています。

住宅を利用できる人

- 60歳以上の人を対象。ただし病状等により常時介護を要する人は在宅介護を受けることが必要となります。※同居ができる親族は、限定されます。

費用（自己負担額）

- 住宅使用料は、収入状況や住宅の規模等によって異なります。
入居後、生活援助員に要する費用として所得に応じた負担額の徴収があります。
なお、収入が基準を超える場合は入居できません。

対象施設

団地名称	所在地	戸数
ふれあいむら 社ノ木	門司区社ノ木二丁目 4-1	30戸
ふれあいむら 高坊	小倉北区高坊一丁目 7-4	30戸
ふれあいむら 吉田	小倉南区上吉田三丁目 3-41	30戸
ふれあいむら 若松	若松区本町三丁目 5-13	30戸
ふれあいむら 大蔵	八幡東区大蔵三丁目 2-2 及び 2-3	30戸
ふれあいむら 竹末	八幡西区若葉一丁目 15-1	30戸
ふれあいむら 戸畑	戸畑区千防一丁目 1-2	40戸

※生活援助員とは？

- ・サービスの内容 生活相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応、要介護時の連絡調整
- ・費用（自己負担額） 入居者の所得税額に応じて、月額 0～4,900円（家賃、共益費、光熱水費等とは別）を負担して頂きます。

※高齢者向け優良賃貸住宅（P.73参照）についても、生活援助員を派遣している住宅があります。

② 住宅困窮者募集制度

制度の内容

- 一般募集とは別枠を設け、住宅困窮度の高い高齢者の居住安定確保を図ります。

制度を利用できる人

- 60歳以上のひとり暮らしの人又は申込者が60歳以上で一定の条件を満たす世帯

住宅使用料

- 住宅使用料は、収入状況や住宅の規模等によって異なります。
なお、収入が基準を超える場合は入居できません。

③ 利用方法

- 募集期間中に、各区の市営住宅・市公社住宅相談コーナーにてお申し込みください。

問合せ	門司区役所	電話 331-1881	内線 671・672	市営住宅・ 市公社住宅 相談コーナー
	小倉北区役所	電話 582-3488	(直通)	
	小倉南区役所	電話 951-4111	内線 671・672	
	若松区役所	電話 761-5321	内線 671・672	
	八幡東区役所	電話 671-0801	内線 671・672	
	八幡西区役所	電話 642-1441	内線 671・672	
	戸畑区役所	電話 871-1501	内線 671・672	

高齢者向け優良賃貸住宅

北九州市の認定を受けて建設された、バリアフリー仕様などの高齢者が安心して住み続けられる民間の賃貸住宅です。

住宅の内容

- 高齢者の安全を考慮して、住宅内の床段差をなくす等バリアフリー仕様をしています。
- 住宅によっては、生活相談や安否確認を行う生活援助員を派遣しています。
- 急に気分が悪くなったりしたときなどに、緊急通報装置（浴室、トイレ、寝室に設置）を使って、警備会社や生活援助員等に連絡できる体制が整っています。

住宅を利用できる人

- 申込本人が満60歳以上のひとり暮らしの人、もしくは夫婦世帯等（ただし、夫婦で入居する場合は、申請者が満60歳以上）
- 一部の住宅には、所得による制限があります。

費用(自己負担額)

- 家賃等の他に、敷金、仲介手数料、共益費、緊急通報装置の使用料などが必要になります。
- 入居される人の収入や世帯状況などに応じて、家賃の1割から3割程度の補助が受けられる場合があります。（所得に応じて補助） ※管理終了後は補助も終了します。

利用方法

- 入居を希望する人は、管理指定法人（不動産会社）にお申し込みください。

住宅名	所在地	間取り	階数 戸数	管理指定法人【電話番号】	管理 終了日
ヤナギサイト	門司区柳町三丁目 7-16	1LDK・2LDK	7階 6戸	(株)ユニティハウス 【511-6777】	R7. 6. 30
ゼルコバ I	門司区南本町 2-10	1LDK 1LDK+納戸	3階 12戸	(株)田村ビルズ 【932-6100】	R9. 8. 31
タカフジアパートメント	門司区東新町一丁目 1-1	1LDK	12階 18戸	(株)不動産中央情報センター (小倉店) 【533-1111】	R9. 6. 30
アーリントン	小倉北区中津ロー一丁目 1-41	1K 1LDK・2LDK	15階 22戸	(株)イーピーエム 【541-1414】	R8. 2. 14
ギャラン吉野町	小倉北区吉野町 11-27	1K・1DK	13階 7戸	(株)ユニティハウス 【511-6777】	R8. 8. 11
サンコーポ熊本	小倉北区熊本二丁目 8-19	2DK	6階 30戸	(株)DL 【562-1168】	R9. 11. 30
CPタワー	小倉北区馬借一丁目 9-8	2LDK	25階 30戸	(株)アンサー倶楽部 【951-6161】	R10. 3. 31
リード真鶴	小倉北区真鶴一丁目 6-11	1LDK 2LDK	10階 54戸	(株)DL 【562-1168】	R10. 7. 31
クラシオン木町 アネックス	小倉北区木町一丁目 4-1	1LDK 2DK・2LDK	14階 40戸	福岡県住宅供給公社 【621-4411】	左記へお尋ね下さい
※パークサイドヴィレッジけんわ大手町	小倉北区大手町 14-22	1K・1LDK	12階 60戸	(株)不動産中央情報センター (本店) 【0120-62-0834】	R14. 3. 31
ハイコート浅野	小倉北区浅野三丁目 1-3	2LDK	15階 40戸	(株)ウインズビル 【561-1777】	R15. 2. 27
サニーハウス	小倉南区守恒本町一丁目 23-9	1K・2LDK	5階 12戸	(株)エイブル守恒店 【961-7533】	R7. 9. 30
ハynes若園	小倉南区若園四丁目 15-15	2LDK	11階 18戸	(有) エステイトフェニックス (北方) 【941-3210】	R8. 2. 28
サンヒルズ高野	小倉南区高野一丁目 12-18	2LDK	5階 12戸	(有) エステイトフェニックス (北方) 【941-3210】	R9. 2. 20

※の住宅には生活援助員（P. 72 参照）を派遣しています。

令和7年4月1日現在

住宅名	所在地	間取り	階数 戸数	管理指定法人【電話番号】	管理 終了日
コンプレート富士見	小倉南区富士見二丁目 9-22	1LDK・ 2LDK	14階 6戸	(株)イーピーエム 【541-1414】	R10.3.31
クラシオン白山	若松区白山一丁目 3-2	1DK・ 2DK・ 2LDK	7階 10戸	福岡県住宅供給公社【621-4411】	左記へお尋ね下さい
東田の愛香苑	八幡東区東田二丁目 2-43	1K・1LDK	5階 70戸	(株)不動産中央情報センター (黒崎) 【645-5511】	R12.4.30
オークランド・アサート木屋瀬	八幡西区木屋瀬二丁目 32-1	1DK・ 2LDK・3DK	9階 18戸	(株)ハウス倶楽部 【693-8550】	R10.3.31
ゼルコバⅡ	八幡西区三ヶ森一丁目 3-24	1LDK・ 2DK	7階 18戸	(株)田村ビルズ 【932-6100】	R10.3.31
オアーゼ上の原	八幡西区上の原四丁目 19-17	2DK・ 2LDK	7階 23戸	(株)不動産のデパートひろた 【663-3939】	R10.4.30
ベルの郷	八幡西区星ヶ丘五丁目 5-1	1K・ 1LDK	3階 20戸	(株)不動産のデパートひろた 【663-3939】	R13.6.30
エスポワール・J	八幡西区陣原五丁目 3-7	1K	3階 10戸	(株)不動産のデパートひろた 【663-3939】	R14.6.30

※の住宅には生活援助員（P.72 参照）を派遣しています。

令和7年4月1日現在

問合せ	都市戦略局 住まい支援室	電話 582-2288
-----	--------------	-------------

サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造で一定の面積、設備を備えた、安否確認や生活相談サービスの提供を受けることができる高齢者単身・夫婦世帯等に賃貸する民間の賃貸住宅です。

住宅の内容

- 定められた基準を満たし、市に登録された民間の賃貸住宅です。
- 高齢者の安全を考えた、住宅内の床段差をなくす等のバリアフリー仕様の住宅です。
- 日中はケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを受けることができます。
- ケアの専門家が常駐しない時間帯は、緊急通報システムで連絡できる体制となっています。
- 介護・医療・生活支援サービスが提供・併設されている場合があります。

住宅を利用できる人

- ① 単身高齢者世帯
※高齢者：60歳以上または要介護認定もしくは要支援認定を受けている60歳未満の者
- ② 高齢者＋同居人
※同居人：配偶者／60歳以上の親族／要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族

費用(自己負担額)

- 家賃のほかに契約締結時に敷金が必要な場合があります。また、毎月の家賃以外に共益費、サービス利用料などが必要です。
- 家賃などは住宅によって異なり、契約で定められます。

利用方法

- 入居を希望する人は、直接事業者へお申し込み・ご相談ください。
- 生活支援サービス等を利用する場合は、入居の契約とは別にサービスの契約締結が必要になります。
※安否確認・生活相談サービスは全ての住宅において提供されますが、その他の生活支援や介護・医療サービスの内容は様々なタイプがあり、住宅によって異なります。提供されるサービスの内容や、住宅に併設される施設(診療所や介護サービス事業所等)の種類などは、公開される登録情報で知ることができます(下記アドレス参照)。

契約前に、これらの情報を比較検討して、さらに事業者からサービスの内容や家賃等の料金について十分な説明を受けたうえで、決定してください。

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(登録住宅の検索ページ)
<https://www.satsuki-jutaku.ml.it.go.jp/>

サービス付き高齢者向け住宅の登録状況(北九州市内)

住宅名	登録戸数	住宅の位置	問合せ先	登録年月日	入居開始時期
小倉北区					
サービス付き高齢者向け住宅 ハイコート浅野	40	浅野三丁目1-3	社会福祉法人 風花会 093-512-0001	H25.3.29	H25.2.28
サービス付き高齢者向け住宅 パレス三萩野	34	白銀二丁目11-4	社会福祉法人 年長者の里 093-932-0212	H26.2.27	H27.3.1
介護付有料老人ホーム パレス三萩野	65	白銀二丁目11-4	社会福祉法人 年長者の里 093-932-0211	H26.2.27	H27.3.1
サービス付き高齢者向け住宅 ハピネス花	60	赤坂一丁目8-7	(有)ワンダー 093-513-8787	H26.2.28	H27.4.1
サービス付き高齢者向け住宅 あべりあ浅野	99	浅野三丁目1-26	社会福祉法人 正勇会 093-511-1505	H27.2.26	H29.3.1
カルナス城野駅前	102	城野団地1-24	西日本鉄道(株) 092-734-1307	H31.2.12	R2.4.28
サービス付き高齢者向け住宅 アスティー花ごよみ	18	木町四丁目3-10	(株)アスティーエステート 093-562-3321	H31.2.20	R2.3.1
サービス付き高齢者向け住宅 はぴりば	19	下到津一丁目12-14	医療法人 真鶴会 093-562-0111	R4.3.14	R4.5.1

令和7年4月1日現在

住宅名	登録戸数	住宅の位置	問合せ先	登録年月日	入居開始時期
小倉南区					
ローズガーデン葛原東	50	葛原東三丁目 2-23	医療法人 聖心会 093-472-7177	H24. 3. 6	H23. 10. 1
サービス付き高齢者向け住宅 クオーレ三光	48	中曽根東二丁目 10-5	ヒューマンブリッジ(株) 093-473-2221	H24. 8. 10	H24. 11. 1
サービス付き高齢者向け住宅 あいがて	45	沼緑町四丁目 21-2	(有)時輪 093-474-7272	H24. 9. 11	H25. 4. 16
サービス付き高齢者向け住宅 まちかど弐番館	40	下石田一丁目 18-20	(有)まちかど 093-965-4379	H24. 9. 11	H24. 11. 1
サービス付き高齢者向け住宅 メディファムラウンジ	38	南若園町 2-25	(株)メディファム 093-962-1366	H24. 10. 23	H26. 2. 10
サービス付き高齢者向け住宅 すずらんの家 小倉	57	長野一丁目 3-1	(株)すずらん 093-473-6800	H24. 11. 19	H26. 1. 1
サービス付き高齢者向け住宅 ヘルスケアホーム湯川	80	湯川五丁目 9-17	北九州ヘルスケアサービス(株) 093-932-8720	H24. 12. 3	H26. 4. 1
サービス付き高齢者向け住宅 いそねの里	16	曾根北町 4-22	特定非営利活動法人 虹の会 093-475-7733	H26. 2. 25	H26. 7. 1
ひろき苑高齢者住宅	9	蒲生一丁目 6-20	(株)河村福祉サービス 0836-33-0451	H26. 7. 9	H26. 10. 1
介護付有料老人ホーム ぬまみどり	80	沼緑町四丁目 22-1	社会医療法人 北九州病院 093-474-5688	H28. 1. 6	H29. 7. 1
サービス付き高齢者向け住宅 まちかど四番館	49	下石田一丁目 16-1	(有)まちかど 093-965-4379	R2. 2. 17	R3. 11. 23
八幡東区					
つくしの杜八幡	55	西本町一丁目 17-1	(株)サンシャイン 093-661-5661	H24. 3. 6	H21. 4. 1
グリーンヒルズ北九州	46	清田二丁目 12-37	吉村興産(株) 093-654-7050	H24. 4. 25	H24. 6. 1
サービス付き高齢者向け住宅 シルバーケアひがしだ	12	東田一丁目 6-2	医療法人 ひがしだクリニッ ク 093-671-1111	H27. 12. 8	H28. 12. 1
楽住 Raku-jyu	19	山路一丁目 1-39	(株)楽食 093-651-8008	H28. 3. 4	H28. 9. 1
八幡西区					
サービス付き高齢者向け住宅 クレアール黒崎	60	岸の浦二丁目 2-35	社会福祉法人 無何有の郷 093-616-6016	H24. 4. 16	H24. 8. 1
つくしの杜陣原	50	陣原一丁目 1-51	(株)サンシャイン 093-631-5501	H24. 5. 15	H25. 4. 1
サービス付き高齢者向け住宅 らふと	11	陣山二丁目 2-1 ファミリー陣山 2F	(株)ベリーフィン 093-616-2770	H24. 5. 21	H24. 7. 1
カーサアルジェント京良城	19	京良城町 2-19	(有)春風館 093-619-0003	H24. 9. 13	H25. 5. 1
ラ・ポール引野	30	引野二丁目 12-46	もやいネット北九州(株) 093-631-2227	H24. 12. 17	H25. 4. 1
ゆっくりの和	39	茶屋の原二丁目 6-5	一般社団法人 みのり会 093-617-6632	H26. 10. 24	H27. 7. 1
グリーンコープ サービス付き高齢者向け住宅 おひらき・和 (のどか)	43	御開三丁目 40-40	社会福祉法人 グリーンコー プ 093-482-5089	H29. 6. 12	H30. 4. 1
サービス付き高齢者向け住宅 ライフサポート本城	32	本城東六丁目 1-13	社会福祉法人 孝徳会 093- 692-8811	R5. 6. 20	R6. 5. 3
ココファン黒崎駅前	71	黒崎二丁目 5-1	株式会社学研ココファン 03-6431-1860	R7. 2. 14	建築中

令和7年4月1日現在

住宅名	登録戸数	住宅の位置	問合せ先	登録年月日	入居開始時期
戸畑区					
医療法人池園医院 ちろりん村 サービス付き高齢者向け住宅	23	中原西三丁目 2-10	医療法人 池園医院 093-882-2230	H25. 5. 13	H26. 4. 1
エスパレス一枝	49	一枝二丁目 3-20	第一ケアサービス(株) 093-881-4150	H26. 2. 25	H27. 3. 1
ヴィラコート戸畑元宮	7	元宮町 6-22	藤本 孝行 093-873-8444	H28. 2. 1	H29. 6. 19
ヴィラ・みどりの風	20	銀座二丁目 6-5	合同会社 緑風会 093-642-4188	H29. 2. 13	H29. 12. 18
若松区					
サービス付き高齢者向け住宅 そよ風	29	東小石町 6-36	(有)ともしび 093-771-7145	H24. 10. 15	H25. 5. 1
サービス付き高齢者向け住宅 ハッピーハウス高須	15	高須西二丁目 1-1	(有)ハウスリフォーム 093-742-8181	H24. 11. 2	H25. 5. 1

令和7年4月1日現在

問合せ	直接、各住宅へ	上記参照
-----	---------	------

施設サービス

養護老人ホーム

おおむね 65 歳以上の人で、家庭環境上の問題があり、かつ経済的に困窮しており、自宅において、生活することが困難なため市が措置した人が入所できる施設です。

サービスの内容

○入所者の生活の場として、食事、入浴などの日常生活上の世話が行われます。
また、レクリエーションや生活向上のための指導も行われます。

入所できる人

○おおむね 65 歳以上の人で、家族関係や住居の状況など、現在おかれている環境の下では生活することが困難な人。
ただし、その人の属する世帯が生活保護を受けているか、市町村民税の所得割が課されていないなど生活が困窮していることが必要条件となります。具体的に養護老人ホームに入所する程度の状態にあるかどうかについては、入所判定委員会の判定を受けて決定されます。

費用(自己負担額)

○入所者本人が負担能力に応じて、別表 1 (下記参照) の負担額により費用を負担していただきます。
○また、入所者本人とは別に、扶養義務者が負担能力に応じて、別表 2 (次ページ参照) の負担額により費用を負担していただきます。ただし、本人の費用負担額によっては、多少当該負担額より少なくなることがあります。

(別表 1) 入所者本人の費用徴収基準

対象収入による階層区分	徴収額 (月額)	
1	~270,000 円	0 円
2	270,001 円~280,000 円	1,000 円
3	280,001 円~300,000 円	1,800 円
4	300,001 円~320,000 円	3,400 円
5	320,001 円~340,000 円	4,700 円
6	340,001 円~360,000 円	5,800 円
7	360,001 円~380,000 円	7,500 円
8	380,001 円~400,000 円	9,100 円
9	400,001 円~420,000 円	10,800 円
10	420,001 円~440,000 円	12,500 円
11	440,001 円~460,000 円	14,100 円
12	460,001 円~480,000 円	15,800 円
13	480,001 円~500,000 円	17,500 円
14	500,001 円~520,000 円	19,100 円
15	520,001 円~540,000 円	20,800 円
16	540,001 円~560,000 円	22,500 円
17	560,001 円~580,000 円	24,100 円
18	580,001 円~600,000 円	25,800 円
19	600,001 円~640,000 円	27,500 円
20	640,001 円~680,000 円	30,800 円

対象収入による階層区分	徴収額 (月額)	
21	680,001 円~ 720,000 円	34,100 円
22	720,001 円~ 760,000 円	37,500 円
23	760,001 円~ 800,000 円	39,800 円
24	800,001 円~ 840,000 円	41,800 円
25	840,001 円~ 880,000 円	43,800 円
26	880,001 円~ 920,000 円	45,800 円
27	920,001 円~ 960,000 円	47,800 円
28	960,001 円~1,000,000 円	49,800 円
29	1,000,001 円~1,040,000 円	51,800 円
30	1,040,001 円~1,080,000 円	54,400 円
31	1,080,001 円~1,120,000 円	57,100 円
32	1,120,001 円~1,160,000 円	59,800 円
33	1,160,001 円~1,200,000 円	62,400 円
34	1,200,001 円~1,260,000 円	65,100 円
35	1,260,001 円~1,320,000 円	69,100 円
36	1,320,001 円~1,380,000 円	73,100 円
37	1,380,001 円~1,440,000 円	77,100 円
38	1,440,001 円~1,500,000 円	81,100 円
39	1,500,001 円~	150 万円超過額 ×0.9÷12 +81,100 円

ただし、39 階層の人の徴収の上限は 140,000 円

※対象収入：前年の収入から必要経費（所得税等）を差し引いたものです。

(別表2) 扶養義務者の費用徴収基準

税額等による階層区分			徴収額(月額)
A	生活保護法による被保護者		0円
B	A階層を除き当該年度の市町村民税非課税の人		0円
C1	A階層及びB階層を除き、 前年の所得税非課税の人	当該年度の市町村民税所得割非課税の人	4,500円
C2		当該年度の市町村民税所得割課税の人	6,600円
D1		所得税	1円 ~ 30,000円
D2		30,001円 ~ 80,000円	13,500円
D3		80,001円 ~ 140,000円	18,700円
D4		140,001円 ~ 280,000円	29,000円
D5		280,001円 ~ 500,000円	41,200円
D6		500,001円 ~ 800,000円	54,200円
D7		800,001円 ~ 1,160,000円	68,700円
D8		1,160,001円 ~ 1,650,000円	85,000円
D9		1,650,001円 ~ 2,260,000円	102,900円
D10		2,260,001円 ~ 3,000,000円	122,500円
D11		3,000,001円 ~ 3,960,000円	143,800円
D12		3,960,001円 ~ 5,030,000円	166,600円
D13		5,030,001円 ~ 6,270,000円	191,200円
D14		6,270,001円以上	その月における 措置費の支弁額

利用方法

○各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係にお申し込みください。

【申込時に必要な書類等】

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 老人ホーム入所申込書 | (4) 収入申告書 |
| (2) 戸籍謄本 | (5) 収入状況を証明するもの |
| (3) 健康診断書(医証) | (6) 扶養義務者の税額申告書 等 |

【利用施設】

No	施設名	所在地	電話番号	FAX
1	清風園	門司区大字畑 1960 番地	481-2212	481-6193
2	なごみの里	小倉北区熊谷五丁目 6 番 55 号	561-1800	561-1850
3	徳寿園	小倉南区徳力四丁目 13 番 1 号	962-7066	962-7995
4	楽翁荘	若松区鴨生田二丁目 8 番 11 号	791-0178	791-0179
5	西峰園	八幡東区大蔵三丁目 2 番 1 号	652-6484	652-6486
6	聖ヨゼフの園	八幡西区青山二丁目 1 番 1 号	631-6311	645-2039
7	香月老人ホーム	八幡西区楠橋上方一丁目 11 番 1 号	617-1970	618-0736
8	倫尚園	八幡西区馬場山東三丁目 11 番 1 号	619-0230	619-0231
9	長寿園	戸畑区中原西二丁目 2 番 21 号	871-3685	871-3689

問合せ	各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係	裏表紙参照
-----	---------------------	-------

軽費老人ホーム（A型）

家庭環境や住宅事情などの理由で、自宅において生活することが困難な低所得の高齢者が入所できる施設です。

サービスの内容

○食事が提供されるほか、各種のレクリエーションなどの余暇活動や、入所者の状態によっては、必要な身の回りの世話が行われます。

サービスを利用できる人

○60歳以上（夫婦で入所する場合はどちらかが60歳以上）の人で、自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、又は高齢などのため独立して生活するには不安がある人で、家族による援助を受けることが困難な人。

費用（自己負担額）

○利用料（令和7年4月1日現在）

生活費（食費、光熱水費など）……………自己負担額 57,104円

サービスに要する費用（人件費、管理費など）…収入に応じて負担（下記参照）

対象収入による階層区分		利用料 (月額)	左の内訳	
			生活費	サービスに要する費用
1	1,500,000円以下	67,104円	57,104円	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	70,104円		13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円	73,104円		16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円	76,104円		19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円	79,104円		22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円	82,104円		25,000円
7	2,000,001円～2,100,000円	87,104円		30,000円
8	2,100,001円～2,200,000円	92,104円		35,000円
9	2,200,001円～2,300,000円	97,104円		40,000円
10	2,300,001円～2,400,000円	102,104円		45,000円
11	2,400,001円～2,500,000円	107,104円		50,000円
12	2,500,001円～2,600,000円	114,104円		57,000円
13	2,600,001円～2,700,000円	121,104円		64,000円
14	2,700,001円～2,800,000円	128,104円		71,000円
15	2,800,001円～2,900,000円	135,104円		78,000円
16	2,900,001円～3,000,000円	142,104円		85,000円
17	3,000,001円～3,100,000円	150,104円		93,000円
18	3,100,001円～3,200,000円	158,104円		101,000円
19	3,200,001円～3,300,000円	166,104円		109,000円
20	3,300,001円～3,400,000円	174,104円		117,000円
21	3,400,001円以上	① + ②		① 57,104円

※対象収入：前年の収入から必要経費（所得税等）を差し引いたものです。

※11月から3月までは、冬季加算として別途1か月2,150円がかかります。

利用方法

○利用者と各施設の施設長との契約になります。入居を希望する人は、直接施設にお申し込みください。

No	施設名	所在地	電話番号	FAX
1	やはず荘	門司区羽山二丁目12番67号	381-2400	381-3310
2	階寿園	小倉北区篠崎一丁目9番5号	592-3561	592-3562
3	望玄荘	小倉北区小文字一丁目12番1号	541-1688	541-1725
4	北九州サニーホーム	小倉南区長野本町三丁目1番1号	472-0515	473-5410
5	かおる苑	小倉南区沼緑町一丁目11番20号	471-8321	473-9151
6	清寿園	小倉南区湯川新町一丁目11番17号	922-2111	922-2130
7	椎ノ木荘	戸畑区椎ノ木町16番15号	861-1001	861-1002

問合せ	直接、各施設へ	上記参照
-----	---------	------

軽費老人ホーム（ケアハウス）

身体的機能の低下や高齢のため、独立した生活を送るには不安がある高齢者が在宅サービスを利用しながら入所生活する施設です。※平成20年5月末までは「ケアハウス」の名称でした。

サービスの内容

- 各種相談、在宅サービスなどの有効な利用についての紹介
- 食事の提供
- 入浴の提供
- 緊急時の対応 など

そのほか車いすを利用しやすい構造など、高齢者に配慮した構造・設備になっています。また、入所者が介護を必要とする状態となった場合には、訪問介護（ホームヘルプサービス）などの在宅サービスを利用して、できる限り自立した生活が送れるよう配慮された施設です。

サービスを利用できる人

- 60歳以上（夫婦で入所する場合はどちらかが60歳以上）の人で、自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、又は高齢などのため独立して生活するには不安がある人で、家族による援助を受けることが困難な人

費用（自己負担額）

- 利用料（令和7年4月1日現在）〔定員50人の場合〕

- ・生活費（食費、光熱水費など）……………自己負担額 46,940円
- ・サービスに要する費用（人件費など）……………収入に応じて負担（下記参照）
- ・管理費（家賃相当額）……………施設が定める額（下記参照）
- ・そのほか、入居一時金、入居者個人が使用した電気・水道・電話代等、各施設によって設定された額を個人で負担していただきます。

対象収入による階層区分		生活費	サービスに要する費用	管理費
1	1,500,000円以下	46,940円	10,000円	施設毎に異なりますので直接施設に問合せください。 (参考： 15,024円～ 40,824円)
2	1,500,001円～1,600,000円以下		13,000円	
3	1,600,001円～1,700,000円以下		16,000円	
4	1,700,001円～1,800,000円以下		19,000円	
5	1,800,001円～1,900,000円以下		22,000円	
6	1,900,001円～2,000,000円以下		25,000円	
7	2,000,001円～2,100,000円以下		30,000円	
8	2,100,001円～2,200,000円以下		35,000円	
9	2,200,001円～2,300,000円以下		40,000円	
10	2,300,001円～2,400,000円以下		45,000円	
11	2,400,001円～2,500,000円以下		50,000円	
12	2,500,001円～2,600,000円以下		57,000円	
13	2,600,001円～2,700,000円以下		64,000円	
14	2,700,001円～2,800,000円以下		71,000円	
15	2,800,001円～2,900,000円以下		78,000円	
16	2,900,001円～3,000,000円以下		85,000円	
17	3,000,001円～3,100,000円以下		92,000円	
18	3,100,001円以上		全額	

※11月から3月までは、冬季加算として別途1か月2,150円がかかります。

利用方法

- 利用者と各施設の施設長との契約になります。入居を希望する人は、直接施設にお申し込みください。

施設名	所在地	電話番号	FAX
1 ケアハウス好日苑	門司区大里戸ノ上四丁目1番40号	391-2277	391-2278
2 ケアハウス小倉	小倉北区片野新町一丁目1番14号	952-5222	952-5238
3 ケアハウス北九州	小倉北区中井五丁目17番5号	561-1120	561-5132
4 ケアハウスふれあい	小倉南区沼本町四丁目4番21号	475-7021	475-7023
5 ケアハウスことぶき	小倉南区北方四丁目3番21号	964-2766	964-2768
6 ケアハウスさくら	小倉南区朽網西一丁目6番6号	475-0063	475-8076

	施設名	所在地	電話番号	FAX
7	ケアハウス恵和園	小倉南区北方三丁目7番6号	932-8822	932-1233
8	若松ケアハウス	若松区西園町9番21号	752-3555	771-2888
9	ケアハウス玄海	若松区有毛2927番地1	741-5801	741-5802
10	ケアハウス八幡	八幡東区大蔵三丁目2番1号	652-2121	652-3999
11	ケアハウス恵迪館(けいてきかん)	八幡東区山路松尾町13番25号	653-1711	653-3450
12	もみじ苑	八幡西区藤原四丁目15番33号	601-7760	601-7768
13	ケアハウスあいおい	八幡西区鉄王一丁目18番2号	631-2525	631-2221
14	ケアハウス木屋瀬	八幡西区木屋瀬一丁目12番1号	619-1222	619-1202
15	ケアハウス金刀比羅	戸畑区金比羅町4番21号	873-3600	873-3601
16	ケアハウスあやめ	戸畑区小芝二丁目4番31号	861-1663	861-1663
17	ケアハウスらいふ戸畑	戸畑区新池一丁目5番4号	881-1741	881-1742
18	ケアハウスとばた	戸畑区千防一丁目1番6号	873-5115	873-5121

問合せ	直接、各施設へ	上記参照
-----	---------	------

生活支援ハウス

生活支援ハウスは、デイサービスセンターに居住部門が併設され、独立して生活するには不安のある高齢者に、介護、住居、地域住民との交流の場等を総合的に提供する施設です。

サービスの内容

- ①住居の提供
- ②各種相談、助言及び緊急時の対応
- ③在宅サービス等を必要とする場合の利用手続きの援助
- ④利用者と地域住民との各種事業及び交流のための場の提供

サービスを利用できる人

○原則として60歳以上の人で、以下のいずれかに該当し、高齢等のため独立して生活することに不安のある人

- ①ひとり暮らしの人
- ②夫婦のみの世帯の人
- ③家族による援助が困難な人

費用(自己負担額)

○利用者は、居住部門にかかる利用料として、収入に応じて、下記表の利用料と、光熱水費の実費を負担していただきます。

また、食費などその他の生活費は、利用者本人の負担となります。

○生活支援ハウス居住部門利用者負担基準

対象収入による階層区分	利用者負担額(月額)
1,200,000円以下	0円
1,200,001円～1,300,000円	4,000円
1,300,001円～1,400,000円	7,000円
1,400,001円～1,500,000円	10,000円
1,500,001円～1,600,000円	13,000円
1,600,001円～1,700,000円	16,000円
1,700,001円～1,800,000円	19,000円
1,800,001円～1,900,000円	22,000円
1,900,001円～2,000,000円	25,000円
2,000,001円～2,100,000円	30,000円
2,100,001円～2,200,000円	35,000円
2,200,001円～2,300,000円	40,000円
2,300,001円～2,400,000円	45,000円
2,400,001円以上	50,000円

※対象収入：前年の収入から必要経費(所得税等)を差し引いたものです。

利用方法

○各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係にお申し込みください。

(委託先は下記参照)

施設名	生活支援ハウス マイホーム舞ヶ丘明静苑
所在地	北九州市小倉南区大字横代 380 番地 2
委託先	(福)宏隆会
定員	12 人
電話番号	965-5531

施設名	生活支援ハウス八幡
所在地	北九州市八幡東区大蔵三丁目 2 番 1 号
委託先	(福)年長者の里
定員	14 人
電話番号	652-5590

施設名	生活支援ハウスことひら
所在地	北九州市戸畑区金比羅町 4 番 30 号
委託先	(福)いわき福祉会
定員	20 人
電話番号	873-3630

問合せ	各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係	裏表紙参照
-----	---------------------	-------

有料老人ホーム

高齢者の人が入居して、食事や介護の提供、洗濯掃除等の家事、健康管理などのサービスが受けられる入居施設です。

サービスの内容

○サービスの内容によって次の 3 種類に分かれていますが、詳しいサービス内容は施設によって異なります。

■介護付有料老人ホーム

介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となっても、その施設が提供する介護サービス（特定施設入居者生活介護）を利用しながら、居室での生活を継続することが可能です。

■住宅型有料老人ホーム

生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居者の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら、居室での生活を継続することが可能です。

サービスを利用できる人

○おおむね 65 歳以上の人

※詳しい入居要件は施設によって異なります。

費用(自己負担額)

○利用料などは施設によって異なります。一般的には、入居時に一時金を支払うほか、家賃や食費・管理費、介護費用等として毎月利用料を支払う場合があります。

利用方法

○入居を希望する人は、直接施設へお申込み・ご相談ください。

※施設は契約内容を明記した「重要事項説明書」の交付が義務付けられています。契約前に重要事項等の内容をご確認の上、施設から十分な説明を受けてください。

有料老人ホームの状況(北九州市内)

区	類型	施設名	定員	所在地	TEL
門 司 区	住宅型	ケアライフ門司	51	寺内五丁目2番1号	382-1120
	"	みのり	9	大字畑1230番地	861-9521
	"	あさひ門司	18	西新町二丁目1番25号	372-5212
	"	青葉の家	21	青葉台9番6号	982-2220
	"	さわやか和布刈弐番館	61	大久保一丁目9番20号	322-2300
	"	久恩みのり	10	清見二丁目2番32号	322-1120
	"	おのクリハウス	49	吉志一丁目40番42号	481-8866
	"	たなごころ	48	吉志五丁目2番2号	481-1234
	"	桑の実	20	上本町1番44号	331-1118
	"	ケアホーム門司	34	大里東二丁目10番4号	372-8301
	"	春風	60	鳴竹一丁目14番17号	322-3222
	"	海峡つばさ館	85	松原一丁目6番18号	382-2830
	"	ケアセンター吉志	18	吉志七丁目1番32号	342-8481
	"	あきたけハウス	20	東門司二丁目3番22号	342-7871
	"	梅笑庵	9	東新町二丁目1番10号	090-4488-0659
	"	悠笑庵	37	南本町4番43号	967-0107
	介護付	高砂苑	92	黒川西二丁目6番2号	341-2233
	"	きしの森	32	吉志七丁目20番31号	481-7172
	"	ラ・ナシカふじまつ	54	藤松一丁目10番25号	382-6011
	"	さわやか和布刈館	95	大久保一丁目9番15号	322-5700
"	SJR別院	60	柳原町11番30号	382-0170	
"	さわやか新門司館	93	大字畑1543番地1	481-8600	
小 倉 北 区	住宅型	さわやか大島壱番館	78	大島三丁目3番51号	522-8400
	"	グループリビング芙蓉峰	14	高峰町3番5号	562-2183
	"	シュポール	25	真鶴一丁目4番11号	592-0270
	"	さわやか大島参番館	50	大島一丁目6番37号	521-3600
	"	四季の郷小倉	71	東篠崎三丁目5番47号	932-1700
	"	グループリビング都の杜	21	都一丁目12番12号	967-8578
	"	モナトリエ	86	魚町四丁目3番8号	512-5001
	"	らくらす浅野	34	浅野三丁目1番3号	512-0752
	"	サンカルナ小倉大手町	260	大手町12番6号	0120-688-211
	"	ふぁみりい	27	金鶏町3番28号	616-0421
	"	ねむの郷	28	清水五丁目11番35号	562-3530
	"	あさひ小倉	18	泉台二丁目2番8号	652-6137
	"	メディケアハウス富野	45	下富野二丁目10番31号	953-8226
	"	ナーシングホームしのざき	66	篠崎二丁目48番32号	562-3750
	"	ひろきの森高齢者住宅	20	東篠崎二丁目7番38号	967-9002
	"	ナーシングホームいわさき	92	篠崎二丁目48番8号	562-3760
	"	老人ホームひとみ	27	上富野四丁目5番1号	541-9385
	"	ヴィオレきふね	41	貴船町3番6号	941-3626
	"	いこいの家きよみず	9	豎林町20番3号	967-8881
	"	到津の森別館	35	上到津四丁目16番7号	654-7850
	"	ナーシングホームこくら	161	下富野三丁目11番8号	482-3760
	"	オプリ	9	日明三丁目10番8号	287-0561
	"	ツツジ苑やすらぎ	9	今町二丁目27番13号	561-1203
	"	サニーライフ小倉	115	黄金一丁目6番32号	921-2700
"	山田くん家	21	井堀四丁目8番19号	981-4595	
"	ひなたの家到津	27	下到津三丁目5番8号	592-2270	
"	日和の看る家	29	東篠崎一丁目11番11号	235-4484	

令和7年4月1日現在

区	類型	施設名	定員	所在地	TEL
小倉北区	住宅型	みんなの家はなはな	7	高尾一丁目5番1号	280-8965
	介護付	桜倶楽部	41	須賀町1番26号	541-1123
	〃	到津の森	70	上到津四丁目16番5号	651-1113
	〃	リンデンバウム日明	46	日明二丁目13番4号	562-0335
	〃	小文字の郷	52	大畠一丁目7番15号	541-2188
	〃	なかい和楽園	59	中井二丁目4番36号	561-1765
	〃	シルバーホーム南丘きょうわ苑	59	南丘二丁目1番11号	592-7800
	〃	ラ・ナシカこくら	80	東篠崎三丁目2番22号	952-1155
	〃	たいしん かていな赤坂	55	赤坂一丁目2番32号	533-2025
小倉南区	住宅型	ゆうゆう壺番館	170	星和台一丁目1番11号	961-0001
	〃	いこいの里若園	81	若園三丁目11番1号	932-5820
	〃	ニチイケアセンター徳力	51	徳力新町二丁目7番26号	964-6601
	〃	生活支援ホーム花みずき	16	企救丘三丁目17番4-201号	962-5055
	〃	あらた	12	大字長野604番地8	472-4002
	〃	まちかどハウス	13	上石田三丁目7番16号	965-4377
	〃	ふれあい家族嵐山	31	徳力七丁目18番8号	965-7005
	〃	ドローム母原	46	大字母原777番地	451-3006
	〃	虹の音	37	若園四丁目13番39号	964-2410
	〃	ゆめ咲くら	20	下城野三丁目8番24号	923-0001
	〃	さくら	9	朽網西一丁目6番6号	475-0063
	〃	陽（はる）	4	沼緑町四丁目13番37号	383-9403
	〃	よこしろホーム	8	横代北町二丁目25番20号	967-2821
	〃	ふれあい家族徳力	26	徳力一丁目25番37号	965-0800
	〃	小倉つばさ館	131	沼南町一丁目3番7号	471-1663
	〃	いこいの里徳吉	52	徳吉西三丁目2番6号	452-3993
	〃	いこいの里曾根壺番館	90	曾根北町2番5号	474-3100
	〃	CO-OPのおうち“OHANA”	19	大字母原431番1	452-0410
	〃	くずはら	10	葛原本町二丁目2番21号	475-8222
	〃	あったか	8	葛原東五丁目7番17号	890-6425
	〃	ツツジ苑小倉南	31	上吉田六丁目17番28号	474-0304
	〃	いこいの里曾根式番館	80	曾根北町2番6号	474-0111
	〃	みんなの家	9	春ヶ丘4番15号	287-8286
	〃	笑顔満開はなことば小倉東	12	沼緑一丁目19番12号	980-1921
	〃	岩武の里	9	湯川五丁目6番2号	482-3501
	〃	えんむすび	32	南方一丁目1番3号	962-2848
	〃	シェアHouseすろーあっぷ志井	8	志井六丁目23番15号	953-6057
	〃	シニアハウス優	9	沼緑町一丁目16番4号	980-1652
	〃	ホームシェアリー志徳	8	徳力四丁目4番16号	383-1113
	〃	ホームシェアリー徳力	9	徳力六丁目1番25号	383-1113
	〃	ホームシェアリー吉田	8	中吉田一丁目7番3号	383-1113
	〃	ふれあい家族忘れな草	46	徳吉西二丁目9番1号	451-4866
	〃	たけてんハウス	10	徳力新町一丁目13番23号	967-8204
	介護付	さわやか螢風館	93	長野東町11番15号	474-6300
	〃	花みずき	19	徳力四丁目21番14号	961-3636
	〃	ほうらい葛原	29	葛原五丁目2番21号	475-0038
〃	オーケストラ	100	上貫三丁目3番24号	474-1183	
〃	芝津の郷	60	大字貫1866番地2	471-5790	
〃	わらべの里	49	大字志井1459番地6	453-3355	
〃	ラフィーネ	65	上葛原二丁目21番11号	952-1230	
〃	あべやま	65	湯川四丁目21番25号	932-2270	

令和7年4月1日現在

区	類型	施設名	定員	所在地	TEL
若松区	住宅型	さわやか花美式番館	26	高須東三丁目3番13号	742-7773
	"	メルベユひびきの	21	大字小敷323番地3	741-3838
	"	すずらんの家	8	大字畠田25番地1	772-1200
	"	うみかぜ	33	本町二丁目14番7号	761-6517
	"	メディカルケアホーム彩生	50	上原町8番1号	752-5080
	"	みんなのいえ	11	波打町6番11号	771-7200
	"	シニアセカンドはうす七色の星	40	畠田二丁目2番21号	791-3337
	"	ベイサイドわかまつ	15	浜町一丁目19番1号	752-1800
	"	高齢者専用賃貸住宅せせらぎ	22	白山一丁目2番21号	701-8538
	"	なずな	15	畠田三丁目2番30号	772-0727
	"	喜楽の樹	12	畠田一丁目14番46号	772-5550
	"	ナーシングホームわかまつ	107	花野路一丁目2番5号	701-6601
	"	GrinCare青葉台	13	青葉台西六丁目2番11号	482-8681
	"	ホームライフ喜楽の杜	12	青葉台西六丁目2番12号	772-5550
	"	リアリゼひびきの	10	塩屋三丁目7番5号	482-5573
	"	青空	15	畠田三丁目749番地1	701-0919
	"	たいよう若松館	98	青葉台西六丁目2番19号	863-0755
	"	HIBISU若戸	139	浜町一丁目4番11号	482-8922
	介護付	さわやか花美館	58	高須東三丁目4番30号	742-7771
	"	さわやか海響館	65	浜町一丁目11番13号	752-1110
"	大正館	24	花野路一丁目2番5号	742-7070	
"	さわやかシーサイドくきのうみ	80	くきのうみ中央2番1号	752-5400	
八幡東区	住宅型	パレス八幡	88	大蔵三丁目2番1号	652-3600
	"	あさひ	9	中央二丁目14番18-2号	662-5367
	"	さわやか清田館	88	清田三丁目4番7号	654-2700
	"	シルバーメイト館白川町	42	白川町12番23号	663-4445
	"	メディカルビレッジ桃園	115	桃園一丁目5番1号	671-1113
	"	民間宅老所 倫明	8	勝山二丁目6番8号	652-7900
	"	なでしこ八幡一番館	51	宮の町一丁目2番20号	652-7045
	"	シルバーメイト館春の町	17	春の町四丁目3番26号	663-2211
	"	愛笑館	2	松尾町20番27号	654-7113
	"	ひなたの家八幡	17	尾倉三丁目6番1号	661-3725
	"	生活共同住宅 佳の里	9	勝山一丁目30番5号	482-6611
	"	なでしこ八幡二番館ナーシングなでしこ	27	宮の町一丁目2番16号	654-1150
	介護付	ヴィラノーヴァ大谷	225	天神町2番41号	661-3665
八幡西区	住宅型	さわやか本城館	49	力丸町22番17号	603-5600
	"	ふきのとう	14	星ヶ丘六丁目1番45号	617-5541
	"	グローバルケアⅢ森の家	10	大膳二丁目21番31号	691-2930
	"	ニューハートピア	107	岡田町10番10号	645-0012
	"	みのりの里星ヶ丘	15	大字野面1685番地1	617-5576
	"	木の葉	8	三ツ頭二丁目15番10号	080-7689-1518
	"	いこいの里永犬丸	35	里中二丁目1番28号	611-3155
	"	ロングライフ上津役	24	上上津役二丁目14番19号	612-9420
	"	リアリゼ東神原	9	東神原町1番1号	645-2130
	"	桃園公園	32	清納一丁目1番39号	616-8855
	"	いこいの里本城	66	本城東四丁目4番42号	693-5977
	"	あやのいえ	17	棕枝一丁目1番15号	619-0322
	"	別所きょうわ苑	44	別所町19番31号	622-0011
	"	木屋瀬の杜	48	木屋瀬東四丁目5番1号	619-3500
	"	すずらんの里	10	木屋瀬五丁目20番4号	619-3180
	"	笑う門にはさくら館	11	三ツ頭二丁目9番11号	603-1410
	"	自然屋	8	西神原町7番9号	555-8113

令和7年4月1日現在

区	類型	施設名	定員	所在地	TEL
八幡西 区	住宅型	アリ・ババ庵	9	野面一丁目6番12号	617-3770
	〃	いこいの里本城弐番館	100	本城東四丁目4番3号	693-5111
	〃	みのりの里みどり	11	馬場山緑15番19号	617-6101
	〃	グローバルケア森の家	40	大膳二丁目21番21号	691-2214
	〃	サンライフ	17	野面二丁目5番4号	617-2007
	〃	黒川と月の家	8	石坂一丁目3番13号	616-0176
	〃	サンライフの家	6	大字野面1027番地4	617-2007
	〃	出会い・茶屋の原	17	茶屋の原二丁目12番12号	618-7839
	〃	一歩	36	陣原一丁目1番8号	616-2127
	〃	あんしん館	41	馬場山緑5番25号	619-4165
	〃	リバーサイド東筑	30	八枝一丁目7番30号	616-2764
	〃	リアリゼ筒井通り	24	黒崎五丁目2番14号	616-8863
	〃	白馬	24	市瀬二丁目12番64号	614-2800
	〃	かりん	25	屋敷二丁目1番13号	681-4545
	〃	ひまわり苑	18	町上津役東三丁目17番10号	614-1753
	〃	シルバーハウス結	4	楠橋上方二丁目18番37号	619-2970
	〃	みのりの里ふくじゅ	15	野面1840番地1	619-5580
	〃	こがねむし	15	馬場山緑9番10号	618-1515
	〃	Green	10	楠橋上方二丁目16番13号	980-2253
	〃	だんだんホーム	41	浅川台一丁目25番12号	693-5544
	〃	アマリス椋枝	29	椋枝二丁目12番7号	618-0111
	〃	テnder下方	13	楠橋下方二丁目2番15号	618-5666
	〃	シルバーホームテnder楠橋	8	楠橋南一丁目7番1号	617-2233
	〃	シェアハウスすみれちゃん	5	星ヶ丘三丁目4番21号	617-0665
	〃	シェアハウスバンビちゃん	9	星ヶ丘一丁目18番11号	617-0633
	〃	生協ホーム夢ひろば	8	穴生二丁目5番92号	644-3113
	〃	出会い・茶屋の原Ⅱ	10	茶屋の原二丁目10番15号	618-1357
	〃	ガーデンハウスゆーとぴあ	20	町上津役西一丁目11番20号	612-3839
	〃	ほまれ邸	10	町上津役東三丁目5番19号	616-7380
	〃	すずらんの里弐番館	24	木屋瀬東三丁目7番6号	619-0830
	〃	こがねむし2号館	15	馬場山緑9番11号	618-1515
	〃	むつみ	74	木屋瀬三丁目2番30号	619-5550
	〃	COCOSIA大平	48	町上津役西一丁目22番5号	613-8821
	〃	COCOSIA上の原	48	中の原一丁目1番6号	883-6961
	〃	メディカルビレッジ陣山	19	陣山二丁目6番2号	482-6250
	〃	メディカルビレッジ千代ヶ崎	49	千代ヶ崎二丁目7番37号	616-6176
	〃	笑う門にはさくら館2	20	三ツ頭二丁目10番14号	602-8751
	〃	GreenⅡ号館	18	楠橋上方二丁目15番19号	981-1252
	〃	穂や家	15	茶屋の原四丁目13番8号	482-6383
	〃	笑顔満開はなことば八幡西	8	大平二丁目7番3号	616-9567
	〃	詩	6	永犬丸西町一丁目1番24号	695-7775
〃	ひだまりハウス	5	上上津役二丁目20番2号	230-0139	
〃	ふじの里	11	野面二丁目7番23号	080-8378-3009	
〃	Life You	18	木屋瀬東二丁目5番35号	619-1575	
〃	アマリス沖田	14	沖田四丁目15番11号	614-1687	
〃	高齢者シェアハウス穂や家香月	8	上香月一丁目15番2号	616-2369	
〃	大浦家	9	大浦一丁目5番6号	692-7111	
〃	上津役家	15	上上津役五丁目4番11号	777-4633	
〃	三笑苑	15	高江五丁目4番10号	616-7702	
〃	湧水館 山浦倶楽部	27	木屋瀬東一丁目7番28号	617-1184	
〃	PDハウス陣原	60	陣原二丁目14番31号	622-4321	
〃	メディカルビレッジ清納	53	清納一丁目2番32号	663-0066	

令和7年4月1日現在

区	類型	施設名	定員	所在地	TEL
八幡 西 区	住宅型	ここあの里則松	34	則松六丁目9番41号	601-8880
	介護付	クレアール	75	町上津役東二丁目2番13号	614-2660
	〃	ひかり	60	則松東二丁目5番10号	695-6855
	〃	さわやか鳴水館	87	東鳴水五丁目7番6号	644-0010
	〃	ひだまりI号館	27	浅川一丁目25番5号	695-1321
	〃	パレス穴生	65	鉄竜一丁目1番10号	644-7773
	〃	パークサイドコート	45	下上津役一丁目8番1号	613-8931
	〃	さわやかレークサイド中の原	75	中の原二丁目19番2号	613-8881
	〃	のぞみ	72	陣原三丁目25番1号	621-0770
	〃	生活支援ホーム本城	40	御開二丁目5番16号	602-8808
	〃	南王子さくら館	70	南王子町2番15号	631-2000
	〃	こうじゃくの杜	65	上上津役五丁目15番27号	613-6661
戸畑 区	住宅型	さわやか福ふく館	53	福柳木一丁目18番22号	884-2200
	〃	サンセリテ明治町	47	明治町10番18号	871-3711
	〃	さとみ	4	丸町二丁目12番3号	881-6729
	介護付	さわやかパークサイド新川	61	新川町2番13号	861-0500

令和7年4月1日現在

その他の制度

在日外国人高齢者給付金

制度上年金の受給権を得ることができなかった外国人高齢者に対して、福祉的な給付金を支給します。

サービスの内容

○下記の対象となる人へ月額1万円を年4回に分けて支給します。

サービスを利用できる人

○北九州市に住民登録を行っている者又は北九州市の被措置者で、次のいずれかに該当する人

- ① 大正15年(1926年)4月1日以前に出生し、昭和57年(1982年)1月1日前から日本国内で旧外国人登録を行っていた人のうち、永住許可又は特別永住資格を受けている人
- ② 明治44年(1911年)4月2日以降大正15年(1926年)4月1日以前に出生し、昭和57年(1982年)1月1日前から日本国内で旧外国人登録を行っていた人のうち、昭和36年(1961年)4月1日以降に日本国籍を取得した人で、年金受給資格期間を満たすことができない人
- ③ 明治44年(1911年)4月1日以前に出生し、昭和57年(1982年)1月1日前から日本国内で旧外国人登録を行っていた人のうち、70歳に到達した日以降に日本国籍を取得した人

※ただし、以下のいずれかに該当する場合は支給を停止します。

- (1) 本人の前年所得が、老齢福祉年金の支給停止となる所得を超えるとき
- (2) 生活保護を受けているとき
- (3) 本市の外国人重度障害者給付金を受給しているとき
- (4) 公的年金及び他自治体から同趣旨で支給されている給付金を受給している人で、当該受給額が外国人高齢者給付金の支給額を超えるとき

利用方法

○各区役所高齢者・障害者相談係に申請してください。

問合せ	各区役所高齢者・障害者相談係	裏表紙参照
-----	----------------	-------

障害者控除対象者認定書の交付

精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、障害の程度が知的障害のある人又は身体障害のある人に準ずると認められる人等に対し、「障害者控除対象者認定書」を交付します。
所得税及び住民税の障害者控除又は特別障害者控除を受けることができます。

サービスの内容

○下記認定の対象とされる人又は認定の対象とされる人を扶養している親族に、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

サービスを利用できる人

○介護保険の要介護認定を受けている人

介護保険の要介護認定調査結果により審査します。

認定		認定基準
障害者	知的障害者 (軽度・中度)に 準ずる	認知症度 Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 Ⅲ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
特別障害者	知的障害者 (重度)に 準ずる	認知症度 Ⅳ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。 M：著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。
	寝たきり年長者	寝たきり度 B：屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。 C：1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。

○介護保険の要介護認定を受けていない人

申請の際に、指定医が発行する「身体障害者診断書・意見書（有料）」が必要です。

ただし、「身体障害者診断書・意見書」を取っても診断結果によっては対象とならない場合もあります。

認定		認定基準
障害者	身体障害者手帳 3～6級に準ずる	身体障害者福祉法施行規則別表に掲げる3級～6級の障害に該当
特別障害者	身体障害者手帳 1～2級に準ずる	身体障害者福祉法施行規則別表に掲げる1級～2級の障害に該当

費用(自己負担額)

○無料

利用方法

○各区役所高齢者・障害者相談係に申請してください。

参考

○所得控除額 詳しくは税の窓口でお尋ねください。

	市民税	所得税
障害者	260,000円	270,000円
特別障害者	300,000円	400,000円

問合せ	各区役所高齢者・障害者相談係	裏表紙参照
-----	----------------	-------

いきがいと社会参加

老人クラブ活動

高齢者原則 30 人以上で結成し、社会奉仕やレクリエーション等を通して地域の仲間づくり等を行う老人クラブの活動を促進します。

会員

60 歳以上の人

運営

老人クラブは、世代や性別にかかわらず、会員相互の意見を十分にふまえた、高齢者自身による自主的な運営です。

活動内容

〈社会奉仕活動〉地域の役に立ち、会員自身もいきがいを感じることができる奉仕活動を行っています。

- 清掃・美化……公園や道路の清掃奉仕活動、町の美化活動など
- リサイクル……古紙回収活動、廃品回収活動など
- 友愛活動……声かけ活動、一人暮らし高齢者の誘い出し・訪問活動、社会福祉施設訪問奉仕活動など
- その他……交通安全活動、防犯防火活動など

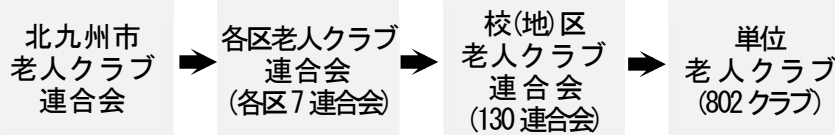
〈教養・学習活動〉教養や趣味の講座などの開催、もしくは参加。

- 学習・講習・講演会……各種教養講座、講演会、研修会の開催及び参加、各種趣味講座の開催
- その他……作品展示会の開催、社会見学、史跡見学、各種文化活動など

〈健康増進活動〉会員の健康維持のために、高齢者でもできるスポーツについて学ぶこと実践すること、普及することなどを目的とした活動。

- シニア・スポーツ活動……各種スポーツ活動(ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンク等のニュースポーツ、シニアスポーツやウォーキング、健康体操など)の実践、各種スポーツ教室の開催、各種スポーツ大会の開催など
- 健康学習……健康教室の開催、参加

組織



問合せ	北九州市老人クラブ連合会	電話 871-2910
-----	--------------	-------------

年長者の生きがいと創造の事業

高齢者が地域社会の一員として積極的な役割を担うことを目的に、老人クラブが行う次の活動に対して助成を行います。

- 友愛訪問活動
 - ①週1回程度、一人暮らし及び寝たきり等の支援が必要な高齢者を訪問します。
 - ②安否の確認及び話し相手、簡単な家事手伝い等の援助活動を行います。
- 施設訪問活動
 - ①近隣の福祉施設を訪問して、清掃やおむつたみ等のボランティアを行います。
 - ②会員の手作りの物品を持参したり、演芸披露等で入所者との交歓交流を行います。
- 文化伝承創造活動
 - ①地域に伝わる伝統芸能を次世代に伝承するため、伝承教室や講習会を開催します。
 - ②昔ながらの懐かしい料理の講習会等を開催します。

問合せ	北九州市老人クラブ連合会	電話 871-2910
-----	--------------	-------------

高齢者ふれあい入浴事業

65歳以上の市民が、普通公衆浴場(銭湯)に無料で入浴できる日を設け、高齢者が地域でふれあう(外出する)機会を提供し、孤独感の解消や仲間づくりの支援を行います。

対象者

65歳以上の市民

対象施設

市内の普通公衆浴場(銭湯)：9施設

区	施設名	所在地	電話番号
門司	きく湯	清見 1-6-17	321-6511
	ふじの湯	下馬寄 7-22	381-1890
小倉北	大黒湯	中島 1-13-6	521-4248
小倉南	幸温泉	北方 3-12-1	921-3298
若松	鶴の湯	白山 2-8-4	771-2301
八幡東	神田湯	大蔵 2-11-8	651-4841
	東湯	松尾町 1-25	651-6766
戸畑区	朝日湯	千防 3-10-5	881-4791
	昭和湯	浅生 2-8-6	861-1782

実施内容

毎月26日に、上記施設を無料でご利用いただけます。

※実施日が休業日と重なる施設は、翌営業日に実施します。

※利用時に、65歳以上の市民であることが確認できる、公的機関が発行した証明書等を提示してください(住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、マイナンバーカード等)。

※無料対象者の同伴者などで、市内に居住する65歳以上の市民でない人は、有料となります。

問合せ	保健福祉局長寿社会対策課	電話 582-2407
-----	--------------	-------------

年長者いこいの家

地域の高齢者の教養の向上やレクリエーション活動等を行う際のいこいの場として設置されており、運営・管理は地元住民で組織された「年長者いこいの家運営委員会」が行っています。

利用対象者

おおむね60歳以上の人

各区いこいの家設置状況

門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	合計
14	28	32	16	13	43	14	160

令和7年4月1日現在

問合せ	各区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワーク係	裏表紙参照
-----	-------------------------	-------

新門司老人福祉センター(まつがえ荘)

高齢者の健康の増進、機能回復訓練、レクリエーションのための場として入浴設備のある新門司老人福祉センター(まつがえ荘)を運営しています。

場所

門司区新門司三丁目5番

利用対象者

全年齢対象

利用時間

9:30~16:30 【休館日】月曜、祝日(敬老の日を除く)、年末年始、8月14日・15日

利用料

個人 1回200円、団体(30人以上) 1人1回100円、ヘルストロン 1回50円

○60歳以上の身体障害者(四級以上の人)は、身体障害者手帳を提示すれば無料となります。また、付添の人1名も無料です。

○未就学児は無料です。

施設内容

大広間、娯楽室、浴場、囲碁・将棋室、ヘルストロン室、食堂など

※送迎バス(無料)を運行しています。詳しくは、下記までお問合せください。

バス運行ルート(5ルート)

地元路線(恒見・吉志方面)、門司港方面、門司駅方面、大積・白野江方面、小倉南区吉田・沼方面

問合せ	北九州市立新門司老人福祉センター	電話 481-3951
-----	------------------	-------------

文化施設・体育施設等利用料金の減免

高齢者の社会参加を促進するために、市立の文化・体育施設などを割引料金で利用できます。

利用対象者

65歳以上の人

対象施設

美術館、博物館、小倉城、松本清張記念館、体育館、プール、テニスコートなどの市内公共施設等(福岡市、下関市、熊本市、鹿児島市の施設も一部ご利用いただけます)

※施設利用の際は、65歳以上の市民であることが確認できる、公的機関が発行した証明書等を提示してください(住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、マイナンバーカード等)。

※平成31年3月31日までに交付された年長者施設利用証も引き続き本人確認のためにご利用いただける施設もございます(現在は発行していません)。

※ご不明な点は各施設へ直接お尋ねください。

<7割減免で利用できる市内施設>

	施設名	所在地	電話
文化・ 観光等 施設	白野江植物公園	門司区白野江二丁目	341-8111
	旧門司三井倶楽部	門司区港町7-1	321-4151
	旧大阪商船(わたせせいぞうギャラリー)	門司区港町7-18	321-4151
	小倉城	小倉北区内2-1	561-1210
	グリーンパーク	若松区大字竹並響灘緑地内	741-5545
	熱帯生態園	若松区大字竹並響灘緑地内	741-5545
	ひびき動物ワールド	若松区大字竹並響灘緑地内	741-2700
	響灘ビオトープ	若松区響町一丁目	751-2023
	スペースLABO(北九州市科学館)	八幡東区東田四丁目1-1	671-4566
	自然史・歴史博物館(常設展のみ)	八幡東区東田二丁目4-1	681-1011
	北九州市立北方地域交流センター多目的ホール	小倉南区北方三丁目40-1	951-6052
	美術館(コレクション展のみ)	戸畑区西鞆ヶ谷町21-1	882-7777

<7 割減免で利用できる市内施設>

	施設名	所在地	電話
体育館	新門司体育館	門司区吉志新町二丁目 1-1	483-3717
	門司体育館	門司区高田一丁目 20-1	381-6445
	小倉北体育館	小倉北区三郎丸三丁目 4-1	923-0823
	三萩野体育館	小倉北区三萩野三丁目 3-1	921-2761
	大庭産業アリーナ小倉南	小倉南区日の出町二丁目 5-1	963-2675
	城野体育館	小倉南区八幡町 34-1	951-6313
	曾根体育館	小倉南区下曾根四丁目 22-2	472-0215
	若松体育館(体育館、トレーニング室)	若松区古前一丁目 1-1	761-1983
	総合体育館(体育館、トレーニング室)	八幡東区八王寺町 4-1	652-4001
	八幡東体育館	八幡東区中央三丁目 9-6(高炉台公園内)	662-9000
	的場池体育館	八幡西区的場町 1-2	631-0180
	黒崎体育館	八幡西区藤田四丁目 1-1	645-1199
	城山体育館	八幡西区屋敷二丁目 14-1	642-9575
	香月スポーツセンター	八幡西区香月中央一丁目 9-1	618-2194
	折尾スポーツセンター(体育館、トレーニング室)	八幡西区大浦三丁目 9-1	691-0812
第一警備スポーツセンター戸畑(体育館、トレーニング室)	戸畑区浅生二丁目 1-1	883-5501	
陸上競技場	黒崎播磨陸上競技場 in HONJO	八幡西区御開四丁目 16(本城公園内)	692-0886
	鞆ヶ谷競技場	戸畑区西鞆ヶ谷町 20	881-2556
庭球場	新門司庭球場	門司区新門司北二丁目 6-2	481-0527
	門司庭球場	門司区谷町一丁目 2-3	321-1066
	田野浦庭球場	門司区新開 13	332-0271
	三萩野庭球場	小倉北区三萩野三丁目 3-2	951-3950
	小倉南庭球場	小倉南区日の出町二丁目 5	963-2675
	文化記念庭球場	小倉南区田原五丁目 1	472-4693
	紫川河畔庭球場	小倉南区徳力新町一丁目 1-18	964-0128
	吉田太陽の丘庭球場	小倉南区中吉田二丁目 10	471-2518
	若松庭球場	若松区響南町 5	751-9242
	桃園庭球場	八幡東区桃園三丁目 1	671-3503
	城山庭球場	八幡西区屋敷二丁目 14	642-9575
	香月中央庭球場	八幡西区香月西四丁目 1	617-9355
	第一警備スポーツセンター戸畑(庭球場)	戸畑区浅生二丁目 1-1	883-5501
弓場	門司弓道場	門司区大里東一丁目 4-8	372-0469
	勝山弓道場	小倉北区城内 4	571-5481
	小倉南武道場(弓道場)	小倉南区徳力二丁目 10-1	964-3646
	若松武道場(弓道場)	若松区古前一丁目 1-2	771-3423
	的場池弓道場	八幡西区的場町 1-2	621-9070
	城山緑地アーチェリー場	八幡西区屋敷二丁目 4	642-9575
	第一警備スポーツセンター戸畑(弓道場)	戸畑区浅生二丁目 1-1	883-5501
柔剣道場	大里柔剣道場	門司区不老町一丁目 1-4	381-4776
	小倉北柔剣道場	小倉北区田町 14-19	592-4512
	小倉南武道場(柔剣道場)	小倉南区徳力二丁目 10-1	964-3645
	若松武道場(柔剣道場)	若松区古前一丁目 1-2	771-3422
	桃園武道場(オープン予定)	八幡東区桃園三丁目 1	未定
	香月スポーツセンター柔剣道場	八幡西区香月中央一丁目 9-1	618-2194
	八幡西柔剣道場	八幡西区則松七丁目 16-45	601-9856
第一警備スポーツセンター戸畑(柔剣道場)	戸畑区浅生二丁目 1-1	883-5501	
プール(屋内)	新門司温水プール	門司区新門司三丁目 5	481-2707
	思永中学校温水プール	小倉北区大門一丁目 5-1	591-4810
	若松体育館プール	若松区古前一丁目 1-1	761-1983
	グローバルマーケットアクアパーク桃園	八幡東区桃園三丁目 1-6	661-2365
	折尾スポーツセンタープール	八幡西区大浦三丁目 9-1	691-0812
第一警備スポーツセンター戸畑(プール)	戸畑区浅生二丁目 1-1	883-5501	

<7 割減免で利用できる市内施設>

施設名		所在地	電話
プール(屋外)	志井ファミリープール(入場料・波のプール)	小倉南区志井公園 2-1	963-5900
	文化記念プール	小倉南区田原五丁目 1-2	473-9230
	松ヶ江プール	門司区大字畑 2066	市民文化 スポーツ局 スポーツ振 興課 582-2395 ※ オープン は、7・8 月の 2 ヶ月間 注:施設によ って時期が 異なる場合 があります。
	和布刈塩水プール	門司区大字門司 3491-1(めかり公園内)	
	大里プール	門司区不老町一丁目 1	
	文化記念プール	小倉南区田原五丁目 1-2	
	朽網プール	小倉南区朽網東一丁目 2-13	
	紫川河畔プール	小倉南区徳力新町一丁目 1-8	
	小石プール	若松区小石本村町 20-1	
	藤ノ元プール	若松区今光二丁目 16-14	
	大池プール	八幡西区鷹の巣二丁目 15-2	
	折尾プール	八幡西区丸尾町 4-14	
	沖田プール	八幡西区三ヶ森四丁目 4-17	
	木屋瀬プール	八幡西区大字野面 610-4	
上津役プール	八幡西区上上津役四丁目 18		
生涯学習センター	門司生涯学習センター大里分館(体育室・トレーニング室)	門司区下馬寄 6-8	
	八幡東生涯学習センター尾倉分館(体育室)	八幡東区尾倉二丁目 6-6	661-1122
	八幡西生涯学習センター折尾分館(体育室・テニスコート)	八幡西区南鷹見町 6-1	691-5653

※体育館、陸上競技場、庭球場、弓道場、柔剣道、プールの減免は、1日1施設に限り、2時間を限度とします。

<その他割引料金で利用できる市内施設>

施設名		所在地	電話	割引内容
青少年教育施設	もじ少年自然の家	門司区大字喜多久 784-1	341-1128	宿泊するときの施設使用料を2割引
	足立青少年の家	小倉北区寿山町 7-14	951-0131	
	かぐめよし少年自然の家	小倉南区大字頂吉 451-1	451-3111	
	玄海青年の家	若松区大字竹並 126-2	741-2801	
渡船	小倉航路(馬島、藍島)	小倉北区浅野三丁目 9-1	531-1712	運賃を5割引
	若戸航路	戸畑区北島旗町 11-1	861-0961	
北九州穴生ドーム		八幡西区鉄竜一丁目 5-2	645-6691	6割引
門司港レトロ展望室		門司区東港町 1-32	321-4151	入館(園)料、観覧料を2割引
関門海峡ミュージアム		門司区西海岸一丁目 3-3	331-6700	
九州鉄道記念館		門司区清滝二丁目 3-29	322-1006	
小倉城庭園		小倉北区城内 1-2	582-2747	
旧安川邸		戸畑区一枝一丁目 4-23	482-6033	
松本清張記念館		小倉北区城内 2-3	582-2761	
文学館		小倉北区城内 4-1	571-1505	
長崎街道木屋瀬宿記念館		八幡西区木屋瀬三丁目 16-26	619-1149	
漫画ミュージアム		小倉北区浅野二丁目 14-5 あるある City 5階・6階	512-5077	
美術館(企画展)		戸畑区西鞆ヶ谷町 21-1	882-7777	
到津の森公園		小倉北区上到津四丁目 1-8	651-1895	入園料を5割引
皿倉山ケーブルカー		八幡東区大字尾倉 1481-1	671-4761	大人往復券が500円で購入可
障害者スポーツセンター「アレアス」		小倉北区三郎丸三丁目 4-1	922-0026	トレーニング室利用料金を5割引等
脇田海釣り桟橋		若松区大字安屋地先	741-3610	釣り台利用料金5割引(平日のみ)

<利用できる福岡市の施設>

施設名		所在地	電話	割引内容
文化施設等	「博多町家」ふるさと館	福岡市博多区冷泉町 6-10	092-281-7761	無料
	福岡市美術館(コレクション展のみ)	福岡市中央区大濠公園 1-6	092-714-6051	
	福岡アジア美術館(常設展のみ)	福岡市博多区下川端町 3-1 博多リバレインセンタービル 7・8F	092-263-1100	
	福岡市博物館(常設展・企画展のみ)	福岡市早良区百道浜三丁目 1-1	092-845-5011	
	アミカス(軽運動室 A、創作室)	福岡市南区高宮三丁目 3-1	092-526-3755	
公園	福岡市動植物園	福岡市中央区南公園 1-1	092-531-1968	
	松風園	福岡市中央区平尾三丁目 28	092-524-8264	
	友泉亭公園	福岡市城南区友泉亭 1-46	092-711-0415	
	楽水園	福岡市博多区住吉二丁目 10-7	092-262-6665	
海づり公園		福岡市西区大字小田字池ノ浦地先	092-809-2666	5割引

<利用できる下関市の施設>※一部施設については、利用時に申請書をお書きいただく場合があります。

施設名		所在地	電話	割引内容
長府庭園		下関市長府黒門東町 8-11	083-246-4120	5割引
長府毛利邸		下関市長府惣社町 4-10	083-245-8090	
下関市立美術館(所蔵品展のみ)		下関市長府黒門東町 1-1	083-245-4131	
下関市立歴史博物館(常設展のみ)		下関市長府川端 2-2-27	083-241-1080	
豊田ホテルの里ミュージアム		下関市豊田町大字中村 50-3	083-767-0350	
土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム		下関市豊北町大字神田上 891-8	083-788-1841	
リフレッシュパーク豊浦		下関市豊浦町大字川棚 2035-9	083-772-4000	
東行記念館(常設展のみ)		下関市大字吉田 1184	083-284-0212	
下関市ふれあい健康ランド プール		下関市大字井田・大字小野	083-256-6926	
下関市ふれあい健康ランド 浴場				
海峡ゆめタワー		下関市豊前田町 3-3-1	083-231-5877	無料
田中絹代ぶんか館		下関市田中町 5-7	083-250-7666	

※下関市ふれあい健康ランドのプールについては、夏季のみの営業となっております。

<利用できる熊本市の施設>

施設名		所在地	電話	割引内容
熊本城(特別公開実施中)		熊本市中央区本丸 1-1	096-223-5011	入館料 (入園料) 無料
桜の馬場 城彩苑 熊本城ミュージアムわくわく座		熊本市中央区二の丸 1-1-1	096-288-5600	
熊本市動植物園		熊本市東区健軍 5-14-2	096-368-4416	
熊本博物館		熊本市中央区古京町 3-2	096-324-3500	
旧細川刑部邸(休園中)		熊本市中央区古京町 3-1	096-352-5900	
公園	北岡自然公園	熊本市中央区横手 2-5-1	096-356-8005	
	立田自然公園	熊本市中央区黒髪 4-610	096-344-6753	
熊本市塚原歴史民族資料館		熊本市南区城南町塚原 1924	0964-28-5962	
記念館	夏目漱石内坪井旧居	熊本市中央区内坪井町 4-22	096-325-9127	
	夏目漱石大江旧居	熊本市中央区水前寺公園 21-16	096-385-2266	
	小泉八雲熊本旧居	熊本市中央区安政町 2-6	096-354-7842	
	横井小楠記念館	熊本市東区沼山津 1-25-91	096-368-6158	
	熊本洋学校教師ジェーンズ邸	熊本市中央区水前寺公園 12-10	096-382-6076	
	リデル・ライト両女史記念館	熊本市中央区黒髪 5-23-1	096-345-6986	
	御馬下の角小屋	熊本市北区四方寄町 1274	096-245-2963	
	徳富記念園	熊本市中央区大江 4-10-33	096-362-0919	
後藤是山記念館		熊本市中央区水前寺 2-6-10	096-382-4061	
熊本市田原坂西南戦争資料館		熊本市北区植木町豊岡 858-1	096-272-4982	
熊本藩川尻米蔵		熊本市南区川尻 3-3-30	096-358-8008	
熊本市現代美術館 (有料企画展が割引料金)		熊本市中央区上通 2-3	096-278-7500	

※熊本地震の影響により休館中の施設がありますので、施設利用の際はご注意ください。

※熊本城特別公開は、オフィシャルサイト (<https://kumamoto-guide.jp/>) をご覧ください。

<利用できる鹿児島市の施設>※満70歳からのご利用となります。

施設名	所在地	電話	割引内容
鹿児島市平川動物公園	鹿児島市平川町 5669-1	099-261-2326	入園料無料
鹿児島市立美術館	鹿児島市城山町 4-36	099-224-3400	常設展観覧料無料
いおワールドかごしま水族館	鹿児島市本港新町 3-1	099-226-2233	入館料5割引
鹿児島市維新ふるさと館	鹿児島市加治屋町 23-1	099-239-7700	入館料 (観覧料) 無料
鹿児島市立ふるさと考古歴史館	鹿児島市下福元町 3763-1	099-266-0696	
かごしま近代文学館	鹿児島市城山町 5-1	099-226-7771	
かごしまメルヘン館	鹿児島市城山町 5-1	099-226-7771	
西郷南洲顕彰館	鹿児島市上竜尾町 2-1 (南洲公園内)	099-247-1100	
旧鹿児島紡績所技師館 (異人館)	鹿児島市吉野町 9685-15	099-247-3401	

問合せ	各区役所保健福祉課	裏表紙参照
-----	-----------	-------

北九州穴生ドーム

北九州穴生ドームは、高齢者をはじめ市民の心身の健康づくりや世代間の相互交流、ニュースポーツ振興の拠点として設置された、全天候型のドーム式多目的グラウンドです。

場所

八幡西区鉄竜1丁目5-2

利用できる種目

ゲートボール、グラウンドゴルフ、テニス、ニュースポーツ(ユニカール、インディアカ、ペタンクなど)等
利用料

1人1回(2時間)

<個人利用>(火曜日は個人利用の優先日です)

○一般……………750円(回数券6,000円(10回分))

○小・中・高生……………370円(回数券2,960円(10回分))

※受付の際に学生証を提示してください。(小学生除く)

○65歳以上の方……………300円(回数券2,400円(10回分))

※65歳以上の市民であることが確認できる、公的機関が発行した証明書等を提示してください(住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、マイナンバーカード等)。

<専用利用・全面使用>

○体育行事に使用するとき……………1時間毎に 3,750円(営利等の場合1時間毎に15,000円)

○体育行事以外の行事に使用するとき……………1時間毎に 7,500円(営利等の場合1時間毎に45,000円)

<専用利用・半面使用>

○体育行事に使用するとき……………1時間毎に 1,870円(営利等の場合1時間毎に7,480円)

○体育行事以外の行事に使用するとき……………1時間毎に 3,750円(営利等の場合1時間毎に22,500円)

開館時間

9:00~21:00 【休館日】年末年始

問合せ	北九州市立北九州穴生ドーム	電話 645-6691
-----	---------------	-------------

年長者研修大学校

高齢者の生きがいづくりの一環として、教養、趣味、レクリエーションなどの各種講座を市内2カ所に設置された年長者研修大学校で行います。

対象者

市内在住の60歳以上の人

周望学舎

所在地:小倉北区新高田二丁目29-1

開講講座:生活情報、写真入門、花と野菜づくりなど17コース

定員:1講座24名~40名

研修期間:1年間(37回)(一部コースを除く)

穴生学舎

所在地:八幡西区鉄竜一丁目 5-1

開講講座:パソコン入門、北九州観光ナビ、食紀行など 15 コース

定員:1 講座 18 名~48 名

研修期間:1 年間(28 回)(一部コースを除く)

受講料

年間 周防学舎 24,000 円 穴生学舎 16,000 円(一部コースを除く)

※上記の年間コースの申し込みは1 月中旬からです(市政だよりでお知らせします)。

※年間コースのほかに、短期コースや1 日体験講座、シニアカレッジなども実施しています(市政だよりでお知らせします)。

問合せ	北九州市立年長者研修大学校周望学舎	電話 591-2626
	北九州市立年長者研修大学校穴生学舎	電話 645-6688

生涯現役夢追塾

地域の経済活動や社会貢献活動の担い手として活躍できるスキルを身につけるために、起業独立やNPO 活動などの夢の実現に向けた実践的な講座を行います。

対象者

生涯現役を目指す意欲あふれる 50 歳以上の人

定員

40 名

研修期間

6 月~翌 3 月

受講料

50,000 円

受講場所

東田エコクラブなど

問合せ	生涯現役夢追塾 事務局	電話 662-3100
-----	-------------	-------------

長寿祝金

長年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いするため、高齢者に対し祝金を支給します。

対象者及び支給金額

9 月 1 日現在、市内に引き続き 3 か月以上住所を有し、その年度内に次の年齢になる誕生日を迎える人
○88 歳(米寿)……1 万円 ○100 歳………2 万円

問合せ	保健福祉局 長寿社会対策課	電話 582-2407
-----	---------------	-------------

いきがい活動ステーション

高齢者の社会参加やいきがいづくりを促進するため、高齢者の参加しやすいボランティア活動、生涯学習、仲間づくりなどの情報提供を行います。

また、活動のマッチングや、地方創生の推進を図るための情報発信、ニーズの把握を行います。

所在地

本ステーション:男女共同参画センター・ムーブ内(小倉北区大手町 11-4 1 階)

サテライトステーション:年長者研修大学校穴生学舎内(八幡西区鉄竜一丁目 5-1)

開館時間

本ステーション:9:30~18:00(日曜・月曜・祝日・年末年始は休館)

サテライトステーション:9:30~16:00(開館日:月曜・火曜・木曜)

HP アドレス

<http://www.iki-st.com>

問合せ	いきがい活動ステーション	電話 383-3737
	保健福祉局 長寿社会対策課	電話 582-2407

就労支援

高齢者就業支援センター

高齢者就業支援センターでは、併設する「シニア・ハローワーク戸畑」や下記「シルバー人材センター」「はつ・らつ・コミュニティ北九州」と連携し、ワンストップ方式（一ヶ所であらゆる相談に応じる）で高齢者の就業を支援しています。相談者ひとりひとりの状況や希望に沿ったきめ細かな相談を行い、それぞれに必要な情報を提供します。

対象者 おおむね 50 歳以上の求職者及び転職希望者

業務内容 就業相談、カウンセリング、求人情報の提供、スキルアップにつながる能力開発講座、その他各種セミナーの開催

問合せ	北九州市高齢者就業支援センター	電話 882-5400
-----	-----------------	-------------

（公社）北九州市シルバー人材センター

高齢者が積極的に社会参加するため、臨時的、短期的、軽易な就業の機会を提供します。

会員 市内在住で原則として 60 歳以上の、健康で働く意欲と能力を持っている人（年会費あり）

業務内容 家事援助、子育て支援、植木の手入れ、宛名書き、駐輪・駐車場管理、屋内外の清掃、除草、事業所派遣 など

問合せ	公益社団法人 北九州市シルバー人材センター	本 部：電話 922-4801 西部出張所：電話 482-6112
-----	-----------------------	--------------------------------------

はつ・らつ・コミュニティ北九州（（公社）福岡県高齢者能力活用センター）

長年にわたる職業経験で得た知識・技能を持つ就職希望者に対し、派遣と職業紹介（直雇用の紹介）による就業の機会を提供します。

対象者 おおむね 50 歳以上の求職者及び転職希望者

業務内容 求職登録をしていただいた後、企業の依頼にもとづき、派遣や職業紹介を通じて就業を支援します。

問合せ	はつ・らつ・コミュニティ北九州（（公社）福岡県高齢者能力活用センター）	電話 881-6699
-----	-------------------------------------	-------------

高齢者を支える組織

北九州市社会福祉協議会

「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」のため、地域のみなさんと一緒に考え行動していく社会福祉法人です。

身近な生活上の困りごとやサロン等の居場所づくり活動についての相談があれば、校（地）区社会福祉協議会のみなさんと一緒に、解決に向けたお手伝いをします。

ボランティア・市民活動（活動推進課）

ボランティアによる下記の取り組みを行っている他、ボランティアとして活動したい人、ボランティアに協力をお願いしたい人からの相談に対応します。ご相談等については、お近くの区事務所にお問合せください。

○シルバーひまわり送迎サービス

在宅で外出が困難な高齢者の通院・買い物など日常生活を支援するための送迎を行っています。

○腕自慢おまかせサービス

企業や市民グループ、個人のボランティアが高齢者世帯等に出向き、簡単な大工仕事等を行っています。

※いずれもご利用に際して条件があります。

【社会福祉協議会に関する連絡先】

	所在地	電話
地域支援課	戸畑区汐井町 1-6(ウエルとばた 8 階)	882-4425
活動推進課	戸畑区汐井町 1-6(ウエルとばた 3 階)	881-0110

【各区事務所】

	所在地	電話番号	電話番号 (ボランティア)
門司区	門司区清滝一丁目 1-1 (門司区役所 2 階)	331-3688	322-2966
小倉北区	小倉北区大手町 1-1 (小倉北区役所東棟 3 階)	571-5452	562-2051
小倉南区	小倉南区若園五丁目 1-2 (小倉南区役所 2 階)	951-5388	951-5220
若松区	若松区浜町一丁目 1-1 (若松区役所 2 階)	761-3422	761-2208
八幡東区	八幡東区西丸山町 2-1 (八幡東区社会福祉センター1 階)	681-6601	662-0911
八幡西区	八幡西区黒崎三丁目 15-3 (コムシティ 6 階)	642-5035	642-0407
戸畑区	戸畑区千防一丁目 1-1 (戸畑区役所 3 階)	871-3259	881-8555

いのちをつなぐネットワーク

いのちをつなぐネットワークとは？

「いのちをつなぐネットワーク」とは、地域における既存の見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくすることによって、高齢者をはじめ、支援を必要としている人が社会的に孤立することがないよう地域全体で見守り、必要なサービスなどにつなげていくための取り組みです。

いのちをつなぐネットワーク孤立死をなくす 3 か条

住民や地域団体、関係団体、地域に根ざした民間企業、行政、関係機関、地域全体で全てのいのちを大切にするための

「見つける」…地域全体で困っている人に気付きます。

「つなげる」…支援できる人につなげます。

「見守る」…できることから、見守りの輪に参画します。

地域から孤立して心配な人がいたら、ご相談ください

いのちをつなぐネットワーク担当係長が地域に出向き（出前主義）、サービスへのつなぎや地域での見守り活動を支援します。

【いのちをつなぐネットワークに関する連絡先】

門司区役所・保健福祉課	電話	331-1887
小倉北区役所・保健福祉課	電話	582-3440
小倉南区役所・保健福祉課	電話	951-4124
若松区役所・保健福祉課	電話	761-3078
八幡東区役所・保健福祉課	電話	671-3022
八幡西区役所・保健福祉課	電話	642-1334
戸畑区役所・保健福祉課	電話	871-0855
保健福祉局地域福祉推進課	電話	582-2060

高齢者のための保健・医療・福祉・介護の「総合相談窓口」 地域包括支援センターです

地域包括支援センターってなに？

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域でその人らしい生活を安心して送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じる「総合相談窓口」です。

市民の皆様からお気軽に相談いただくため、各区役所・出張所（東谷出張所を除く）に設置しています。（一覧 次ページ）

また、町内会や自治会、高齢者の集会等に地域包括支援センター職員が出向き「出前講座」を実施しています。

ご相談ください！ 【相談無料】

専門スタッフが、必要な助言や支援を行います。

高齢者の皆さんの「介護予防」を支援します

(介護予防ケアマネジメント)

- 要支援1・2と認定されたので介護保険のサービスを利用したい
- 最近つまずきやすくなってきた ○高齢になり今後の介護・医療などが心配

高齢者の皆さんのためのさまざまなサービスの相談に応じます

(総合相談支援)

- 掃除や調理などの日常生活で不安がでてきた ○介護に疲れてきた ○介護と仕事の両立に疲れてきた ○介護保険や、それ以外のサービスを利用したい

高齢者の皆さんの権利を守ります

(権利擁護・高齢者虐待防止)

- ものわすれが少し気になる ○お金や財産の管理に自信がない
- 高齢者の虐待に関すること

高齢者の皆さんが暮らしやすい地域となるために支援します

(包括的・継続的ケアマネジメント)

ケアマネジャーや医療機関、民生委員など、高齢者の皆さんの生活を支えるさまざまな人と協力し、支援の輪を広げます。

- ・ 窓口受付時間：月曜～金曜の8時30分～17時(土曜日・日曜日、祝・休日、年末年始は休み)。ただし、緊急の場合のみ、受付時間外でも電話で対応します。

地域包括支援センター一覧

※介護保険の事業者は、一般電話を利用してください。
 ※窓口受付時間：月曜～金曜の8時30分～17時(土曜日・日曜日、祝・休日、年末年始は休み)。
 ただし、緊急の場合のみ、受付時間外でも電話で対応します。

区	相談受付窓口 (設置場所)	名称	市民専用 フリーダイヤル	電話番号	担当地域の目安(小学校区)
門司	・区役所 ・出張所	地域包括支援センター門司1	0120-049233	481-1028	大積、白野江、柄杓田、松ヶ江北、松ヶ江南
		地域包括支援センター門司2	0120-283233	331-2041	小森江(旧小森江東)、田野浦、港が丘、門司海青、門司中央
		地域包括支援センター門司3	0120-329233	391-2017	小森江(旧小森江西)、大里東、大里南、大里柳、西門司、萩ヶ丘、藤松
小倉北	・区役所	地域包括支援センター小倉北1	0120-079033	562-2515	足原、霧丘(小倉南区を除く)、桜丘、寿山、富野
		地域包括支援センター小倉北2	0120-127033	562-2516	藍島、足立、貴船、小倉中央、三郎丸、中島、城野(小倉南区を除く)
		地域包括支援センター小倉北3	0120-259033	591-3014	到津、井堀、中井、西小倉、日明、高見(八幡東区を除く)
		地域包括支援センター小倉北4	0120-853033	591-3015	泉台、今町、清水、南丘(小倉南区を除く)、南小倉
小倉南	・区役所 ・出張所 (東谷出張所を除く)	地域包括支援センター小倉南1	0120-349433	475-7392	朽網、曾根、曾根東、田原、貫、東朽網
		地域包括支援センター小倉南2	0120-794433	923-7039	葛原、高蔵、沼、湯川、吉田
		地域包括支援センター小倉南3	0120-803433	952-5128	北方、城野(小倉北区を除く)、横代、若園、霧丘(小倉北区を除く)
		地域包括支援センター小倉南4	0120-086533	923-7052	企救丘、広徳、志井、徳力、長尾、守恒、南丘(小倉北区を除く)
		地域包括支援センター小倉南5	0120-189533	451-3109	市丸、合馬、長行、新道寺、すがお
若松	・区役所 ・出張所	地域包括支援センター若松1	0120-192133	751-5281	赤崎、くきのうみ、小石、深町、藤木、若松中央
		地域包括支援センター若松2	0120-259133	701-1035	青葉、江川、鴨生田、高須、花房、二島、ひびきの(八幡西区を除く)
八幡東	・区役所	地域包括支援センター八幡東1	0120-719133	663-3305	祝町、枝光、高棚、高見(小倉北区を除く)、槻田、ひびきが丘
		地域包括支援センター八幡東2	0120-835133	661-5132	大蔵、河内、皿倉、花尾(八幡西区を除く)、八幡
八幡西	・区役所 ・出張所	地域包括支援センター八幡西1	0120-379733	601-5402	赤坂、浅川、医生丘、折尾東、本城、光貞、ひびきの(若松区を除く)
		地域包括支援センター八幡西2	0120-512733	644-7623	永犬丸、永犬丸西、折尾西、則松、八枝
		地域包括支援センター八幡西3	0120-618733	621-5032	青山、穴生、熊西、竹末、萩原、引野
		地域包括支援センター八幡西4	0120-729733	621-5053	黒畑、黒崎中央、筒井、鳴水、花尾(八幡東区を除く)
		地域包括支援センター八幡西5	0120-059833	611-5063	大原、上津役、塔野、中尾、八児
		地域包括支援センター八幡西6	0120-139833	617-2752	池田、香月、楠橋、木屋瀬、千代、星ヶ丘
戸畑	・区役所	地域包括支援センター戸畑1	0120-209833	861-2166	あやめが丘、戸畑中央、中原
		地域包括支援センター戸畑2	0120-199533	861-2165	一枝、大谷、鞘ヶ谷、天籟寺、牧山

※電話が難しい場合は、FAXでも相談を受け付けます。FAX番号についてはP107をご覧ください。

身近な相談窓口「まちかど介護相談室」

公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会の会員施設のうち、市に「まちかど介護相談室」として登録している施設に設置されています。経験豊富な施設の職員が、無料で介護や介護予防に関する相談に応じています。

施設名や相談日時(土・日に開設しているところもあります)は、2次元コード又は各地域包括支援センターでご確認ください。



福祉用具プラザ北九州(北九州市立介護実習・普及センター)

福祉用具プラザ北九州は、福祉用具や先端機器等の展示・体験利用に加え、理学療法士・作業療法士等が福祉用具の適合支援や介助方法の助言、利用できる制度の説明など幅広く相談に応じています。また、介護講座等を開催し、介護や福祉用具に関する知識や技術の普及を図っています。

【施設の主な内容】

- ①福祉用具や介護技術に関する専門相談支援
- ②福祉用具の展示、体験利用
- ③福祉用具の適合、自助具の製作
- ④福祉用具・介護に関する講座や研修

【場所】

北九州市総合保健福祉センター(アシスト21)1階

北九州市小倉北区馬借一丁目7-1

●開館時間 9:00~17:30

●休館日 月曜日、祝日及び年末年始

問合せ	福祉用具プラザ北九州	電話 522-8721
-----	------------	-------------

市民センター

本市では、ふれあいのある心豊かな地域社会づくりを促進するため、地域における住民の交流および自主的活動の拠点として、1小学校区に1市民センターを基本に整備してきました。

市民センターでは、コミュニティ活動を始めとした保健福祉活動、生涯学習活動、リサイクル活動、防犯・防災活動等、様々な活動が行われています。更に、市民センターを補完する機能を持つ「市民サブセンター」を設けることにより、更なる地域コミュニティの力を強め、よりきめ細かい地域活動を促進していきます。また、「地域交流支援通所事業（P.45 参照）」も一部の市民センターで行われています。

No	区	センター名	所在地	電話番号	FAX
1	門司	老松	門司区庄司町4番16号	332-0889	332-0070
○ 2		清見	門司区清見三丁目1番1号	331-3033	331-3034
		古城*	門司区浜町6番25号	321-5700	321-5700
○ 3		小森江西	門司区矢筈町5番42号	372-6001	372-6001
4		小森江東	門司区風師三丁目9番20号	331-5735	331-5735
○ 5		白野江	門司区白野江二丁目13番1号	341-3221	341-3222
6		大里東	門司区下二十町3番7号	371-4419	371-4008
7		大里南	門司区原町別院13番27号	391-5591	391-5592
8		大里柳	門司区高田二丁目2番18号	381-2328	381-2018
9		田野浦	門司区新開6番11号	331-2025	331-2025
10		東郷	門司区黒川西一丁目3番26号	341-1126	341-1126
		柄杓田*	門司区大字柄杓田1407番地の14	341-0102	341-0102
○ 11		錦町	門司区清滝三丁目5番5号	332-5600	332-5611
12		西門司	門司区稲積一丁目3番1号	381-4927	381-4927
○ 13		萩ヶ丘	門司区大里戸ノ上三丁目8番1号	372-3720	372-3726
14		藤松	門司区上藤松二丁目3番31号	391-6411	391-6412
○ 15		松ヶ江北	門司区大字畑903番地	481-5725	481-5726
		伊川*	門司区大字伊川1462番地の1	481-7177	481-7177
16	松ヶ江南	門司区吉志新町二丁目1番1号	481-0290	481-0019	
○ 17	丸山	門司区長谷一丁目14番28号	332-1651	332-1652	
○ 18	小倉北	足原	小倉北区足原二丁目8番3号	941-5790	941-5792
○ 19		足立	小倉北区宇佐町一丁目8番15号	541-5085	541-5086
20		泉台	小倉北区真鶴一丁目5番15号	571-3281	571-3277
21		到津	小倉北区下到津四丁目3番2号	583-8866	583-8867
○ 22		井堀	小倉北区井堀三丁目15番2号	592-1170	592-1178
○ 23		今町	小倉北区今町三丁目19番2号	571-9898	582-9498
24		北小倉	小倉北区中井一丁目10番1号	571-3270	571-3279
25		貴船	小倉北区白銀一丁目5番8号	921-2606	921-2612
○ 26		清水	小倉北区弁天町6番5号	592-8351	592-8352
27		霧丘	小倉北区黒原二丁目30番30号	922-7365	922-7365
28		小倉中央	小倉北区堺町二丁目4番24号	551-1201	551-1201
		藍島*	小倉北区大字藍島	751-1311	751-1318
29		桜丘	小倉北区上富野五丁目6番21号	522-5233	522-5235
30		三郎丸	小倉北区熊本一丁目12番1号	941-2763	941-2763
○ 31		寿山	小倉北区大畠三丁目10番2号	531-1226	531-1227
32		富野	小倉北区須賀町6番23号	533-5541	533-5542
33		中井	小倉北区井堀二丁目7番4号	591-8750	591-8750
○ 34		中島	小倉北区昭和町16番2号	931-8370	931-8371
○ 35		西小倉	小倉北区大門一丁目5番2号	592-1603	592-1605
36		日明	小倉北区日明四丁目3番7号	571-3704	571-3079
37	南丘	小倉北区熊谷一丁目26番15号	582-7328	582-7328	
○ 38	南小倉	小倉北区新高田一丁目10番3号	592-5911	592-5912	

※センター名の横に「*」がついているものは、市民サブセンターです。

令和6年4月1日現在

※「地域交流支援通所事業」実施場所には、番号の横に「○」をつけています。

	No	区	センター名	所在地	電話番号	FAX
○	39	小倉南	長行	小倉南区徳吉西三丁目3番16号	452-3651	452-3652
	40		企救丘	小倉南区徳力四丁目17番5号	963-3101	963-3160
	41		北方	小倉南区北方二丁目16番10号	951-0133	951-0035
	42		朽網	小倉南区朽網西三丁目6番39号	471-8566	471-8680
○	43		葛原	小倉南区葛原本町三丁目4番34号	475-2185	475-2186
	44		広徳	小倉南区徳力六丁目3番2号	964-0031	964-0032
	45		志井	小倉南区大字志井279番地	961-1414	961-1415
	46		城野	小倉南区富士見三丁目1番3号	951-0231	951-0232
○	47		曾根	小倉南区中曾根三丁目9番7号	475-6050	475-6051
	48		曾根東	小倉南区下曾根四丁目22番3号	471-7710	471-7602
	49		高蔵	小倉南区上吉田三丁目1番1号	472-1775	472-1776
	50		田原	小倉南区田原三丁目16番31号	474-7552	471-2880
	51		徳力	小倉南区南方二丁目5番37号	963-0158	963-0158
○	52		長尾	小倉南区長行西一丁目1番1号	451-1620	451-2150
○	53		貫	小倉南区西貫一丁目11番1号	475-6070	475-6071
	54		沼	小倉南区沼緑町四丁目28番1号	473-2021	473-2021
○	55		東朽網	小倉南区大字朽網1215番地の1	475-8861	475-8862
	56		東谷	小倉南区大字木下704番地の1	451-0217	451-0217
○	57		守恒	小倉南区守恒二丁目8番36号	963-1446	963-1446
○	58		湯川	小倉南区湯川一丁目8番33号	941-1751	967-2751
	59		横代	小倉南区横代東町四丁目13番1号	962-1731	962-1744
	60		吉田	小倉南区中吉田六丁目27番5号	471-4603	471-4603
	61		両谷	小倉南区徳吉南一丁目6番10号	451-1138	451-1138
○	62		若園	小倉南区若園四丁目1番50号	921-3344	921-3177
	63		若松	青葉	若松区青葉台西一丁目14番1号	742-5331
○	64	赤崎		若松区西小石町8番2号	751-1900	751-1840
	65	島郷		若松区鴨生田二丁目1番1号	791-0483	791-0504
	66	修多羅		若松区白山一丁目9番13号	751-0720	751-0721
○	67	高須		若松区高須北一丁目1番2号	741-5707	741-5707
	68	ひびきの		若松ひびきの北8番28号	701-5161	701-5162
○	69	深町		若松区深町一丁目2番12号	771-6873	771-6435
	70	藤ノ木		若松区赤島町20番13号	771-7956	771-7956
○	71	二島		若松区東二島二丁目7番3号	791-1552	791-1553
	72	古前		若松区古前一丁目28番23号	771-8202	771-8203
○	73	若松中央		若松区浜町一丁目1番2号	771-7685	771-7686
	74	八幡東	祝町	八幡東区宮の町二丁目2番10号	651-3816	651-3817
○	75		枝光	八幡東区日の出一丁目5番11号	661-1034	661-1034
	76		枝光北	八幡東区枝光二丁目8番5号	661-2437	661-2437
○	77		枝光南	八幡東区中央三丁目9番5号	682-0067	682-0068
	78		大蔵	八幡東区大蔵二丁目1番40号	652-3817	652-3843
○	79		尾倉	八幡東区尾倉一丁目15番2号	661-0516	661-0528
			天神*	八幡東区天神町4番24号	681-3231	681-3231
	80		高槻	八幡東区中畑二丁目5番2号	653-2677	653-2688
	81		高見	八幡東区高見二丁目8番20号	651-2101	651-9508
○	82		槻田	八幡東区松尾町19番1号	653-1185	653-4003
	83		平野	八幡東区桃園四丁目1番1号	661-1584	883-6222
○	84	前田	八幡東区祇園一丁目5番1号	662-0552	662-0553	
	85	八幡大谷	八幡東区中央二丁目1番1号	661-1092	661-1092	

※センター名の横に「*」がついているものは、市民サブセンターです。

令和6年4月1日現在

※「地域交流支援通所事業」実施場所には、番号の横に「○」をつけています。

	No	区	センター名	所在地	電話番号	FAX
○	86	八幡西	青山	八幡西区青山二丁目1番3号	631-0767	631-0768
○	87		赤坂	八幡西区星和町28番26号	601-0782	601-0783
○	88		浅川	八幡西区浅川日の峯二丁目1番10号	601-3981	601-3982
	89		穴生	八幡西区鷹の巣三丁目3番1号	641-6026	641-6078
○	90		池田	八幡西区茶屋の原一丁目6番3号	618-2188	618-2280
	91		医生丘	八幡西区千代ヶ崎一丁目12番15号	691-2205	691-2231
○	92		永犬丸	八幡西区美原町9番2号	613-8006	613-8007
	93		永犬丸西	八幡西区永犬丸西町四丁目21番13号	692-5760	692-5761
○	94		大原	八幡西区上上津役三丁目21番21号	612-6914	612-6915
	95		折尾西	八幡西区日吉台一丁目22番20号	601-8231	601-8232
	96		折尾東	八幡西区光明二丁目2番50号	601-8991	601-9001
	97		香月	八幡西区香月中央一丁目7番1号	617-0203	618-4262
			香月西部*	八幡西区高江三丁目6番20号	618-5040	618-5040
○	98		楠橋	八幡西区馬場山緑7番41号	618-8322	618-8328
	99		熊西	八幡西区幸神四丁目3番1号	621-3182	621-3183
	100		黒畑	八幡西区幸神三丁目4番3号	631-8122	631-8123
	101		黒崎	八幡西区藤田四丁目1番1号	641-4106	641-5300
	102		上津役	八幡西区上の原二丁目2番16号	612-3568	612-3568
○	103		木屋瀬	八幡西区木屋瀬東一丁目12番1号	617-1127	617-1127
	104		陣原	八幡西区陣原三丁目23番9-101号	641-0177	641-0178
	105		陣山	八幡東区桃園三丁目1番1号	661-1657	661-1671
	106		竹末	八幡西区若葉一丁目7番1号	631-0261	631-0262
	107		千代	八幡西区千代二丁目27番1号	611-6405	611-6409
	108		筒井	八幡西区山寺町6番30号	641-3407	644-3687
○	109	塔野	八幡西区塔野一丁目3番2号	612-6308	612-6309	
	110	中尾	八幡西区三ヶ森四丁目6番1号	612-3881	612-3903	
○	111	鳴水	八幡西区東鳴水二丁目4番16号	621-3085	621-3086	
	112	則松	八幡西区則松二丁目9番1号	602-2010	602-2056	
	113	引野	八幡西区別所町9番1号	631-8055	631-8056	
	114	星ヶ丘	八幡西区大字笹田920番地の8	617-5273	617-5274	
○	115	本城	八幡西区本城一丁目15番1号	691-2301	691-2302	
	116	光貞	八幡西区浅川学園台二丁目23番2号	692-9469	692-9473	
	117	八児	八幡西区町上津役東一丁目17番1号	613-2555	613-2555	
	118	八枝	八幡西区八枝三丁目8番1号	603-1055	603-1056	
○	119	戸畑	浅生	戸畑区浅生二丁目13番7号	881-5688	881-5688
	120		一枝	戸畑区一枝一丁目8番1号	881-1029	881-1029
○	121		大谷	戸畑区東大谷二丁目2番44号	881-4151	882-3367
	122		鞆ヶ谷	戸畑区西鞆ヶ谷町3番17号	881-1039	881-1039
	123		沢見	戸畑区小芝二丁目1番4号	881-5689	881-5689
	124		三六	戸畑区小芝三丁目12番2号	881-0958	881-0958
	125		天籟寺	戸畑区夜宮二丁目4番15号	881-1028	881-1028
○	126		中原	戸畑区中原西三丁目2番1号	881-1038	881-1038
	127		西戸畑	戸畑区南鳥旗町3番17号	881-2330	881-2330
	128		東戸畑	戸畑区千防三丁目1番12号	881-1019	881-1019
	129		牧山	戸畑区牧山四丁目1番22号	881-1041	881-1041
○	130		牧山東	戸畑区新川町3番25号	881-3177	881-3177

※センター名の横に「*」がついているものは、市民サブセンターです。

令和6年4月1日現在

※「地域交流支援通所事業」実施場所には、番号の横に「○」をつけています。

各区役所 問合せ先一覧

各区役所 所在地

門 司 区	〒801-8510	門司区清滝一丁目 1-1
小 倉 北 区	〒803-8510	小倉北区大手町 1-1
小 倉 南 区	〒802-8510	小倉南区若園五丁目 1-2
若 松 区	〒808-8510	若松区浜町一丁目 1-1
八 幡 東 区	〒805-8510	八幡東区中央一丁目 1-1
八 幡 西 区	〒806-8510	八幡西区黒崎三丁目 15-3
戸 畑 区	〒804-8510	戸畑区千防一丁目 1-1

各区役所 電話番号

		保健福祉課				
		高齢者・障害者 相談コーナー		健康相談 コーナー	保健福祉 相談コーナー	地域包括支援 センター
		高齢者・障害者 相談係	介護保険担当	地域保健係	いのちをつなぐ ネットワーク係	
門司区	TEL	321-4800	331-1894	331-1888	331-1887	P102 参照
	FAX	321-4802	321-4802	321-4802	321-4802	321-4802
小倉北区	TEL	582-3430	582-3433	582-3440	582-3440	P102 参照
	FAX	562-1382	562-1382	561-7777	561-7777	562-2151
小倉南区	TEL	951-4126	951-4127	951-4125	951-4124	P102 参照
	FAX	923-0520	923-0520	951-4136	951-4136	923-0520
若松区	TEL	751-4800	761-4046	761-5327	761-3078	P102 参照
	FAX	751-0044	751-2344	761-3127	751-1753	751-0044
八幡東区	TEL	671-4800	671-6885	671-6881	671-3022	P102 参照
	FAX	662-2781	662-2781	662-2781	662-2781	662-2781
八幡西区	TEL	645-4800	642-1446	642-1444	642-1334	P102 参照
	FAX	642-2941	642-2941	642-2941	642-2941	642-2941
戸畑区	TEL	881-4800	871-4527	871-2331	871-0855	P102 参照
	FAX	881-5353	881-5353	873-1169	873-1169	881-5353

発行／〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
 北九州市保健福祉局長寿社会対策課
 TEL:582-2407 FAX:582-2095